

三國名勝圖會

026219-001-0

291.97-G56s

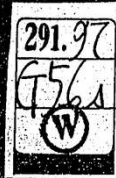
三國名勝図会

五代 秀堯/等編

和1冊

M38

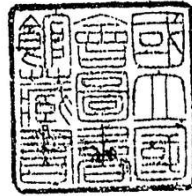
ADC-3914



三國名勝圖會



29197 G56A



新刊三國名勝圖會序  
首和銅季中令法國撰  
進風土記此為本邦地志  
之嚆矢而之惟存出雲撰  
庶數國其他皆已已佚  
學者每以為恨吾薩隅日



261470

三國上古天孫降臨之地  
皇化之所由基山海環  
抱形勢雄偉在當時必  
有祥肅之氣廟之設乃因傳  
然神代遺址如高千穗宮  
可也云倭吾田國並狹碓乎

今古歷々の考は熊襲集  
人々々の統之維々教見  
于史傳島津氏之史書に  
地茅土既廣歷世最久  
屹為西南雄藩於是中  
記載姒姒美々之傑中

舊侯府中史友撰地理志官  
更爲人累年自而成名  
曰之國名榜國志凡六  
十卷考考或籍身嚴造  
聞上經神代下最當卷  
洽以因見知大慶造也

能映出之可謂補初編  
之編而續之其緒去矣  
以考之島津公壽將集  
之意其造也漸次刊行家  
極贊其功矣自聖士德  
小牧傳之也回也也也

任校定之已刻  
為律中史尋以世書也  
梓正義出見延長之  
序友符下諸國自合勅  
風土紀之云亦重底搜  
求部曰為問故老早連

言上史延長之難知物也  
二百餘年而底本如已有  
及逸者是人情所慮  
可於新古籍治之雖文  
中其世或不免為世書  
意於世存他人不可見



見於國家中與文物一新  
地方制度頗改應觀後  
進之士苟欲統首性深微  
之熟考非賴此書而進  
以壽名自檢借也以此刊  
布使後進之士有志於此

搜求之功也  
惠士也  
大矣定也  
及刻成爲  
如也

明治三十四年十月

正位勲一等伯爵松方正義撰并書

伊藤義安刺

三國名勝圖會序

海內之勝槩。蓋以吾薩爲最。何以言之。荒鴻之世。天孫降襲。神代

三聖。皇都山陵。皆在吾封域。則

皇國之開基。實權輿於此。加之我藩朝受封以來。六百餘年於今。如舊邦之稱。未聞有列國之可比也。故舊事亦有能傳焉。凡神祠佛刹。見於古史祀典者。不爲少焉。至夫名蹟。如高屋宮。隼人峽。投木叢等。爲尤著焉。且我之爲邦。負山襟海。其山惟奇。其水惟麗。海門坊津。御碕櫻島。是居其先焉。物

三國各州縣圖會 月文  
產則珍品異種。四方所無。斯土所獨有者。不啻千  
百而已。由是觀之。海內之勝槩。以我薩爲最者。豈  
虛乎哉。夫物待人著。事因書傳。嗟勝槩之富。旣如  
此。而有或未遠傳者。蓋以藩人撰述之未播世也。  
舊有藩臣所著薩藩名勝志。今邦君參議公。謂  
其書或不取神官僧徒之說。而多遺漏。宜博探廣  
綜。以爲新編矣。因往歲命臣兼柄父市正臣兼  
古爲總裁。無幾以兼柄爲副裁。旣而使臣秀堯爲  
副裁。兼古總裁歷年未就而沒。乃使秀堯繼兼古  
爲總裁。其後使翰院官臣五代友古爲副裁。是編

也。置總說山水居處橋道神祠佛刹舊蹟物產叢  
談之諸門。各載以其類。博考群籍。探微闡幽。上自  
荒古。下達今世。且有見聞之可取者。則莫不收焉。  
及書成。得若干卷。雖固於探索盡心。而邦廣事繁。  
恐猶有遺漏耳。若乃其事之有紕繆。則待後者之  
修正云爾。

天保十四年。歲次癸卯。冬十二月。比行人行知  
翰院事。五代秀堯。翰院官。橋口兼柄。謹撰。

凡例

一 此書は、總説、山水、居處、橋道、神社、佛寺、舊跡、物産、叢談の門類を分て、是を記す、是檢閲に便りする爲に設く、然れども、各邑の諸事に於る、此門類を皆具備して置くに非ず、其門類の内、載すべきあれば置き、否らざれば除く、其有無に従ふのみ、總説の如き、國郡郷邑に於て、其總狀の記すべきある者に用ゆ、山水より舊跡に至ては、其佳勝を擇び、由緒を擧ぐ、物産は其適用を取る、叢談は雜事を載す、餘は類を推て知るべし。

一 毎卷の序次、薩を先にし、隅を次にし、諸縣郡を後にす。

一 凡郷邑は、藩制を以て記す、藩制郡を以て郷を統べ、郷を以て村を統ぶ、鹿兒島郡鹿兒島は、本藩統治の府なれば、其方域自から大ならざらんばあるべからず、故に鹿兒島郷より、同郡永吉郷、及び日置郡滿家院の内に係り、鹿兒島と總稱す、因て府



内ノ地ハ、鹿兒島ノ下に合せ記す、又四方ノ諸郷、士衆を居らしめ、地頭を置て、管轄せらる、因て地頭館あり、或ハ大郷ハ其地を割て地頭を置く、大根占、小根占、佐多、田代ノ四邑ハ、彌寢郷ノ内にして、各地頭あるガ如キ是ナリ、かくノ如キ地ハ、分割ノ邑名に據て、管下ノ事を記す、或ハ數郷を併せて地頭を置あり、高岡邑と、内山、八代、飯田等ノ郷を總べ、一地頭ノ管轄とするガ如キ是ナリ、かくノ如キ地ハ、地頭總轄ノ邑名に依て、數郷ノ事を合せ記す、或ハ一郷ノ兩州兩郡に係るあり、財部郷ノ上財部ハ、隅州噲啖郡にして、財部ハ、日州諸縣郡に屬するガ如キ是ナリ、或ハ一郷ノ一州兩郡に係るあり、國分郷ノ西國分ハ、隅州桑原郡にして、東國分ハ、同州噲啖郡に屬するガ如キ是ナリ、是皆一地頭ノ管轄とす、或ハ一郷ノ如キ、一州郡に在て、其地頭ノ所管ハ、他州ノ郡村に係るあり、末吉郷

ハ、隅州噲啖郡にして、其地頭所管ハ、庄内南郷ノ諸村に係るガ如キ是ナリ、此等ノ地ハ、皆其地頭館所在ノ地に本づきて、其管内ノ事を併記す、又向島郷ハ、櫻島、救仁郷ハ、大崎と、俗稱を以て書するもあり、

一本藩ノ公族、及び巨室ノ食邑、或ハ一郷ノ内にあり、或ハ二州二郡等に係るあり、其各邑に邑主館ノあること、猶諸郷に地頭館ノあるガ如シ、其食邑ノ事を載するも、前條地頭管轄ノ例に準ず、

一本藩公族巨室ノ食邑ノ如キ、其邑名ノ下に、其家受封ノ概略を注して、觀覽に便りす、

一諸郷邑ハ、郷名ノ下に、鹿兒島よりノ方位路程を注す、諸郷ハ地頭館、食邑ハ、領主館迄、大略ノ方程ナリ、

一欠字ハ、古今ノ式一様ならず、天子といへども、全く欠字

なきあり、今 天子の御名は、二字欠、伯朝及び 邦君は、一字欠を用ゆ、神代は、天子の祖宗といへども、欠字を用ひず、又其外京師朝廷等の如きも、略して用ひず、卷帙頗る浩繁なる故、繁を恐れてなり、

一 神社、佛寺、香火田の類、五十石以上を記す、或は其香火田に由緒あるが如きは、五十石以下にても記せるあり、

一 神社、佛寺、門類の内、皇國所出の諸神は、神社に出ず、佛教諸尊は、佛寺に記す、彼毘沙門天、妙見天、摩利支天、歡喜天、辨才天、大黒天の類、佛家に所謂天部の諸神なり、諸郷邑勸請の式、或は華表を設け、皇國神社の式をなし、或は佛寺の本尊等として、一定ならず、故に今其土の崇奉せる様式に従ひ、或は神社の類に記し、或は佛寺の部に載す、

一 卷中の圖畫は、舊所有の者に従ふ、故に其所圖の處、或は更革

して、今や舊時と違へるもあるべし、本府の如きは、間改寫するもあり、

一 山水、居處、神社、佛寺等の如き、或は其佳境勝地は、其景色を記せるあり、然れども、自躬から其地を涉歴するに非ず、其邑人等に細問し、或は畫圖を閲して是を記す、看る者其概畧なるを知るべし、

一 物産の内、松杉櫛櫨の如き、諸郷邑の内、大略あらざることなし、因て此四品は、五穀と同じく除て載せず、或は各郷の内、特に多くある歟、或は名品に係る者は、載せるもあり、

三國名勝圖會總目

卷之一

薩隅日總說

卷之二

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之一

卷之三

鹿兒島之二

卷之四

鹿兒島之三

卷之五

鹿兒島之四

卷之六

鹿兒島之五

卷之七

鹿兒島之六

卷之八

日置郡

伊集院

卷之九

日置

卷之十

郡山

卷之十一

薩摩郡

吉田

永吉

吉利

市來

串木野

百次

隈之城

高江

平佐

山田

樋脇

卷之十二

入來

中郷

東郷

卷之十三

高城郡

水引之一

卷之十四

水引之二

高城

卷之十五

出水郡

阿久根

野田

高尾野

卷之十六



出水

長島

卷之十七

伊佐郡

大口

山野

鶴田

佐志

卷之十八

宮之城

黒木

大村

藺牟田

卷之十九

谿山郡

山崎

谷山

卷之二十

給黎郡

喜入

知覽

卷之二十一

揖宿郡

指宿

今和泉

卷之二十二

山川

卷之二十三

穎娃郡

穎娃之一

卷之二十四

穎娃之二

卷之二十五

河邊郡

川邊

山田

鹿籠

卷之二十六

坊泊

卷之二十七

久志秋目

加世田

卷之二十八

硫黃島

黑島

竹島

七島

卷之二十九

阿多郡

阿多

田布施

伊作

卷之三十

飯島郡

飯島

卷之三十一

大隅國

贈啖郡

國分之一

卷之三十二

國分之二

清水

卷之三十三

曾於郡之一

卷之三十四

曾於郡之二

卷之三十五

敷根

福山

財部

卷之三十六

末吉

恒吉

市成

卷之三十七

始羅郡

加治木

卷之三十八

帖佐

卷之三十九

重富

蒲生

山田

溝邊

卷之四十

桑原郡

日當山

踊

卷之四十一

横川

栗野

吉松

卷之四十二

菱刈郡

本城

曾木

湯之尾

馬越

卷之四十三

大隅郡

櫻島

卷之四十四

牛根

垂水

卷之四十五

小根占

大根占

卷之四十六

田代

佐多

卷之四十七

肝屬郡

百引

高隈

花岡

鹿屋

卷之四十八

高山

始良

卷之四十九

大始良

內之浦

卷之五十

馭謨郡

屋久島

新城  
串良

卷之五十一

熊毛郡

種子島

卷之五十二

日向國

諸縣郡

吉田

馬關田

卷之五十三

飯野

加久藤

卷之五十四

小林

須木

卷之五十五

綾

高岡

野尻



卷之五十六

倉岡

穆佐

高原

卷之五十七

高崎

高城

山之口

勝岡

卷之五十八

都城之一

卷之五十九

都城之二

卷之六十

志布志

松山

大崎

三國名勝圖會總目錄

三國名勝圖會卷之一目錄

薩隅日總說

三國古稱

建日國別  
吾田國別

熊襲國  
華人

薩摩國

薩摩國建  
古書抄 證說

大隅國

古書抄

日向國

古書抄

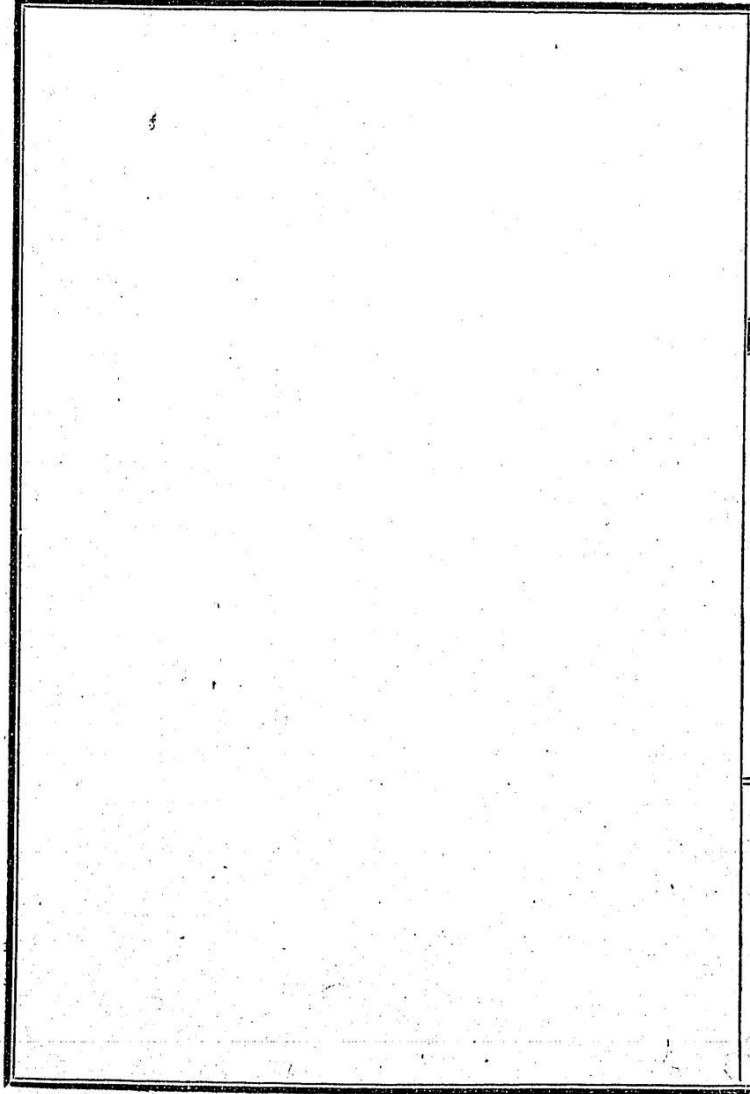
北極出地度數

鹿兒島城

古郡院

地頭館

閩藩鄉邑



三國名勝圖會卷之一

薩隅日總說

三國の古稱 上古今の薩摩國、大隅國、日向國の地は、建日別といひ、熊曾國といひ、熊襲國とも書き、單稱して襲國ともいふ。後日向國となり、又後日向を割て、薩摩、大隅を置、又薩摩地方を吾田國といひ、阿多とも書く、又阿多、大隅に隼人あり、因て又隼人國の號あり、其後今の如く、薩摩、大隅、日向の國界を定められて、郡邑を置れしなり、此三國は、太古より一連疆の域にして、地脉も風氣も相通ず、今や我藩、薩摩、大隅、日向諸縣郡を併せ、我封内に係りたれば、古に復せる者といふべし、今其建置沿革等を考ふに、荒古瓊々杵尊、襲之、高千穗峰に天降の時、齊完の空國といふこと見たり、日本書紀曰、立於浮渚在平處、而齊完之空國、自頓丘、竟國行去、と是なり、高千穗峰とは、



今の霧島山なり、齊完之空國とは、人少き不毛の山國なるをいふ、齊完は齊完の肉なく、不毛の古字なり、是國名にはあらず、荒茫なる國土といへる義なるべし、凡九筑の地は、伊弉諾、伊弉册、二尊の生しめふ筑紫島にて、四面の名あり、四面とは、古事記曰、伊邪那岐命、伊邪那美命、生筑紫島、此島身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向日、豐久士比泥別、熊曾國謂建日別、是なり、熊曾國を建日別といふとは、大抵今の日向肥後兩國の南半より、薩摩大隅かけての名なり、是筑紫島を四面ありといふに因り、國形等を以ていへるなり、今の肥後熊本、麻郡などは、熊襲の境内な今の名多向肥後半の以北古事記所謂肥國の城と見ぬべし、古事記傳にも論説あり、建日別の建は、猛健の義なり、古事記傳に、猛きよしの名なりといへり、日は濁る例なり、靈異なるよ

しの美稱なり、古事記傳曰、書紀に産靈と書れたる、靈字よく當れり、凡て物の靈異なるを、比といふと、別は部分なり、此建日別の邊は、國俗氣習猛健なる故に名けしなり、熊曾の曾、書紀に襲字を用ゆ、書紀神代卷に、日向襲とも、景行紀に、襲國有厚鹿文、迂鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、また悉平襲國など、も見にて、熊襲といひ、曾といふも、皆同義にて國名なり、曾とは於曾にて、可畏の意なり、古事記傳曰、彼梟帥どものいと建かりし故に、熊曾とは云なり、熊罴、熊鷹、熊鷹なども、皆猛きをいふ稱なり、熊は獸中に猛き者なれば、其に准へて、猛き物をも云る、はた久麻と云は、本より猛きを云言なるを、熊も名に負るか、本末しらず、さて曾と云名義は、古語拾遺に、天鈿女命、古語天乃於須女、其神強悍猛固、故以爲名、今俗強女、謂之於須志、此緣也

と見は、源氏物語帶木卷に、かくをぢましくは、いみしき契深くとも、絶て又見じと見は、俗語にもおぢき、おそろしきなど云、されば曾は、此於曾の約りたるにて、是も猛き意なるべし、書紀に襲と云字をしも用ひられたるも、本言於曾なる故なるべしと、又書紀の釋に、襲は山嶽襲重之義也と云、是薩隅日の地、山嶽重疊せる形に當れる説なりといへども、襲は借字にて、其意を取れるに非ず、故に可畏の義を是とすべし、

景行天皇の十七年、  
天皇子湯に幸して、土地の形勢を視て、日に向ふの語あり、始て日向國といふ、  
成務天皇の時に至て、國々の界を定められ、皆國造を定め、縣にも亦大小某某縣主を定めぬひしこと、古事記に出つ、然れども襲及び薩摩大隅の如きも、尙日向國に隸けり、神代卷に、日向襲と書き、  
今大隅國の郡、或は日向吾田と記し、今薩摩國の郡名に阿或多、其遺名なり、

は日向泉と載せ、亦薩摩に、郡名出、水又瓊々杵尊崩し、日向可愛之山陵に葬るとあり、今薩摩國高城郡、水引、又葺不合尊崩し、日向吾平山上陵に葬るとあり、良郷、大隅、肝屬郡、始、此等の地今に薩摩大隅等の内に、遺跡現に存ず、是皆昔嘗て日向國に屬せるを以て、日向云々と書せるを見るべし、或は世俗に、可愛山陵、吾平山陵等の如き、今薩隅の内にあるを見て、其所に非ずと思へる者は、薩隅は昔し日向國內なりしを知らざるが故なり、襲國の如き上代よりの名にて、始は其境土大にして、上文にも記せし如く、今の日向肥後の南半より、薩摩大隅かけて、襲國なりしに、日向の名立に及て、漸々其國名大くなり、熊襲の名は廢して、縮まり小くなりける故に、襲國といふ名も、僅に残り、其も日向の内に入て、後に一郡の名となる、既にして、  
元明天皇和銅六年、日向國の四郡を割き、大隅



國を置かるに及て、遂に大隅國の郡名となる、即今の噲啖郡なり、古事記傳薩摩の如きも、和銅以前、文武天皇の初まては、猶日向國に屬せり、續日本書紀、文武天皇大寶二年、筑紫七國と記す、是に據て、今筑紫九國なるを觀れば、二國たらず、以て概知すべし、又隼人國の辨は、下の隼人と薩摩國建置説の兩章に見に、吾田國薩摩國大隅國の説は、後條各其題下に詳なり、又國造本紀に多禰國あり、今の種子屋久を併せて一國とす、淳和天皇の天長元年に、多禰國を罷て、大隅國に隸らる、事は種子島の卷に詳なり、

○建日別 前文に見ゆ、

○熊襲國 前文に見ゆ、

○吾田國 吾田の名、往々書紀古事記等に見ゆ、書紀曰、瓊々杵尊吾田國行去、到吾田長屋笠狹之碕、云々、乃召國主事勝國勝

長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、云々、古事記曰、邇々藝於笠沙御碕、遇美人、爾問誰女、對曰、大山津見之女、名神阿多都比賣、亦名木花之佐久夜毘賣、云々、又書紀曰、木花開邪姬、亦名豐吾田津姬、例の美花と豊とは、又曰、火照命者、隼人阿多君之祖也、神武紀曰、天皇年十五、立爲太子、長而娶、日向國吾田邑吾平津媛爲妃、古事記曰、天皇座日向時、娶阿多之小埼君妹阿比良比賣、書紀に、火闌降命、即吾田君、小埼等之、本祖とある、是なり、塵添瓊囊鈔に、風土記の説を載て、云、皇祖哀能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗穗生峯ニアマクタリシテ、是薩摩國關駝郡竹屋村ニウツリ給テ、土人竹屋守ノ女ヲメシテ、其腹ニ三人ノ男子ヲマウケ給ケル時、彼所ノ竹ヲ刀ニ作り、臍緒ヲ切給タリケリ云々と、此瓊々杵尊天降の後、吾田長屋笠狹碕に到るとある、其吾田とは、今の薩摩國の地方にて、阿多郡阿多郷



等、其名の残れるなり、長屋は、同國河邊郡加世田郷に、長屋山あり、是なり、笠狹碕も同郡同郷にあり、加世田碕是なり、竹屋も加世田に其舊跡存す、世田の諸名の地は、加世田の諸名に詳なり、今の河邊郡加世田郷は、阿多郡阿多郷に、犬牙相接す、和名鈔に、今の河邊郡鷹屋を、阿多郡に收め入れ、鷹屋、即ち竹屋、風土記に、竹屋を關駝郡とす、關駝、即ち阿多、是竹屋舊阿多郡に屬せしにて、後世郡界を亂るのみ、書紀に、長狹を國主とあるは、吾田の國主なるをいふ、吾田は、長狹か私田といふ義なり、吾田津姫といふも、國名を稱とせるなり、吾田邑とあるも、此地をさすなり、是瓊々杵尊は、高千穗峯に天降の後、今の加世田に幸し、吾田國に皇居をなしゑるなり、吾田の名久しきを見るべし、此吾田を、書紀に、日向國の吾田とある所以は、前章に記すが如し、神武天皇の妃、吾平、阿比良も、亦地名なり、今の大隅國、肝屬郡、始良郷にして、彼地方ま

でも、猶吾田國とはいひしなるべし、安閑紀、天皇二年五月、置、婀娜國膽殖屯倉、膽殖、年部屯倉云々、此比にも、吾田國の名見ゆるを此の如し、上來吾田とも阿多とも、婀娜とも、書たるは、皆同名なり、かくて阿多と大隅と、對し言ふ事、猶今の薩摩と大隅との如くなり、是にて古への阿多は、薩摩の地方を稱ぜし名なるを知るべし、其大較を舉るに、姓氏錄曰、雄略天皇遣小子部雷率大隅阿多隼人等、搜聚秦族、天武紀曰、朱鳥元年九月、天皇崩于正宮、諸國司事、次大隅阿多隼人云々、各誅之、持統紀元年五月、隼人大隅阿多魁帥、各領己衆、互進誅焉、七月、賞賜隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人、各有差、六年、閏五月、詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多、可傳佛教云々、阿多大隅對し言ふこと、此類なり、但し、持統紀は、其後の大隅六年、國名には、わらさず、大隅國に詳なり、國名とせられしは、其後の大隅六年、國名には、わらさず、大隅國に詳なり、

三國名勝圖會

卷之十一

前文の如く、 持統紀六年閏五月大隅與阿多可傳佛教云々、見れたるより後は對し言ひたるを見ず、此後は薩摩大隅と並べ書きたり、蓋是薩摩國建置の故なるべし、薩隅對し言ふ者は、 元正紀に靈龜二年夏五月辛卯薩摩大隅二國云々、また養老元年夏四月甲午大隅薩摩二國隼人等奏風俗歌舞、授位賜祿有差、七年夏四月壬寅太宰府言日向大隅薩摩三國士卒征討隼賊、 廢帝紀天平寶字八年春正月丙辰大隅薩摩等隼人云々、 稱德紀神護景雲三年冬十一月庚寅大隅薩摩隼人奏俗伎云々、などあり、今は阿多國の號、僅に阿多郡に遣れり、襲國の名のたゞ、噲啖郡にのみ存ずるが如し、又阿多氏の事、東鑑等に見ゆ、東鑑建久三年の比、薩摩國阿多平四郎宣澄が所領、谿山郡伊作莊、日置南郷とも見ゆ、又伊作莊、日置北郷、兩地、田島、山野、河海、檢斷所務の事あり、又阿多權守

忠景、依蒙勅勘、逐電于貴海島と載たり、阿多と稱せしは、此等の地に住せしが故なれば、後世までも、阿多の名大なりしを見るべし、

○隼人 隼人は、波夜毘登と訓す、敏捷猛悍なる故に、其名を得たり、古事記傳曰、隼人といふ者、今の大隅薩摩二國の人に於て、其國人は、絶れて敏捷く、猛勇きが故に、此名あるなり、隼字を書と、迅速きこと、此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、云々と隼人といへるは、此意にて、彼熊襲といふと同義なるべし、古事記曰、火照命、注曰、此者隼人阿多君之祖、書紀曰、火闌降命、注曰、是隼人等始祖也、古事記傳曰、火照命は、廣く隼人の祖と聞へたるに、分て阿多君の祖と云るは、隼人の諸姓の中に、殊に顯れたる氏に、ずありけめ、元注曰、或は此の隼人阿多君と二阿多し、又は隼人なるの故に、隼人と見たるなり、皆、姓氏

録曰、阿多御手養、火關降命六世孫、薩摩若相樂、後也、又阿多隼人、富乃須佐利乃命之後也、とあり、續後紀曰、承和三年六月、山城國右大衣阿多隼人逆足、賜姓阿多忌寸、など見たり、書紀通證曰、隼人爲姓、又爲官、有阿多大角大衣今來等、種別と、隼人は、姓氏にて、是其古きを見るべし、所謂續後紀、逆足は、山城國とあるは、本阿多國の人にて、禁廷に仕へて、山城國に居住するなり、亦姓氏録にも、大和國二見首大角隼人見ゆ、此、外、姓、録、に、日、下、部、坂、合、部、也、又火關降命の子孫、阿多隼人大角隼人等が、國中に繁衍し、敏捷勇猛なりし故、大隅薩摩の人を、彼陸奥の蝦夷、吉野の國、樺人の如く、其種類を指して、隼人と稱へ、其土をも、隼人の國と呼べり、故に續紀等に、阿多大隅隼人といひ、大隅薩摩二國、隼人といひ、或は叛逆の徒を隼賊といひ、或は隼人蝦夷と並べ言ふ、又續紀曰、和銅三年正月、日向隼人曾君

云々、是に日向隼人とは、大隅國建置以前なればなり、或云、政要に、養老四年、大隅日向兩國の隼人を、概知すべし、然れば、隼又隼人、隼より日向に至り、隼人といへるを、概知すべし、然れば、隼又隼人は、官名にて、禁廷に番直して守護す、是火關降命の出見尊に歸服せる時の事に權輿す、書紀出見尊海宮より歸りし段、曰、弟時、出潮滿瓊、即兄舉手溺困、還出潮滿瓊、則休而平復、其後火酢芹命日以纏縷而憂之云々、於是兄知弟有神德、遂以伏事、其弟、是以火酢芹命、苗裔諸隼人等、不離、天皇宮牆之傍、代吠狗而奏事者也云々と、是なり、是代吠狗と云へるは、即守護人なり、不離宮牆之傍とあるは、晝夜と云へるに當れり、是火酢芹命は、隼人の祖にて、此守護の事、後まで隼人の職なり、職員令、隼人司義解曰、隼人本居大隅薩摩等國、而番直朝廷、分番上下一年爲限と、古事記傳曰、任奉れる隼人は、大隅薩摩國の國人なり、朝年爲限と、廷に召れて、任奉れる隼人は、大隅薩摩國の國人なり、朝隼人式にも、五畿内及ひ近江丹波紀伊等國、隼人と奉るは、是なり、

右又諸國々の人とあるも、隼人を 用明紀、兵衛に作る、書紀通證曰、所謂守衛士是也、延喜隼人式曰、大衣者、擇譜第内、置左右各一人、大隅爲左、阿多爲右、駒谷、横島、郁曰、隼人、往古隅薩二州出之、禁中外門警固、或行幸先驅之者也、神代卷抄、早打の御使を勤むともあり、是等にて、隼人職掌の大略を見るべし、又隼人に、吠狗をなす式あり、延喜式曰、今來隼人、令大衣習吠、神代卷口訣曰、犬吠、神代遺風也、と、萬葉集にも、早人名負夜音灼然とよめり、凡そ元日、即位及び番客入朝、或は行幸の時等、皆吠を爲すことなり、其吠は種々の式あり、凡隼人の職仕は、隼人司式、貞觀儀式に詳なる故、此に略す、又隼人の京に上りて、仕奉りし事の見たるは、古事記、若櫻宮天仲の段に、所近習墨江中王之隼人、名曾婆加理と云ふあり、次に書紀に、雄略天皇の崩ぜし時に、隼人晝夜陵側にて哀號て、物も食ず

て死けることあり、又 清寧天皇四年、 欽明天皇元年、

齊明天皇元年など、隼人衆を率ゐて内附せしことあり、居本氏曰、此は畿内に移住したることなど、内附と記されたる歟、漢籍に内附といふは、彼國に服ひ附ことなりと、

天武紀、十一年、秋七月、壬辰朔、隼人多來貢方物、是日大隅隼人、與阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之、大隅阿多、隼人對、言は、此其始なる歟、持統紀、九年、五月、丁未朔、饗大隅隼人、丁卯、觀隼人相撲、於西槻下、とあり、此、外隼人の入朝せし見ゆ、凡隼人の職業は、其勁勇を取らるに出といへり、

薩摩國 薩摩は、幸島なり、薩は、山幸海幸の義なり、島は一方限の義なり、薩摩の地方は、山海共に備り、上古火闢降命は、海の幸を事とし、其弟彥火々出見尊は、山の幸を業とし、みひしに出見尊海宮より歸られし以後、火闢降命も終には歸服し、みふとあれば、其子孫等も、山海に幸して生業せしならん、且此



地山海に利ある處なる故、土人も山海の幸をなせしなるべし、幸は、日本記に、左知と訓す、是山海漁獵の利よりいふ詞なり、安房風土記、白鳥神社の傳に、土俗祭、此神、得漁獵之幸、とあり、萬葉集に薩男、薩人、薩矢等の稱あり、皆軍兵、或は漁獵に就ていへり、是幸する弓箭を薩箭、薩弓といふ、又幸する人を薩男とも薩人ともいへるなり、冠辭考に曰、薩雄、佐豆人なども、左知男、左知人といふべきを、知と豆と、音通へば、後に左通男、左都人といふ、又按ずるに、三代實錄曰、貞觀八年五月廿七日、ナチと訓す、是薩字、サチの音に通ふ、例を見らば、呼比國柱曰、續紀、薩妙觀、サチの音に當り、初まて、單に薩とまて、呼比國事、猶薩人、薩矢の如くにて、摩を省、摩は、島の略語なり、摩亦生ける例なりしを觀るに、摩を省、摩は、島の略語なり、麻末等

或は相馬に作る、亦語轉なり、餘は類を推て知るべし、島の義たる、本は水中有山の名なれども、周廻に界限ありて、一區な

る域の名とす、故に水中のみならず、陸地にも島といふなり、此說國號考に見ゆ、故に幸島を轉して、薩摩といひしなり、又摩の島たる證據は、古文書にもあり、建保五年八月、源宗久解狀の文中に、薩洲、住人阿多平四郎忠景、忠景は、東鑑云々、或は薩洲方、薩摩郡などとも見ゆ、此洲の字は、島と訓むなれば、古へは薩摩と、薩洲と、互用せしこと明白なり、幸島の義は、白尾國柱其端蓋國柱、源宗久、薩洲と記せる文、又一説に、サツマとは、九州の書を見ざるにや、其事に及ばず、又一説に、サツマとは、九州の大名なり、言は、早初の畧語なり、アツマとは、東國の大名なり、言は、後初の略語なり、薩摩方は、皇孫天降しぬへる、皇國最初の地にて、東國は、神武帝に及び、始て開闢す、故に薩摩を早初とし、東國を後初といふより起るといへり、又一説に、寶永五年、板行の風土記に、昔隼人の神、颯と國を蹴割て、其間を通られしとて、颯間の迫門といひ、廣さ五六十間、長さ百餘町



の口在ると見たり、出水と長島との際に、今在る隼人薩摩  
 迫門を云ふなるべし、續紀に、薩の妙觀あり、萬葉集の撰者な  
 り、又陞の妙觀に作る、共に同人にて、薩摩の人なりといふ、日  
 本釋名に、陞、間也と釋く、正字通に、音形とし、山の絶坎也、連山  
 中絶とあり、故に出水と長島とに連れる山の此迫門に至て、  
 忽ち斷絶する意を取て、陞、間と書き、散豆萬と訓すといへり、  
 以上の二説は、牽強なり、初條の説を是とすべし、姓氏錄に、阿  
 多御手養、火關降命六世孫、薩摩若相樂後也とある、是地名を  
 名號と爲したるは詳かならざれども、火關降命は、出見尊の  
 兄にて、其より六世といへば、神代を去ること尙遠からず、又  
 姓氏錄、額田部氏の條に、允恭天皇の時、湯坐連が先祖に、  
 薩摩國の隼人を平げしむ、彼復て奏ぜし日、御馬一疋を獻ず、  
 額に町形の廻毛ありとて、天皇喜び、額田部の姓を賜ひ

しことあり、是等の文に、薩摩國の名見にて、建國に似たりと  
 いへども、恐らくは追書の誤りならん、其故は下文に云ふべ  
 し、書紀、孝德天皇、白雉四年、七月の下、日、被遣、大唐使人高  
 田根麻呂等、於薩麻之曲、竹島之門云々、書紀に、薩摩の名見に  
 たるは、是を始めとす、竹島は、今の硫磺島に隸ける竹島なる  
 べし、續紀、文武天皇、四年、六月、庚辰、薩末比賣、久賣、波豆衣  
 評督衣君縣助督衣君氏自美又肝衝、難波從肥人等、持兵、剽劫  
 貢國使刑部真木等、於是勅、竺紫惣領、準犯決罰、按ずるに、此文  
 中、の衣とあるは、  
は、今の額姓郡なるべし、肝衝、上來の文に、薩麻薩末とあるは、  
どあるは、今の額姓郡なるべし、肝衝、日向國內一地域の地名にて、國名の薩摩には非ず、何を以て  
 か是を證す、文武紀、大寶二年、四月壬子に、筑紫七國と記  
 す、此時いまだ薩摩國の建置なきを見るべし、是時、然れども、國多  
 ば、多、對馬とは、正、筑紫七國といへるなるべし、又大寶二年、



衛藤公莊園を西日向の地に得て、莊衛を島津院の地に置く、其後莊園漸く廣まり、殆と三州に遍し、是を島津御莊と稱ず、錄倉右幕府、我大祖得佛公を、島津御莊の下司職に任ずるや、島津御莊は、薩隅日の總稱とするの語あり、其後錄府の文書などに、島津莊内三ヶ國、日向大隅薩摩等の語往々あり、島津御莊の事は、都城の卷に詳なり、故に此には畧す、書紀纂疏に、茨城國を註して、薩摩國とあるは、兼良の誤りにして、茨城國は、今の常陸國茨城郡なり、延喜式曰、薩摩國、行程上十一日下六日、管出水、高城、薩摩、飯島、日置、伊作、河邊、穎娃、指宿、給黎、谿山、鹿島、其伊作は、今の伊佐郡、鹿島は、今の鹿兒島郡なり、和名鈔には、此十二郡の外に、阿多郡ありて、總計十三郡とす、今行はるゝ所、和名鈔と同じ、東大隅に界ひ、北肥後に接し、西南海島に至る、周匝一百三十里二十六町十六間三尺、正保中宛十

八里二十、二往古は、薩摩大隅日向等の九州は、皆太宰府の所管なり、古史に太宰府所管、九國三島、或は太宰府所部、九國三島など、記せる類、枚擧すべからず、稱繁天記曰、太宰府、人文物、德實錄曰、太宰府、西極之、大漢、中國之、領和也、自古於今、以爲重、鎮三代實錄曰、鎮西者、是朕之外朝也、千里合符、一方寄重、云々、文甚多し、

○薩摩國建置の諸説 薩摩國の建置は、諸説一ならず、古事記傳に曰、隼人國と云るは、續紀二に、大寶二年、先是征薩摩、隼人時云々、唱更國司等、今薩摩國也、薩摩言云々とある、唱更、是隼人なり、元駐人に曰、拾芥抄、改名人者、分番上下、薩摩國元、爲限、云々とあり、職を具、命、隼人司、義解、更紀撰、は、書した、時、の、注、なり、今、薩、其、を、薩、摩、國、と、は、後、以、國、也、と、は、ろ、唱、更、紀、撰、は、は、書、した、時、の、注、なり、今、薩、其、を、薩、摩、國、と、は、後、に、改、め、ら、れ、た、る、な、り、國、の、註、人、を、云、て、隼、人、と、は、今、の、大、隅、薩、摩、は、二、今、の、薩、摩、國、の、城、な、り、但、る、し、べ、し、古、大、隅、は、薩、摩、國、と、は、今、の、大、隅、薩、摩、國、と、は、後、た、る、國、な、れ、ば、其、中、に、薩、摩、國、の、名、の、り、薩、摩、國、と、改、め、ら、れ、た、る、な、り、

龜までの間なる養老元年の故は右に引大隅薩摩二年の國紀には、唱更國とありて、養老元年の記に、始て引大隅薩摩二年の國紀には、唱更國名なればなり、白尾國柱曰、總て大隅阿多の人を隼人と稱せしほどに、廻ち阿多の地を隼人の國とも呼びしと見たり、薩摩國と改まりしは、大寶年中より、靈龜までの間なるべし、其故は續紀、文武天皇大寶二年、冬十月、先是征薩摩隼人時、云々、唱更國司等國今薩摩也言於國內要害之地、建柵置戎守之、許焉とあり、唱更は、即隼人の換字にて、拾芥抄、改名所々部に、薩摩國元唱更と見たり、さて大寶の後、養老元年の紀に、始て大隅薩摩隼人とあり、此時は薩摩は、既に國名と成しの證なりき、曰、隼人本居大隅薩摩等國、而番直朝廷分番人司義、年爲限、故に唱更の字を、隼人と同辛更、訓せし也、史記正義曰、唱更若今唱更行者也、言民自著更、云々、律所謂、認成也、とあるに、取り、**本田親孚曰、續紀、大寶二年、八月、薩摩多禰、隔化、逆命、於是發兵征討、遂、按、戶、置、吏、云々、是より以來、薩摩隼人と書**

して、阿多隼人の號を記さず、又同年、十月の紀に、先是征薩摩隼人、云々、唱更國司言云々、其後八年を経て、和銅二年、六月の紀に、薩摩多禰兩國司云々、されば薩摩國は、大寶二年、戸を按へ吏を置みひしより、一國とはなりて、國司の號も、定りしと見たり、拾芥抄に、薩摩國元唱更と記せり、此說續紀に據れるなるべし、字書に、唱は導也、引也、先也と注す、更は改也、又代也と註す、初めて國を建、阿多隼人の號を停め、薩摩の隼人と稱したる歳なれば、となへあらたまりかはる國の守といふこと、るにて、唱更とは記すなるべし、註に今薩摩國也と記せるは、後人國司の二字の注ならむ、拾芥抄、誤を傳ふといふべし、或曰、唱更國司とある唱更は、絲成の義にて、隼人の換字に非ず、此時國內守備を議せる時の事なれば、絲成の國司といへる義なるべしといへり、諸說の不同かくの如し、今竊に謂



く、續紀、大寶二年、四月壬子の紀に、筑紫七國とあれば、此時いまだ薩摩國建置なきは、上章に言ふが如し、かくて同年八月丙申の紀に至ては、薩摩多祿隔化逆命云々と、既に一國に建たる多祿と對しいふは、此時薩摩は既に建國の故ならん歟、又按戸置吏とあるは、一國に建て、國司を置れしにて、其吏は即國司をいふ者の如し、其同年十月丁酉の紀に、先是征薩摩隼人時と、始めに薩摩の名を擧て、其下句に於國內建柵置戎守之と記せるに、其國內といふは、薩摩の國內といふ義に非ず耶、然れば既に建國なる故、薩摩國內の義にて記せし書法ならず耶、又其下句に、唱更國司言すとあるに、此丁酉は、八月丙申を距ること僅に六十二日とす、國司といへば、既に國司あること明白なり、其國司は、其八月所置の吏ならん、又八年の後、和銅二年の紀に、薩摩多祿兩國司と記したるは、即八年

以前に見にたる國司ならん、兩國司の語あれば、既に薩摩の建國ありしこと明白なり、先是、持統紀、六年までは阿多隼人、大隅隼人と對し、言て、大隅薩摩と並べ擧げず、大寶二年の後、持統紀六年より大寶二年までは凡そ十年に當る、元正紀に、靈龜二年、五月薩摩大隅二國云々、大寶二年は十二年より、靈龜二年は十五年に當る、とありて、阿多といはず、薩摩の建國益す明なり、唱更國司の如き、本居宣長、白尾國柱等、職員令拾芥抄に據て、唱更は、隼人の換字とす、其說然るべし、隼人國司言すとあると同義なり、然れども、宣長等、唱更國司の名に據て、此時までは薩摩はいまだ建置なしといふは何ぞ耶、其文に、先是征薩摩隼人時と記して、下句に唱更國司言すとあるは、是歲薩摩國建置ありし故、此段にも薩摩の名を擧げ、其下句唱更國司は、上句薩摩の字を承る故、下句は薩摩を畧して記せしならん、下句只隼人の換字を用るの



み、故に唱更國司は、即薩摩隼人國司の畧語ならん、唱更國司の註に、今薩摩國也とあるは、蓋此事實、先史に上句の薩摩隼人を承て、唱更國司と記せる文ありしならん、凡隼人とは、阿多大隅等に廣く係れる名なる故、其を分て薩摩國司たるを示す爲に、續紀の撰者より、今薩摩國也と注せし者歟、拾芥抄に、只一句薩摩國元唱更と載たるは、薩摩の地方、多く阿多隼人とありて、或は隼人國ともいひし故、廣く古昔の舊名を舉しなるべし、故に其意、大寶二年までは唱更といひしを、其より以後薩摩と改名せしといへるには、非ざる歟、此等の故に、唱更國司は、即薩摩國司にて、大寶二年の建置なるを見るべし、本居氏等、薩摩の建國は、大寶以後の事とするは、蓋此段及び前後の文を考覆せざるの過に似たり、姑らく鄙見を述て、識者を待つといふ、

○古書抄 國造本紀曰、纏向日代朝、伐薩摩隼人鎮之、仁德帝曰、

佐改直を按ずるに、曰佐は、譯官なり、古は別官に任して、語亦各異なり、

到、故止得箇守の官を曰佐といふ、京言、何曾免乎、乾、到、今薩摩與之學、唐言、異

方也、△天智紀、十年十一月、對馬國司言、月生一日、沙門道久

筑紫君薩野馬、韓島勝婆々、布師首盤四人、從唐來、曰、唐國使人

畧、惣合二千人、船四十七隻、薩野馬は、蓋薩摩人の唐土に、使する

の首領なり、△續紀、養老六年夏四月、始制太宰府管内大隅

薩摩等司、有闕、選府官擁補之、或は曰、薩摩なり、國司蓋此に始す

と制すといふは、有闕、云々の事ならず、其制す、△天平四年五月、薩摩

國司停止季祿衣服乏少、并依請給之、△天平寶字四年正月、

從五位下丹治真人木人爲薩摩守、△同八年正月、外正六位

上薩摩公鷹白、薩摩公宇志、並授外從五位下、△神護慶雲三

年、薩摩公鷹白、加志島鷹、並授從五位上、薩摩公久奈都、授外從



東より越來る春も隼人の

薩摩路遠くたつ霞かな

慳窩集

薩摩がた雲に吹けん犬もはや

梅さく庭の冬のあけぼの

大隅國 大隅は、姓氏錄、大和本紀、並に大角に作る、風土記に、三

角の島崎あるに因て、大角といふと見たり、又大住とも、荒

隅とも書けり、和名鈔に、山城國に、綴喜郡大住郷あり、中原康

大隅より上り、隼人が住居せ、大隅は、上古日向國の郡名なり

しに、日向國を割て、一國となるに及て、國名となる、續紀、

元明天皇、和銅六年、四月乙未、割日向國、肝坏、贈於大隅、始羅、四

郡、始置大隅國、とある是なり、又上古は、此國は、熊襲國の内な

りしに、其遺名今獨贈喚郡に存ず、此等は、曾於郡邑、詳かなり、又上古は、

火關降命及び子孫、大隅隼人曾の君等の居たる地なりとい

ふ、其遺跡贈喚郡國分邑にありて、隼人城と呼ぶ、又上古は、薩

摩國の地方を、吾田國と號し、吾田を阿多にも作り、天武

紀、十一年、持統紀、六年等に、阿多と大隅と對し云ふこと、

前の隼人の章に舉しが如し、此時の大隅とは、大隅郡の土地

を指に似たり、如何となれば、天下郡を置の始め詳かならず

といへども、成務天皇の時、既にありて、其久しきは鹿兒

島の卷、郡の總説に見に、大隅郡も、和銅以前の昔しよりあり

しなれば、其古きこと知るべければなり、然れども大隅隼人

の城址、贈喚郡に存じ、大隅郡は、大隅國內の南邊にして、贈喚

郡隼人城は、遠く西北に隔在せり、且阿多國は、實に一大の地

方なるに、是と對稱せる地方なれば、其境土固より大ひなる

は察すべし、故に彼阿多に對せる大隅は、襲國の時より、今大

隅國地方の大名にして、後一郡の名となるといへども、尙汎稱に用ひ、又後國名となれるにもあらん歟、餘は前の三國古稱の條にも参考すべし、

孝謙天皇、天平勝寶七年、五月丁丑、菱刈郡を置かる、又其後桑原郡を置かる、年月詳かならず、

淳和天皇、天長元年、九月、多檜國を罷めて、大隅國に隸ら

れ、熊毛、馭謨二郡をを加て、八郡とす、延喜式曰、大隅國行程上

十二日、下六日、管菱刈、桑原、噲啖、大隅、始羅、肝屬、馭謨、熊毛、既に名

前文に記すといへども、其文今始羅郡はなくして、別に始羅

字異なる故、重て此に出す、郡あり、東、日向、西、薩摩、北、肥後に界ひ、南海邊に至る、周匝一百

十五里、十一町、四十間、四尺、正保中宛る所とは、一

○古書抄 國造本紀に曰、纏向日代朝御世、治平隼人同祖初

小、仁德朝、伏布爲日佐、賜大隅國造、初小は、後會小川小の

字は、假字なり、△天武紀、十四年、大隅直書連、並十一氏、賜姓、忌寸、

△續紀、養老四年、二月壬子、太宰府奏言、隼人反、殺大隅守陽侯

史麻呂、三月丙辰、以中納言正四位下大伴宿禰旅人爲征隼人

持節大將軍、△天平十四年、十一月壬子、大隅國司言、從今月

二十二日、未時、至二十八日、空中有聲、如大鼓、野雉相驚、地大震

動、丙寅遣使於大隅國、檢問、並請聞神命、△天平寶字七年、十

二月、禮部少輔從五位下中臣朝臣伊加麿、左遷大隅守、△神

護慶雲三年、十一月、外正六位上大住直倭、外正六位上大住忌

寸三行、並授外從五位下、△寶龜六年、四月、外從五位下大隅

忌寸三行爲隼人正、△續後紀、承和九年、主殿首正六位下淡

路真人豐守爲大隅權掾、古今物語に、薩摩守其國に下りけ

るか、一任既に畢て、守上る間、大隅掾守の爲に聊遠けふ事あり

て、守大隅掾を親さんと思ふ間、安藝周防の程に過けふ事あり

放し、其澳に大隅掾は、後に海人の船より助り上りける大隅云々を

△三代實錄、元慶二年、四月、從五位下行大隅守佐伯宿禰春



繼爲安藝介、△江談抄、大隅守清原爲信、△續繼物語、寛徳元年八月、大隅守長國爲但馬介、△中右記、天永二年正月、除目の中に、大隅良俊の史見にたり、△作者部類、赤染衛門は、大隅守時用が女なり、

○和歌

後撰集、源公貞が大隅へまかりくだりけるに、せきどの院にて、月のあかりけるに、わかれを惜み侍りて、

平兼盛

遙なる旅の空にもおくれねば

うらやましきは秋の夜の月

千載集、大隅に任はて、上らんとしけるを、大貳さだこと、まだしとてと、めければ、

津守在基

住の江のまつらんとのみなげきつ、

心つくしに年をふるかま

日向國 日向は、推古紀に、辟武伽に作る、和名鈔比宇伽とあるは、比武伽の音の便なるに轉りたるなり、景行紀に、

天皇の十二年、熊襲叛く、天皇親征し、筑紫に幸して、熊襲を討つ、翌年是を平く、因て高屋宮今其遺跡ありに居る

と六年なり、十七年、春三月、戊戌朔、子湯縣今湯郡に幸し、始めて其國を日向國と號せらる、景行紀の文に云、幸子湯縣、

遊于丹裳、小野時東望之、謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號其國曰日向也、とはなり、其翌十八年、天皇筑紫を巡狩し、肥前肥後是なり、今先是熊襲といひしに、是に至つて日向國

と改まる、其外、前の三國古稱の條に記すが如し、日向風土記に曰、日向國、首坎尾離、北隣豐後、南接大隅、西連肥後、東限大隅、

△隅隅ハ海  
ヲニル  
ザラ  
アノ  
欸



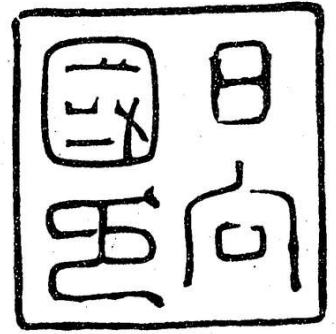
東西凡百五十里二十五步、南北凡百七十八里五步、鱗介正物不鮮、桑多而穀不多、郡五所、鄉六十一所、莊十三所、又曰、不云比牟加比、而云比字賀者、牟加比對敵之稱也、字賀、敬順之詞也、延喜式曰、日向國行程上十二日、下六日、管白杵、兒湯、那珂、宮崎、諸縣、周匝二百八里三十六間といへり、日向國の建置等、薩隅の事に關り、且諸縣郡は、吾封境に係る、故、此に閩國の事を載す、○古書抄、國造本紀曰、輕島豐明朝、御世坐、豐國別王子三世孫、老男定、賜日向國造、△景行紀、妃日向、髮長大田根、生日向襲津彥皇子、次妃襲武媛、生國乳別皇子、與國背別皇子、豐戶別皇子、按、國內、和名、鈔、諸縣郡に、大田見ゆ、又日向は、上古の時、襲國、内なる故、襲津襲武等、其地名を以て稱せしなり、襲

△續紀、天平寶字六年、正月、從五位下田口朝臣大戸、爲日向守、△天平神護元年、十一月、奈良麿等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、△延曆三年、九月、伊豫守從五位下藤原朝臣末

茂、坐事左遷日向介、△同六年、閏五月、陸奥鎮守將軍正五位上、百濟王俊哲、坐事左降日向權介、此以下三代實錄に至り、日

かて敷ふべからず、

○日向國印 集古十種に出づ、古は諸國に皆國印あり、即朝廷所賜にして、官府奉行する所以なり、



○和歌  
人丸集

日向の歌に

あはぬさひうかりけるとぞおもほゆれ  
身をばこがせとしるしなれば

枕册子

一條帝永延元年丁の 皇后定子の御めのとの大  
輔のけふ日向へくだるに給よする扇どものなかに  
片つかたには、日いと花やかにさしいて、旅人のあ  
るところ、井手の中將の館などいふさまいとをかし  
う書て、いまかたつかたには、京のかた、雨いみしう降  
たるに、ながめたる人などかきたるに、  
皇后の御歌

あかねさす日にむかひてもおもひてよ

みやこははれぬながめすらんと

ことばに御手づからかゝせ給ひし、あはれ也、さる君  
をおき奉りて遠くこそいくましけれ

北極出地度数 水土考に曰九州從三十四度壘前小倉至三十二度、  
或三十一度南薩摩云々、薩摩大隅に涉りて、北極出地、大抵三十  
一度より、三十二度までにして、三十一度半程を正中とす、抑  
本藩の地は、山海盤旋して、土地陽氣多く、極寒の時といへど  
も、暖氣なること、諸國に越えて、五穀豊熟し、土宜物産多し、西  
遊記後編曰、薩隅二州山多し、肥後筑前薩摩等の如く、山海平  
地ともにあるを上とすといへり、凡本藩の地、西北は山嶽に  
據り、東南は大海を帶ぶ、國土は固より、平地を上とすれども、  
山海の利も亦大なり、水田に悪しくとも、陸田好く、海に利

なくとも、山豊なり、互に豊凶ありて、皆凶に至ることなし、  
是を以て山海の利も亦大なるを知るべし、大隅北極大隅郡三佐

鹿兒島城 鹿兒島坂本村にあり、即府治なり、山に據て城とす、

其山は鶴丸山といふ、此山の形、舞鶴に似たり、故に名を得た

り、とず、本府草牟田村に、四足堂あり、此地より望たれば、尤舞鶴

あり、山上林木多し、遙に山を望めば、佳氣浮動して、鬱々蒼々

たり、舊名を上之山と號す、故に亦上之山城ともいへり、は、往昔

山文券に、筑に前住す、櫻川の上、後家、尼、此地を、上七年、閏二月、十日、

襲へ、譲れる、状を公記す、又、玉道、鑑事公は、鹿兒島、四年、卷、谷、峯、徒、城、上、山、城、を、

主、又、齡、る、岳、公、の、時、應、永、薩、三、州、御、家、人、交、名、帳、八、日、上、山、領、翁、主、公、建、忠、寺、の、誓、願、

に、毀、て、西、者、に、自、耶、上、か、山、古、城、岸、の、文、字、其、比、既、今、の、府、城、は、慶、長、七、年、

慈眼公所築なり、公、豫め、投化の明人江夏友賢に命して、此

地をトせしめらる、友賢占して曰、是四神相應の地にして、大

吉なり、於是屋形を巽位に向て構へ、鹿兒島御内御内との唱跡へ、

今大龍寺のより、府治を此に徙して、千年不拔の基となし、

地是なり、州志曰、凡京師之經營、開地時、以紫城樓殿爲中、央、自、茲

へり、開州小路、紫宸殿、元、向、南、小、城、樓、殿、亦、天、守、爲、

標、當、方、與、鬼、門、第、宅、貴、朝、賤、之、流、家、屋、而、是、爲、故、實、諸、國、武、城、樓、街、亦、天、守、皆、守、然、爲、

也、屋形號は、吾藩朝往古より御免なり、接す、三月、十日、五日、建、久、皆、守、然、爲、

廿、三、日、の、依、可、有、那、那、須、野、御、所、構、事、藍、澤、之、間、屋、形、等、云、之、可、又、運、四、

駿、河、國、云、々、又、嘉、禎、二、年、六、月、廿、六、日、の、條、に、曰、明、日、可、有、御、運、

遠、弘、子、大、勝、大、夫、嘉、禎、二、年、六、月、廿、六、日、の、條、に、曰、明、日、可、有、御、運、

御、元、弘、三、年、大、勝、大、夫、嘉、禎、二、年、六、月、廿、六、日、の、條、に、曰、明、日、可、有、御、運、

實、話、集、に、言、ふ、元、弘、三、年、大、勝、大、夫、嘉、禎、二、年、六、月、廿、六、日、の、條、に、曰、明、日、可、有、御、運、

け、に、世、治、皇、居、入、洛、の、時、是、九、柱、を、屋、形、に、濃、州、に、行、幸、を、お、建、り、て、

又、主、其、れ、も、櫓、を、上、家、け、人、狹、を、間、有、を、ち、切、勢、れ、ひ、ば、強、城、大、ど、い、ふ、者、古、の、し、屋、敷、敷、

ば、其部下の凡そ城形とは呼説かたの如し、東鑑形も其名し既ける  
 見ゆ形たれば、免其古稱なるを知らるべし、又上杉輝虎、毛利輝元の時  
 中永正五年、對馬島主宗義盛に、屋形後編を授く、薩州はひれば、諸  
 り、唯武勇の造りと名高て、京都市のが、今所に至りて、鹿兒島を初  
 地たる、後は連山の險を屏障とし、左右は長川澤野を襟帶し、  
 前は裏海に臨み、天然の濠池を設け、四方の舟舶鱗次して畢  
 く集り、運湊の利、魚鹽の富あり、且封城の中心に當り、東は日  
 向宮崎界に至て、路程三十里、西は薩摩飯島に至て、二十里、南  
 は琉球に至て、數百里、北は肥後界に至て、二十六里、其間萬嶺  
 雲興て、四塞の固をなし、百邑里列して、三垣の象をなす、所謂  
 表裏山河天府之國にして、誠に天造地設て、我藩朝に賜ふ者  
 の如し、故に其形勢進ては攻るべく、退ては守るべく、治には  
 中外を控制すべし、亂には關を閉て自守るべし、東遊雜記に

曰、諸州を廻て、要害の地は心を配りて見るに、薩州鹿兒島、肥  
 後求麻郡人吉、奥州津輕なり、日本三ヶ所の要害にして、力を  
 以て征しがたきの地なりと、此言然るべし、昔、齡岳公、始て  
 出水より鹿兒島東福寺城に移られ、恕翁公は、清水城に居  
 られ、其より數世に及ぶ、大中公は、御内に殿を建て居ぬひ、  
 貫明公に至る、東福寺以下詳か鹿兒島を以て府治  
 となしぬふは、蓋形勢の封内に冠たればなり、殊に今の府治  
 に至ては、氣勢の雄大、規模の弘遠なる、是を前に視ぶれば、固  
 に過ること遠し、故に鹿兒島の如き、齡岳公より今に至て、  
 五百年の舊都なり、竊に惟れば、我大祖受封以來、英主賢君歴  
 世迭に出ぬひ、武を緯とし、文を經とし、制度を定め、紀綱を持  
 し、徳を以て懷け、威を以て御し、賢者心を盡して、能者力を致  
 す、故に國治り民安く、道行はれ俗正しく、顰寡孤獨といへど



も仁澤の化に浴し、生を樂み業を守り、鼓腹して謳歌せざるはなし、於戲邦祚の悠久にして、無疆なるや、山川帶礪と共にせんとす、易曰、自天祐之、莫不利也、此語當れり、

古郡院 我封内、薩隅日の地、古來某院と號する者多し、建久八年、圖田帳に、山門、莫禰、入來、祁答、牛屎、滿家、伊集、知覽、給黎等の諸院は、薩摩國にあり、蒲生、吉田、横川、栗野、小河、深川、財部、鹿屋、申良、禰寢等の諸院は、大隅國にあり、三俣、島津、眞幸、穆佐、救仁等は、日向國の諸縣郡にあり、飫肥、及び櫛間は、宮崎郡にあり、其地を、某院といふ者は、蓋し 桓武帝延暦の制に始まる、續紀延暦十年、二月癸卯、令於諸國、新造倉庫、各其間踰、於十丈、曰、諸國倉庫、比近相接、一倉失火、合院燒盡、於是改置、隨處寬狹、量宜置之とあり、又後紀十四年、閏七月、辛亥、申令諸國、新建倉院、宜須每郷改置一院、曰、諸國建郡、故置一處、百姓之居、僻遠去

郡跋涉山川、有受納責、且倉叢近接、有失火、憂故令改之、今年租稅、輸納新院、但於郡家、如叵動物、依舊莫動、漸遷新院、置倉之法、依十年制、又其九月辛亥、更令諸國、建正倉院、曰、諸國每郷令建倉院、追尋其事、頗乖穩便、今須彼此相接、比近之郷、於其中央、同置一院、村邑遙阻、絕隔之處、宜量地便、每郷置之、餘依前制とあり、此文に據て觀れば、其事明白なり、凡そ皇國の制、國を以て郡を統へ、郡を以て郷を統へ、郷を以て村を統ふ、國には國衙を置き、國司是に居る、郡には郡廳を置き、倉庫あり、郡司是を掌る、其周圍には、必ず垣牆を以てす、故に院といふ、或は倉院といふ、百姓の郷村に居る者、僻遠にして、郡と隔たり、山川を跋渉すれば、受納の責あり、且倉舍も近に比ひ相接すれば、失火の憂へあり、故に命あり、郡郷に於る、分て倉院を建らる、村居相接して、比近の郷は、宜きを量り、是を其中央に建つ、村居



阻遠にして、山川隔絶すれば、地の利に隨て、每郷是を建つ、此制は百姓を濟ひ、兼て失火に備へしむるが爲なり、於是倉庫の制一變し、郡院始れり、國を以て郡を統べ、又其院を統ぶ、郡並に院を以て、各其郷及び村を統ぶ、新田宮藏書に所謂諸郡檢田使の幣に、差等を分ち、大郡は五十疋、中郡は世疋、院は廿疋、郷は五疋といふ、亦證すべきなり、其院に於る、郡司分て是を掌る、其新院は、各所定の名に因て、是を某院司といふ、或は其舊に依て、尙郡司と呼ぶ、其實一職のみ、何を以てか是をいふ、圖田帳を考に、給黎の如き院なり、是を掌る者は、書て郡司兼保といふ、知覽も院なり、郡司忠益といふ、牛屎の若きに至ては、院司元光と記すといへども、文永二年の古文書に於ては、或は牛屎郡司と書す、此類尙多ければ、一職兩員に分ると、以て知るべきなり、其屬郷に至ても、亦令を聽く者は、皆管下

に繋け、泛く某院と呼ぶ、又其郷を統ぶる者は、飢肥に南郷北郷あり、禰寢に南俣北俣あるを觀て知るべし、此を今制に譬ふれば、所謂倉院は、猶藏本を呼ぶに、祁答院組と云の類の如し、其是に隸く者は、猶藏隸郷の如し、今牛屎院等を以て是を證すれば、伊佐郡を割き、此に二院を置き、其一方は、牛山、羽月、山野、平泉、入山等を以て、牛屎院といふ、會木氏譜に、菱刈兩院とを併せて言ふなり、菱刈は大隅の郡名也、又一方は、佐志、黒木、鶴田、宮之城、山崎、大村、藺牟田を、祁答院といふ、各其管下に屬するの類は、是僻遠にして、郡を去り、山川を跋渉するの令に違ひ、二に分て院を置くなるべし、又救仁の如き、郷もあり、院もあり、其郷は百六十町とし、院は九十町とす、郷は院より廣ければ、郷より分るゝを見るべく、亦近郷相接すれば、院を中央に置くの令に因て、是を分てる者歟、凡そ院制建て、今に一千四十餘年に及ぶ、

院の名、四方の他邦に聞こえあるや稀なり、然るに我藩某院の名往々今に至りて傳ふ、是我藩一方の邊陲に在りて、古國の故なるべし、其特に院多きは蓋亦郡郷の多く山川に跨るの故もあらん、

地頭館 地頭の號は、鎌倉右幕府源公、始て日本六十餘國の總追捕使、及び總地頭に任ぜられ、國々には守護を置き、莊園郷保には地頭を置かる、鎌倉實記に曰、國司の代りに地頭を置み、守護を後鳥羽院の使となつて、諸國に本國を支配す、云々、神皇正統記、しかば、地頭を補せし事も名ばかりになきが如く、あはらぬなりと云々、本藩始祖 得佛公は、右幕府の庶長子にて、文治二年、薩隅日三州總地頭職に封せられて、封に就きぬ、三年、又薩隅日三州守護職に封せられぬ、吾藩にも、一郷一邑に地頭を定め、又其郷邑の大小を量り、廣狹に應じ、州郡郷村の分界に拘は

らず、更に方域を分ち、某の外城と稱じ、一城を構へ、地頭をして其地を守らしめぬ、自爾以來、一郷一邑に地頭を置き、鎌倉の遺風を存しぬ、ひしに、慶元以來、天下昇平に屬し、地頭の人々をも、本府鹿兒島に居住なせしめ、各所に地頭を置るといへども、遙領となる、且一國に一城といへる、大府の令ありし故、城郭は皆毀ち、其外城ごとに官吏を置き、邑治を定められ、是を地頭館と稱ず、他州にては、郡代代官の住所を、陣所といふに同じ、其地頭館の所在を、俗に麓と呼ぶ、字書に、山下、是其古へ城のありし山の下にあればなり、建久八年、薩摩國謂郡郷の郷とは異なり、混和して見るべからず、  
閩藩郷邑 本藩諸郷薩摩國に在る者凡三十七、曰鹿兒島、曰永吉、曰吉田、以上三ヶ所は鹿兒島郡に係る、曰伊集院、曰日置南

三國各縣圖會 卷之十一  
郷、曰日置北郷、曰市來、曰滿家院、曰串木野、以上六箇所は、日置郡に係る、曰百次、曰隈之城、曰高江、曰平佐、曰山田、曰入來院、曰東郷、以上七箇所は、薩摩郡に係る、曰水引、曰高城、以上二箇所は、高城郡に係る、曰莫根、曰山門院、曰出水、以上三箇所は、出水郡に係る、曰大口、曰山野、曰羽月、曰祁答院、以上四箇所は、伊佐郡に係る、曰伊佐知佐、曰山田、以上二箇所は、谿山郡に係る、曰給黎、曰知覽、以上二箇所は、給黎郡に係る、曰指宿、此一箇所は、指宿郡とす、曰穎娃、此一箇所は、即ち穎娃郡とす、曰河邊、曰加世田、曰硫磺島、曰七島、以上四箇所は、河邊郡に係る、曰上甌島、曰下甌島、此二箇所は、即ち甌島郡とす、大隅國に在る者、凡三十一、曰國分、曰清水、曰囃吹、曰敷根、曰福山、曰財部、曰末吉、曰恒吉、以上八箇所は、囃吹郡に係る、曰加治木、曰帖佐、曰蒲生、曰溝邊、以上四箇所は、始羅郡に係る、曰日當山、曰踊、曰横川、曰栗野、

日吉松、以上五箇所は、桑原郡に係る、曰太良院、此一箇所は、菱刈郡とす、曰向島、曰牛根、曰垂水、曰新城、曰禰寝、以上五箇所は、大隅郡に係る、曰百引、曰鹿屋、曰串良、曰高山、曰始良、曰大始良、以上六箇所は、肝屬郡に係る、曰屋久島、此一箇所は、馭謨郡とす、曰種子島、此一箇所は、熊毛郡とす、曰向國諸縣郡に在る者、凡二十、曰吉田、曰馬關田、曰加久藤、曰飯野、曰小林、曰須木、曰野尻、曰綾、曰内山、曰八代、曰飯田、曰穆佐、曰高原、曰三俣院、曰莊内中郷、曰莊内北郷、曰莊内南郷、曰松山、曰救仁郷、曰救仁院、是なり、此諸郷、皆一州一郡の内に在るにあらず、他州他郡に跨るもあり、今擧ぐるに、大畧其本づくところの州郡を以てす、又歴世の間、諸郷の内、往往其地を分合して、或は地頭の管轄に便りし、或は公族等の封邑とせらる、故に其郷邑の如きは、前段の名數と同じからず、亦兩州兩郡等に隸くもあり、其郷

邑及び其所屬の州郡は、地頭館領主館所在の州郡を以て、各  
邑の篇首に記す、因て此に贅せず、

三國名勝圖會卷之一終

三國名勝圖會卷之二目錄

薩摩國鹿兒島郡

總說

鹿兒島の文字名義及び舊城

鹿兒島之一

山水

多賀山 多賀社

神月川 伊敷堰

構木川

夏箕瀑布 瀑之上

田上川

小山田瀑布

近衛水

大磯 祀橋側の石

田之浦

尾畔

近衛櫻

鹿兒島八景

福永門八景

松見崎十二景

居處

造士館 宣成殿

石碑 講堂 學寮

演武館



明時館

醫學院神農廟

琉球館

佐土原邸

吉野馬牧巴爾齊

咬嚼吧馬牧

藥園

橋道

西田橋新上橋

高麗町橋 武之橋

新橋

孝行橋

永安橋

鼓橋

鳥越

三國名勝圖會卷之二

薩摩國國の事は、薩摩日總  
説の卷に詳なり、

鹿兒島郡

總説

鹿兒島の文字名義及ひ舊域、抑鹿兒嶋の文字は、續日本紀曰、天平寶字八年十二月、大隅薩摩兩國之堺、云云、於鹿島信爾村之海、云々、三代實錄曰、貞觀二年、春三月廿日、庚午、薩摩國鹿兒島神、云々、延喜神名式曰、大隅國鹿兒島神社、民部式曰、薩摩國管鹿島、和名鈔曰、薩摩國鹿兒島、加古志萬、是等の如し、按ずるに、凡そ郡里の名、二字を用ゆ、例、延喜式に出つ、然れば所謂民部式の鹿島は、鹿字の兒を脱せしなるべし、本藩昔しは多く、鹿一字に作る、弘安七年、閏四月三日、道忍公の本府淨光明寺鐘銘亦然り、爾來一字二字一定なし、今は専ら二字もて行は



る、昆陽漫錄九州記、并に鹿子島野藪談話、鹿護島陰德太平記、籠島和漢三才圖會、籠島或は鹿護島等に作る、圖書編、薩摩州の圖に、康國什麼と題せるは、鹿兒島の唐音なり、是を地名畧に、鹿兒島上古作、康國什麼とあるは、甚た非なり、國分氏所藏の鎌倉右大將公御教書、國字を以て、かごしまとあり、此かごしまの名は、本彦火火出見尊の駕し玉へる、無目籠の義に出といふ、一説には、尊の山幸に因れる名とす、國分鹿兒島神社は、尊を祭り、即ち其聖蹟なるがゆゑ、かごしまの名義は、彼條に細論す、夫郡は何れの世分置ありしや、審ならず、成務天皇の時、詔して諸郡に長を立らる、觀之ば既に其以前よりありしにて、孝徳天皇の時、天下の郡を三等に建て、四十里を大郡とし、三十里以下四里以上を中郡とし、三里を小郡とす、文武天皇の時に至り、郡を五等に分ち、二十里以

下十六里以上を大郡とし、十二里以上を上郡とし、八里以上を中郡とし、四里以上を下郡とし、二里以上を小郡とす、里とは、家數五十戸ある所を云、されば昔時の一郡は、千戸より百戸の所と見ゆ、古へは生齒すくなく、戸口も多からざること、是を以て推知るべし、今時は少々の聚落にも、千戸に滿る所は、あまたあり、太平日久しく、人民の繁昌なること思ふべし、素より其里は道程の里數にあらずといへども、郡の等差に隨ひ、其地域の廣狹ありし亦察すべし、今鹿兒島郡の地域は、當所諸村の地、及び吉田郷のみ、然かるに吉田郷も、天正十五年、始羅郡より、鹿兒島郡に隸られしと見れば、鹿兒島郡は、たゞ一邑の地にして、小なるに似たり、按ずるに、國分邑宮内の正八幡宮は、鹿兒島神社とて、彦火火出見尊を奉祀し、社家傳に、鹿兒島とは、今の宮内の事と云、亦同邑に麿山といへ

る地もあり、又同邑外面の海中に、小島の出しを、前に所引の  
續紀、寶字八年に、大隅薩摩兩國之堺云々、於鹿島信爾村之海  
云々、化成三島と記され、今現にその地は、大隅桑原郡と、同國  
嚙吹郡とに係て、薩摩大隅の境にあらず、薩摩鹿兒島郡とは、  
南北五六里を隔離れ、其間に大隅始羅郡、加治木、帖佐、蒲生、山  
田等の邑あり、又三代實錄、貞觀二年、三月廿一日、薩摩國鹿兒  
島神、この鹿兒島神、蓋し本府草牟田村宇治瀬神なりと云、又  
建久八年、六月、薩摩國圖田帳に、大隅正八幡宮御領八十町、鹿  
兒島郡荒田莊とあり、かゝれば、往古國分より、本府荒田村の  
邊、彦火火出見尊に緣由ある故蹤にて、鹿兒島と稱へ、今の鹿  
兒島郡より以北、國分の地に亘り、薩摩國の内にて、郡を置る  
に及び、即ち郡名とし、大郡なりしを、其地を割て、彼此に屬す  
といへども、國分鹿兒島神社、鹿山等の如き、其名に係れるも

の、舊處に存在せるなり、

鹿兒島之一即ち本府なり、本府は鹿兒島郡鹿兒島郷山  
假令村を併せて七府道あり、本藩諸邑四面旋繞に居て、藩屏邑は  
内、本府の諸村を擁す本府の諸村は、星假命と京師これに  
め、拱あり、諸邑の望となり、萬於て事は前づから諸説に記す其  
の如し、滿家に併せの事見るべし、山

山 水

多賀山東府城の北の坂本村にあり、東福寺城の山に連り、麓に楢木  
川を帶ふ、南に臨めば、府下の阡陌屋宇鱗次、綦布し、西は林嶺  
參差として、烟靄斷續の中に露れ、東は碧海湛々、北は綠樹覆  
ひ、四顧趣を異にし、風景見れども飽かず、凡そ府下の形勢を  
双眸に收るは、此地を以て第一とす、鹿兒島八景の一にして、  
昔時濱崎ヶ城といへり、一説に、尾頭小城、此山とす、又一説に、

後丘ならんといへり、其事蹟は、後條東福寺城に考ふべし。

○多賀神社 當山の巔にあり、奉祀伊弉諾尊神体。正祭四月  
中午日、當社は、貫明公本御内龍今本名大地に在りし時、山伏驚  
頭不動院なる者をして、江州犬上郡多賀大明神を招到し、日  
之少宮に擬して、天正七年巳卯二月六日、此所に勸請せしめ  
ぬふ。此時濱崎山玉臺寺不動院の號を命せられしと云。是よ  
り驚頭氏世々これが祭祀を司とれり。書紀曰、伊弉諾尊功既  
至矣、德亦大矣。於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣。古事記曰、  
伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也。神名式曰、近江國犬上郡多  
何神社二坐和名鈔に田可郷の神書鈔曰、日之少宮者、近江國  
犬上郡多賀大明神是也。近江在良方、日之所初出也。故曰、日之  
少宮。出雲杵築宮在乾方、故曰、日隅宮。日之所入也。宮、この日隅宮の少  
事とは、猶別にて其由の和漢三才圖會、近江國曰、多賀大明神在犬

上郡祭神伊弉諾尊、號曰少宮、別當眞言不動院是等を以て、當  
社所祀の事を知るべし。

神月川 水源郡山邑より出て、縈紆曲折して、東に流るゝこと  
數里、草牟田村宇治瀬神社の前より、府下の西邊を經、南に廻  
りて武村に至り、内海に注ぐ。今府下にして、これに四橋あり、  
其一を新上橋、其二を西田橋、其三を高麗町橋、其四を武之橋  
とす。これを神月川といふは、宇治瀬神社神嘗月の祭より出  
たる名なりといへり。薩州神社考には、上月に作る、俗には、江  
月、甲突、甲付など書り、一名境川とも呼べり。又大野川の名あ  
り、舊流は、府城の西隅、柿本寺の後、和泉崎の邊、瀨を過きて、海に入り、柿  
本寺の下より、府城の東南、若宮社の前を過きて、海に入り、柿  
口碑の背、清瀧川の池、塘、其跡といひ、愈西して、後河邊を西に、移ぞ、  
南林寺の背、清瀧川、其跡といひ、愈西して、後河邊を西に、移ぞ、  
○伊敷の堰 神月川の上流、上伊敷村、黒岩飯山の間にあり、  
礧石を疊を數十歩、こゝに川流を湛へ、横さまに渠を開き、流

を分ち其勢を取て是を走らしめ後水は前水を推て吠畝の間に回し、遍く田に灌ぎ、能く水土の功を成して、原隰績を底し、是より小野、草牟田、永吉、原良、西田、武、荒田等の數村、永く炎旱爭珠の患を免るといへり、出たは和語に井手と云、田井より手見ゆ、和名鈔に、堰、其制は、さまさまあり、今必しも、言理道要訣云、秦、以李冰爲、蜀郡太守、造百丈堰、灌田數千頃、蜀不於富饒、農政全、書曰、水、使、之、若、出、溪、下、既、深、以、及、田、所、高、處、水、不、能、及、則精木川 水源吉田郷宮之浦村に發し、當郷花棚村へ入り、數村を經て、坂本村稻荷社の前に出づ、因て或は稻荷川と云、是より大乘院の前を西流し、南に折れ、又東に向ひ、多賀山麓の帶となり、祇園の濱に注ぐ、

夏箕瀑布の府北城 坂本村溪間にあり、稻荷神社より北の方、山を隔て十町餘に當る、精木川の上流なり、此邊を瀑の上といふ、  
和歌

鹿兒島の在、吉野山にちかきわたりになつみのたき  
といふ所あり、見にまかりて、  
幽齋

こゝもまたよし野にちかきなつみ川  
ながれて瀧の名にやおつらん、

○瀑之上觀音、瀑布の前、巖壁の上により、桂山觀音ともいふ、千手觀音の石像なり、寛永十四年、平山對馬守安置す、稀痘の許愿に應ありとて、參詣のものあり、  
田上川 水源は犬迫村横井より出て、小野村、西別府村を過ぎ、田上村に來り、猶諸村を經、郡本村の海に歸す、郡本村の邊に於ては、新川と唱ふ、舊此下流、荒田村、中村の境を流れ、海に注げるゆゑ、境川とも呼びしを、文化三年、今の所に導きたり、因て新川の名あり、



小山田瀑布

安養寺



深方洞

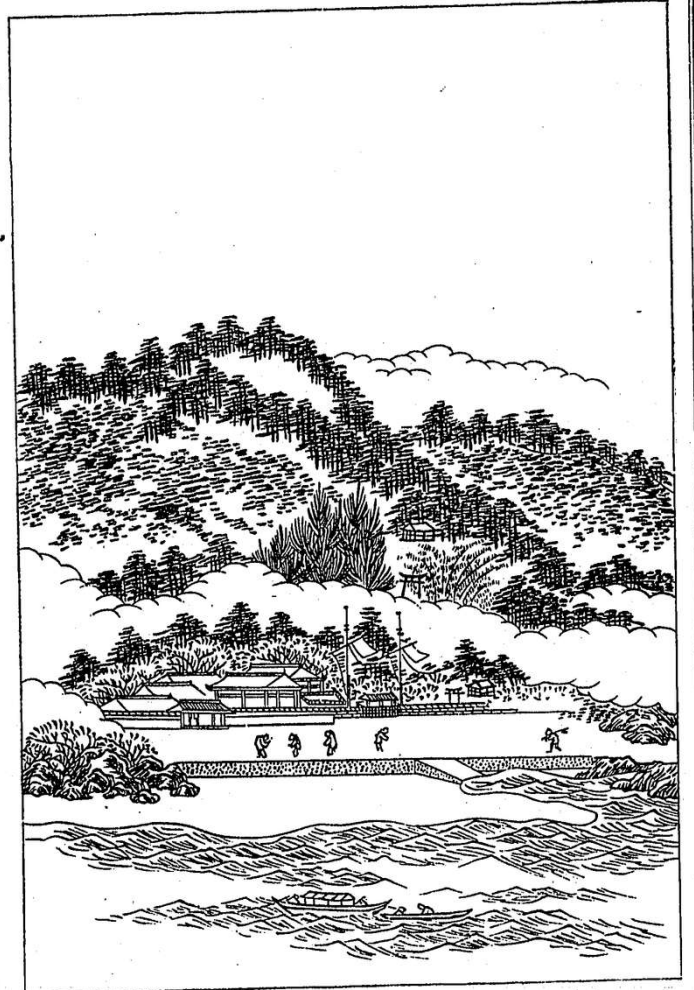
平城

小山田瀑布の府北城 小山田村平城の北にあり其源は郡山邑の山中に出て南より北に落る瀑布なり高さ凡そ五丈五尺横狭く水勢壯なり土俗是を陽瀑といふ或は布引の瀑と名く左右古藤多し下流は神月川に入る又平城の南に陰瀑とて僅に高さ二丈許りなる飛泉あり水少し

近衛水府西北城の 坂本村冷水北郷氏宅地にあり寒暑増減なき涌出の靈泉にして冬日暖に夏月冷なり此水諸所に灌きて用水となす地名冷水といへるも此靈水あるゆゑにや櫻島上山某所藏正平七年鎌川尼が文券に冷水の名あり此地の事と見ゆ其久しきを知るべし文祿慶長の際近衛關白信輔鹿兒島に來ぬひし時硯の水に用られしとぞよつて近衛水といふの傳へあり

大磯府北城 吉野村の海邊なり一名仙巖洞縁海の崖岸に道を

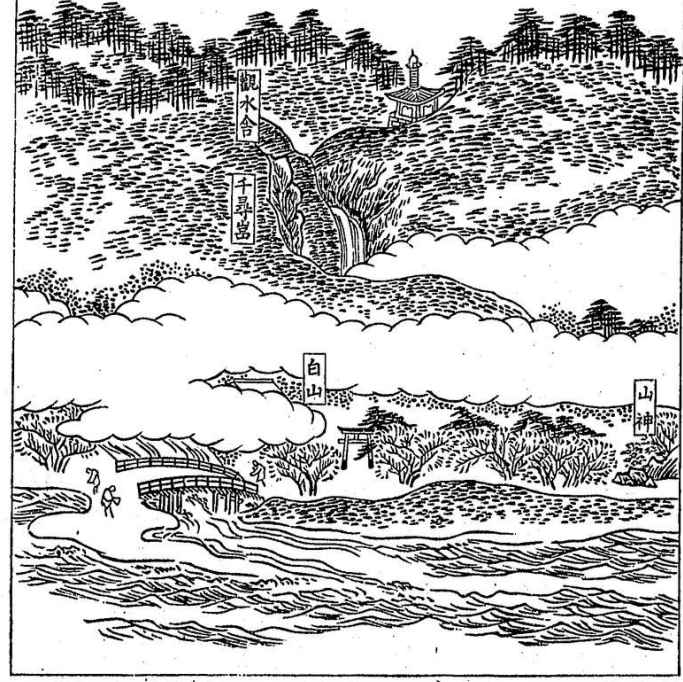
設く、淨國公の時、斷巖を削り、巖壁を穿ち、樞翳を焚き、草莽を翦り、上下曲直、僅にこの一路を開き、始て人迹通ずべし、洞口先づ行て、良英寺を得、是より左に折て、永福寺、及び潮音院あり、猶高低迂行して、山神、櫻谷等に至り、又右に折て、天満宮、龍洞院皆相列る、既にして山下川流れ、圪橋を架す、橋側に碑を建つ、其文に、出自仙巖別館南門、至兩岐路口、五町二十五間、至於府城東門、西踰鳥越故道、則二十七町四十四間、南循緣海新道、則三十二町三十六間と記す、碑文縁海新道は、則ち上に橋に出す、即仙巖園あり、萬治年中、寛陽公是を營み、山に寄り、海に臨て、別館を構へ、仙巖喜鶴亭と名づく、公こゝに遊觀し、翰墨の間に樂みぬへるに、雙鶴蹠躑として、碧空に横はり、嘹唳として、青霄に響き、下りて、館廷の墀に集る、いはゆる芝田に戯れ、瑤池に飲むの象の如し、日已に西するに及て、悠々



大磯



其二  
 觀水合寬政中經營  
 巖壁小銘を鑄む銘文  
 尤の如し  
 納羅躑躅證鑑上而  
 捫蘿攬葛陞道上天  
 斷崖奇石如鬼如仙  
 側多奇石如鬼如仙  
 層羅山巖嶺給上矣  
 屠維之歲協洽之年  
 創建亭榭于此山顛  
 名曰觀景對彼飛泉  
 於銘是記琢石是鑄  
 銘辭不朽亭子不蹇

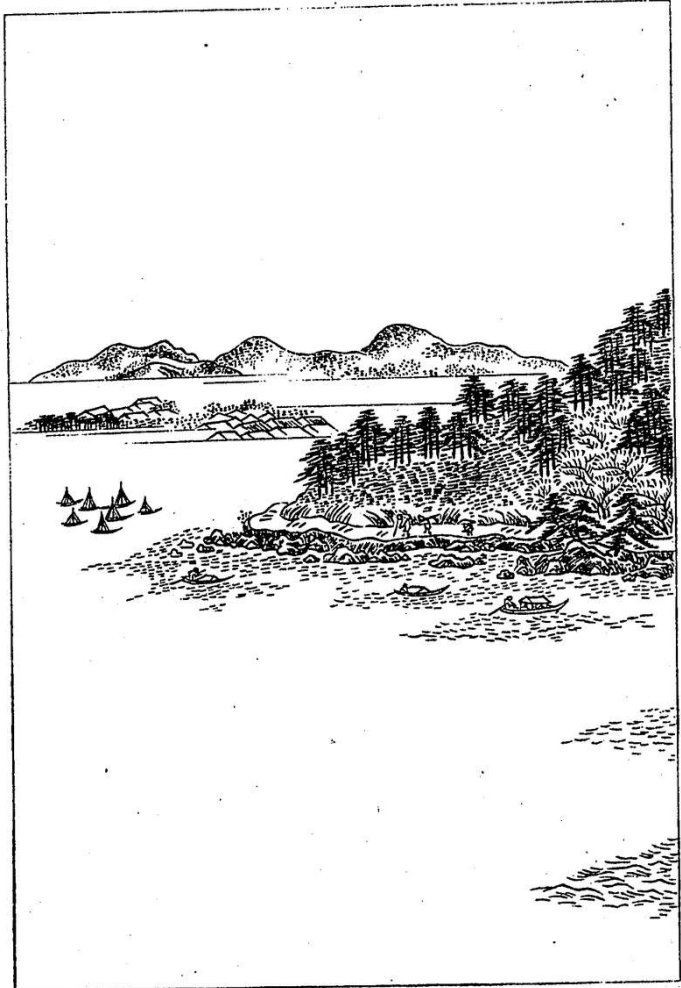


崗巖坐石鑿古永傳  
 當與山石萬古永傳

天  
 無  
 懷  
 氏  
 之







+

其三



然として去る故に亭の名に命ず實に是寛文十二年癸丑正月九日なり其地の勝たる翠嶺後に圍み裏海前に開き南開聞嶽より海を隔て東福山に至り凡そ三十里の景色一望に入り連山透迤潮水湛然其山其水清麗澄媚にして櫻島海心に特立し浮ぶが如く漂ぶが若し怪巖磯磧に錯綜亂峙し或は蹲虎と疑ひ或は奮獅に似たり遠近巨細並出互見陰陽晦明四時奇變し千形万狀摹述すべからず昔人畫山水の歌に不出門庭三五步觀盡江山千萬重其懷を騁せ性を養ふ亦何ぞ別にこれを求めんや且此仙洞櫻樹甚だ多くして春は瓊筵を花に開き或は輕舟に棹すもあり秋は羽觴を月に飛すなど樂みは此地に盡すと云べし其勝かくの如くなるを以て國中の士庶往々別莊を營み臺榭園池東西に相望み宛も壺中別に天地あるが如し一たび是に遊ぶもの塵寰頓に脱

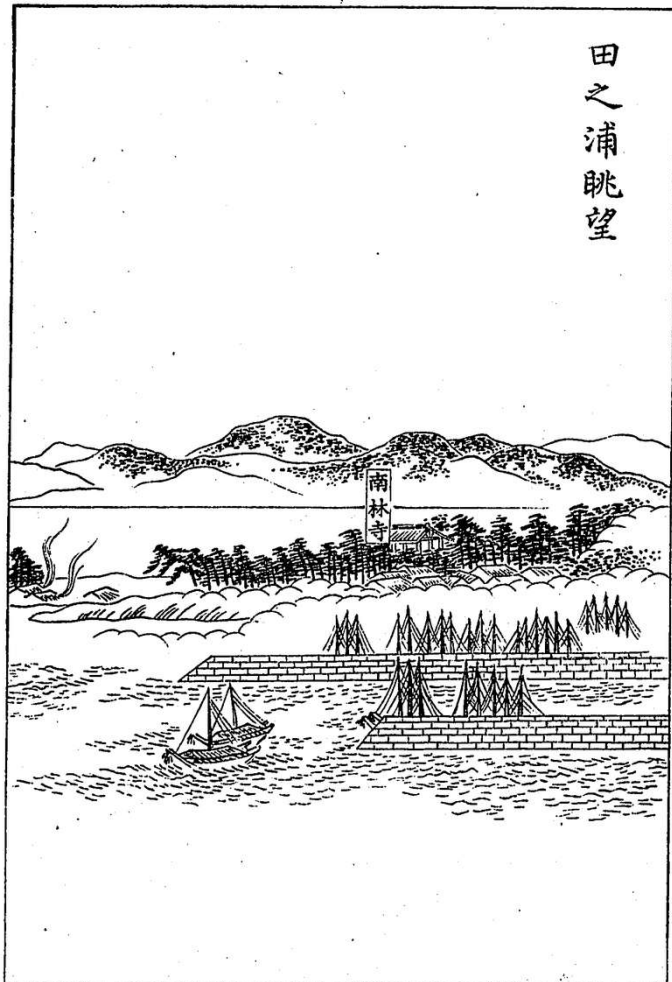
し自ら飛仙昇天の思ひあり、  
圮橋側の石碑、前文に見ゆ、  
大磯雪の讚、

西洞院時名朝臣

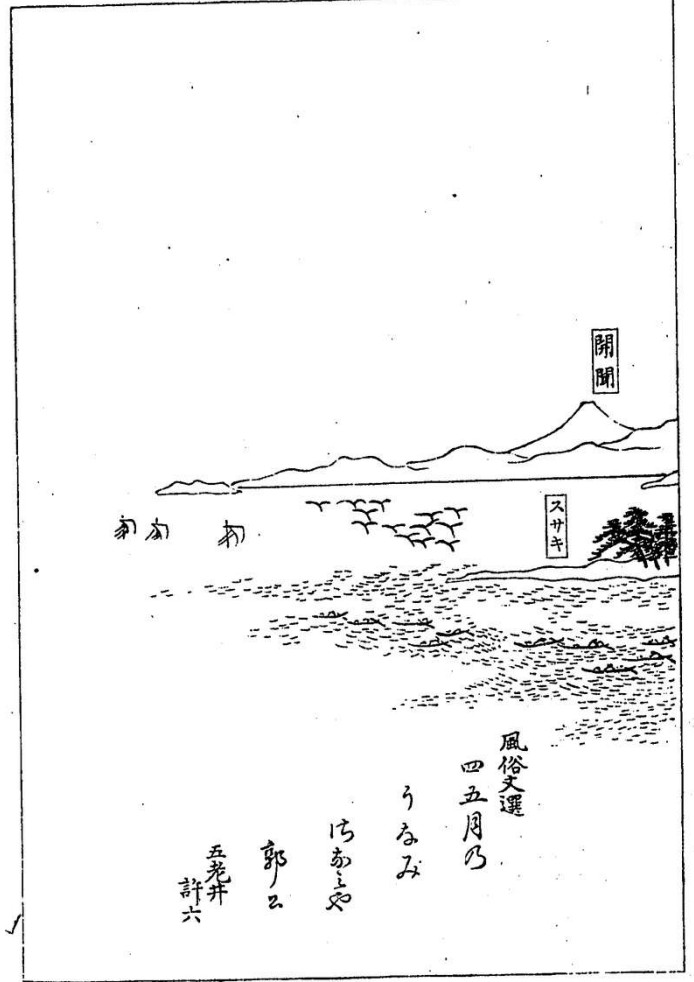
月も今入江の波に色わきて  
雪よりしらむ磯ぎはの里、

田之浦東府城北の坂本村に屬す祇園の濱より東北大磯に至たるの縁海なり南洋の潮水山川邑の海門より府城の前薩隅二州の腹に入り一大内海となり湖の如し此浦其西岸に在り潮來れば江上白く日落れば天地青し煙舶其間に往來して頗る趣を資く是より大磯甚だ遠からず一帶の沿海なれば風光彼に類すといへども境移り地轉ずるに隨ひ又殊觀の勝區にして鹿兒島八景の一なり山本春正泰清世子の歌

田之浦眺望



南林寺



開聞

又サキ

風俗文選  
四五月乃

うなみ

河島上知

郭公

五光井  
許六

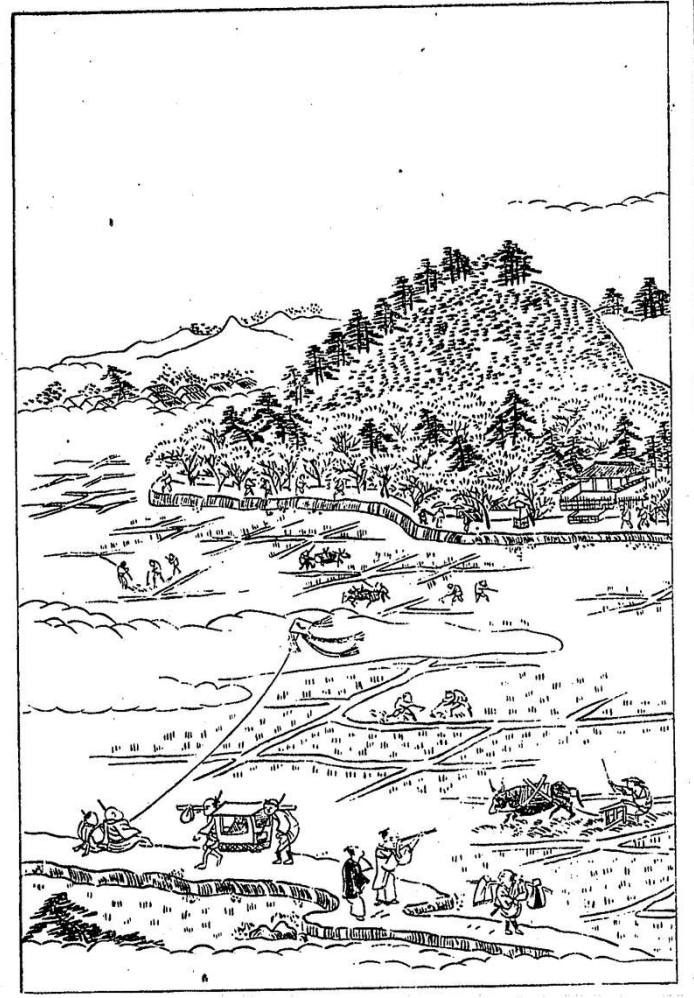
客として、當國に在りし時、此海面を眺望して詠る歌に、山の  
みな、環れる内に、入海は、いづくを指して、潮の引らん、又夜光  
る玉も何せん、薩摩がた、といひしは、連城の壁も、此地の風景  
に易ふべからざるを評するに似たり、長明無名鈔に、つくし  
にとりて南のかた大隅薩摩のほど、いづれの國とかや、おほ  
きなるみなと侍り、そこには四五月にはあけくれ浪たちて、  
しづまることもなし、四月にたつをうなみといひ、五月にた  
つをさなみとなん申侍る云々、おほきなるみなと、は、此府  
下の海邊をいへるにや、五月の頃は、南風頻に吹て波浪を起  
すこと現にあるを以て思ふべし、又昔は是より西南に廻り  
巨濶の灣港なりしを今の府城を建られしより、繁昌日を逐  
ひ、人民蕃殖するがゆゑに、往々海面を築ひて、旱地となりし  
と見たり、此長明語、都城の卷、島津名義事證の段、亦是を引  
て論せり、併せ考て其説の可なる者に従ふべし

尾畔

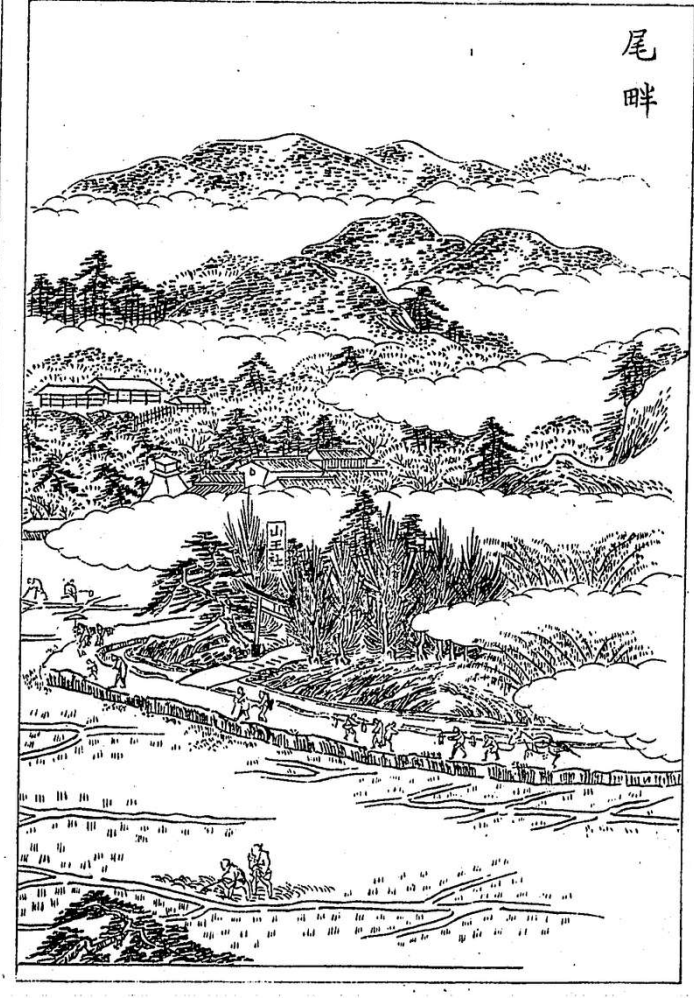
府城の西南

西田村、原良村の境あり、山の尾延て田畔に接  
す、因て、名つけしにや、此地山を負ひ水に臨み、幽邃いふべか  
らず、山腹に邦君の別館あり、寛陽公の時より置かれたり  
と云、前には田野の景物、四季に循ひ枝を呈し、媚を效す、殊に  
此邊櫻樹多くして、春花盛開の候、滿林白雲を宿し、六出香風  
に繞る、櫻花七日の榮、後來期しかたく、徒に放過す、べきにあ  
らざれば、貴賤老少袂を聯らね袖を引て、人我互に誘伴し、或  
は花下に玉杯を弄し、或は梢上に品評を費す、すべて無邊の  
光景にして、賞心盡し、たければ、西嶺に落暉を惜み、歸路の  
催促を厭はざるはなし、漸く東君老し去て、新葉茂密し、夏山  
深々として、一曲の綠水館を抱ひて流れ、避暑の散步涼に乗  
して、掬すべし、螢影は漁火に類して、遠近に亂飛し、同志相携  
て所々に徘徊す、興あり趣ありて、別に佳境を得るが如し、秋





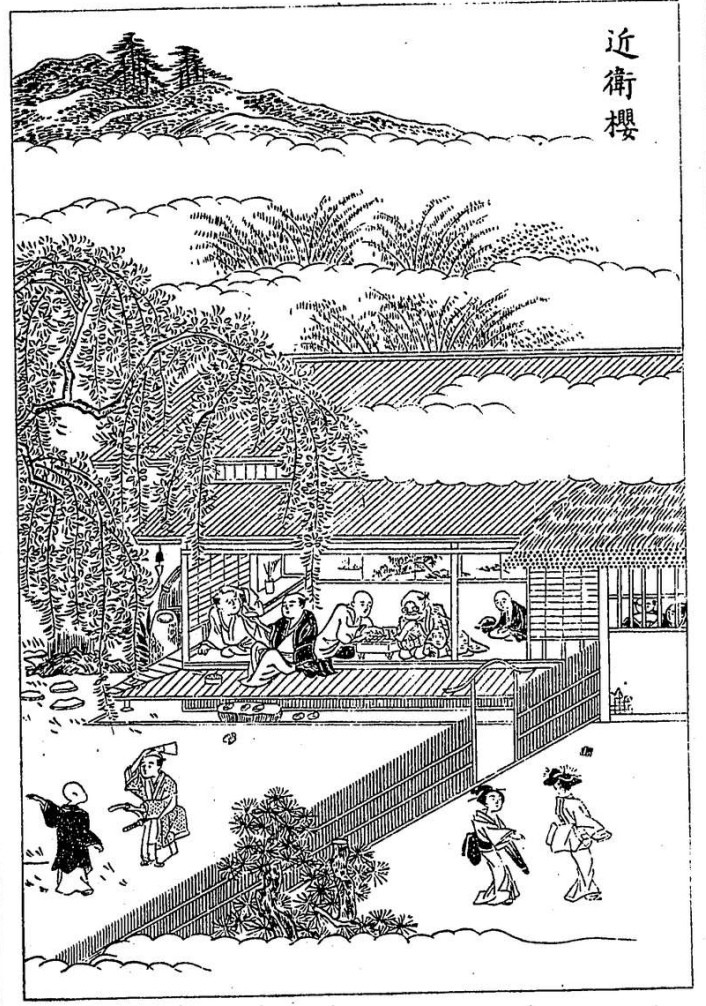
尾畔

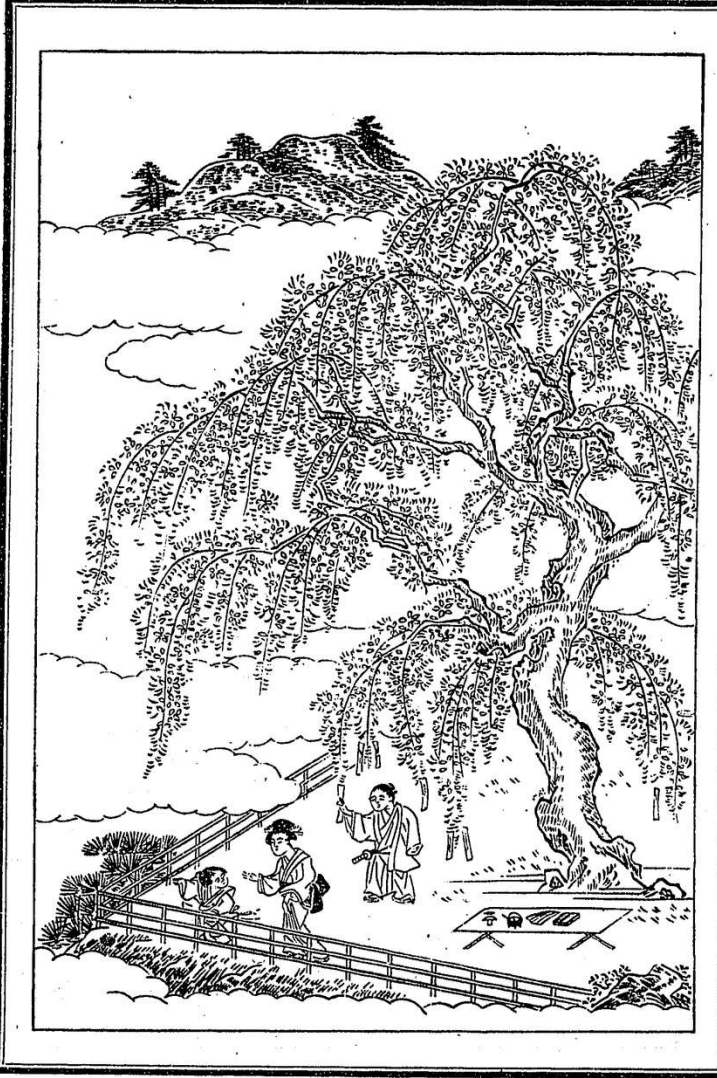


來霜露深く、青葉を染め、山は錦袍を被、樹は繡帽を冠するに似たり、冬は寒鳥氷田に群かりて、鳴聲殘夢を驚し、雪朝遊觀すれば、銀界に入て、瓊樓に登り、滿目玲瓏の眺を極むといふべし、夫れ大磯は、其所に云へるが如く、一大仙洞にして、實に蓬萊の思ひあり、此尾畔の地は、岡巒廻合、獨り其東の一面を、缺き、阡陌縱横に相列り、四望清爽、又比すべきものなく、共に無量の勝を著へて、優劣いづれともいひづたし、かくて府内の櫻、大磯と尾畔とを一雙とし、或は磯邊に瓊筵を設け、或は尾畔に雅友を倡ふ、人々志さしの所向に隨て、遊興を催さざるはなし、畢竟昇平の澤に浴すといふべし、

近衛櫻の府城 原良村の内、島津久誠別墅別墅にあり、近衛殿下庭栽の花と同種の垂絲櫻垂絲櫻なり、嚮には大樹ありて、數丈天を覆ひ、滿園繁茂、萬縷地に垂れ、毎春風雅の盤旋するなりし、惜哉

近衛櫻





近年枯れて、今亦其址に同種の櫻を植ゑ、年々よ長して、餘芳を含めり、雍州府志曰、櫻御所、中世以來、近衛殿之所有也、世所謂近衛殿絲櫻、又在斯所と、此種なるべし、

鹿兒島八景、世よ府下の風景眺望の勝を撰ひ、題して鹿兒島八景と云、正徳享保の際、京師縉紳家、及び諸山の出家よ請ふて、其詩歌を需ねぬ、其圖其詩其歌粗左よ鈔録す、其圖を逐て、其景を尋ね、其景よ就て、其勝たるを知るべし、

福永門八景府城の西南 西田村、福永門より眺望するところの景なり、寶曆九己卯の歲、宮之原通貫、和田助員をして圖を寫さしぬ、八景の題を命して、家よ藏む、通貫の孫通直、是を京師に携へ、高辻宰相家長よ和歌を請ふ、家長題毎よ一首を詠じ、歌目を和歌所よ納らる、其歌其圖左の如し、

水上晴嵐、水上は、西田村にあり、出水へ通る、大坂にあり、因て、水上は、西田村にあり、出水へ通る、大坂にあり、因て、水上は、西田村にあり、出水へ通る、大坂にあり、因て、

鹿兒島八景

南林晚鐘

日野權大納言輝光

加祿乃言之鴻

ひくくれば

こぼして

海ちくくして



洲崎落雁

前龍山天啓

無限長洲眼界寬

青松聳碧映波瀾

數聲鴈々落來處

恰做天書雲篆着





開聞暮雪

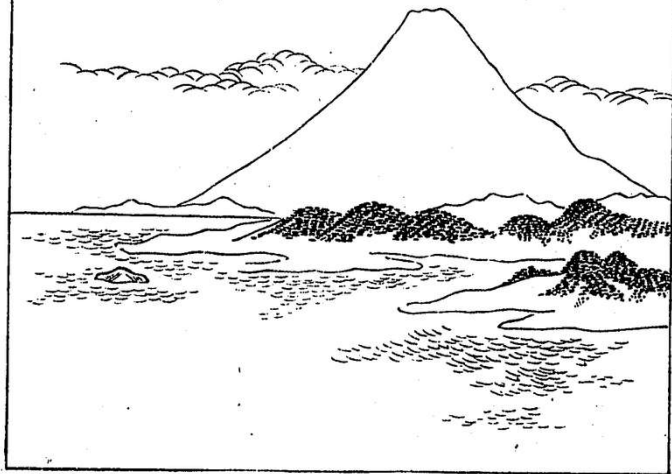
東園權大納言基長

山はくまかきれる

うへにゆきふりゆく

ゆきかたはなま

あふれぬのちの雪



南浦歸帆

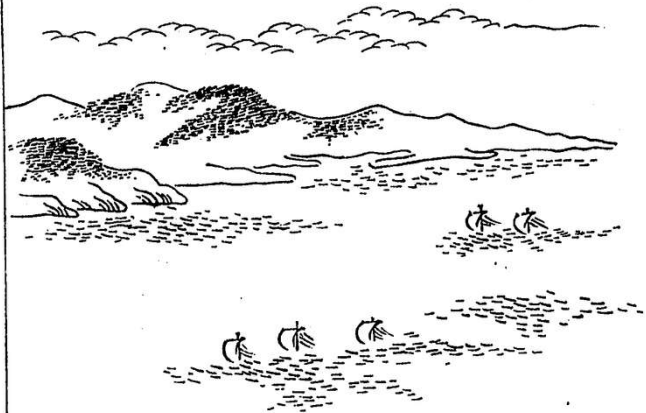
前等持承頤

舟屋成封南浦磯

日沈烟浪片颿飛

漁翁亦是知其止

釣得遠山佳景歸



三國名勝圖會 卷之三

櫻島秋月

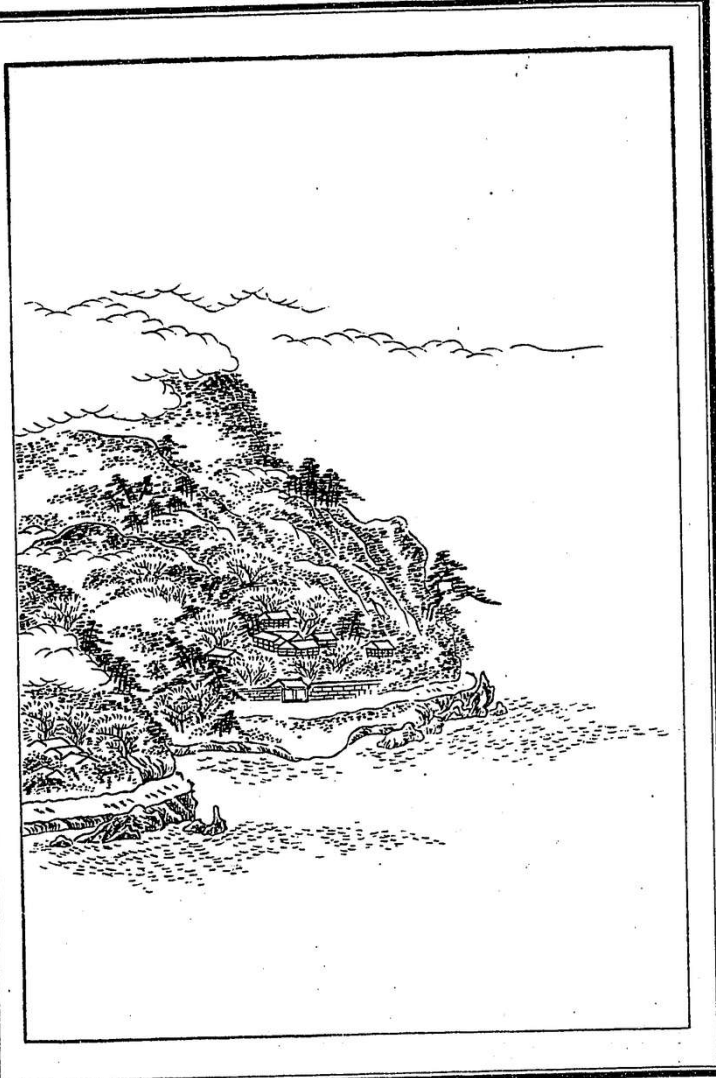
樋口正三位康熙

秋おとけ光を

これぞはとすむ

晴を極名各り

きこれども



大磯夕照

前真如名筆

江山鍾愛大磯浦  
映帶殘紅勝畫圖  
若夫蘓仙入蓉地  
賞心須是換西湖



田浦夜雨

鳥元内大臣光榮

おやする磯老の  
なみとまぼろし  
夕雨びりき  
そのさゝのり



多賀晴嵐

惠峯雲岩

雲散晴嵐明萬波  
日光相映海山阿  
宮前滿目好風景  
不盡家珍雅興多



ふと呼

やま風のふくにまかせて村上や

はるゝたかねはうき雲もなき

常盤谷夜雨常盤谷は、西田村の内なり、初めを枯木追ひと名

を常盤谷と改らる、別館の遺地、今は存せり、比志島氏の別館と云ふ

常盤なる松もあらしの聲をへて

夜半よづきほふたよの村雨

新上橋夕照新上橋は、西田村和泉崎にあり、神月川の流にわたせる橋なり、

おくふうき山本くれてのこる日の

うげのみわたす新上の橋

築地歸帆築地は坂本村、海邊なり

こぐふねも波路は風にまうせつ、

おもふうたとて築地にぞよる



水上晴嵐



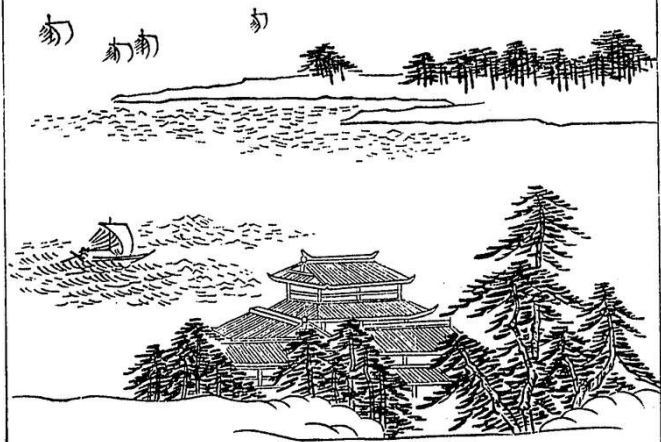
常盤谷夜雨



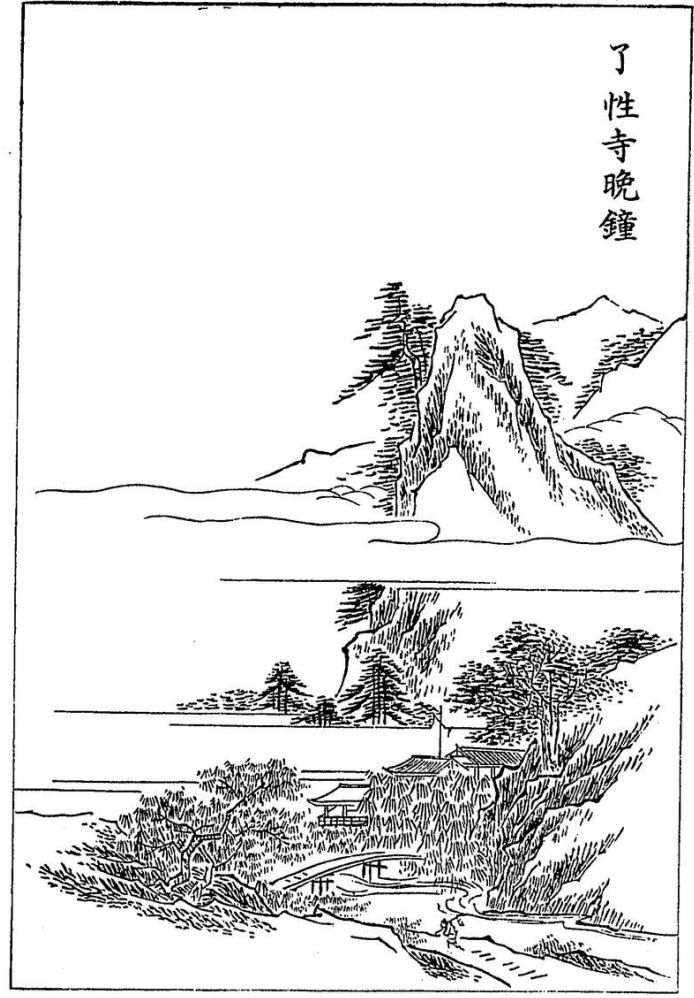
新上橋夕照



築地歸帆



了性寺晚鐘



野元秋月



尾畔落雁



櫻島暮雪





了性寺晚鐘了性寺、後に

此てらの峯ふくろげもしづかにて

さだかにひく入相の鐘

野元秋月野元の原野をい

雲きりもはらひ盡してたぐひなき

野元のあきの月の光は

尾畔落雁尾畔は、巴に

幾行かかずさだ宛なく聲たて、

尾畔は落るあきの雁がね

櫻島暮雪櫻島は、後

櫻じまひがたをかけて降雪は

ちりかふ花のはるの面影

松見崎十二景東府城の

東府城の

東府城の

荒田村より、此地滄海の汪洋渺漫

臨み、高山の烟霞香靄を仰き、其景其狀、四望山水の秀を掬し、漏すことなし、小松清香、嘗て眺望十二の品題を撰ひ、和歌を詠ず、其友二階堂澄行、これを京師に携へ、日野中納言資枝に示せり、資枝これが和歌を詠じ、自ら書して澄行に與へらる、小松氏に筒藏す、資枝の歌左に開列す、

高隈朝霞

立まよふくもよりうへまたかくまの

峯ほのくとかすむ朝戸出

櫻島春月

浪かすむ月のみはるのさくらしま

夜をへて花は影もめてまし

荒田蛙聲荒田は、一

すきかへすのちもきかまし水草生る

河ら田の暮にかはづなくこゑ  
燃崎白雨燃崎は、櫻島

もゑさきの名はそれながらあつからぬ

風もふきいで、すぐる夕たち

境川千鳥境川は、荒田村に、中上村との交ふも流る、此河は、

さかひかほみちくる塩にさそはれて

浦のちとりも瀬々や問らむ

開聞暮雪開聞は、穎娃

名まはいへど空よそびへしひらき、の

たかねのみゆき暮ぞいそがぬ

洲崎浮鷗洲崎は、武村の海邊、屋の濱の洲尾なり

ここかしこかもめぞうかふおきつ風

なきたる朝のすさきはるかに

隣村夕照

くれちかくにぎはひけりなゆふづく日

てらす隣のむらの往來は

青屋晴嵐青屋は、下に出せり

松たかきあをやのさとのゆふあらし

こずゑにみにてはるゝくもきり

松原晚鐘松原は、南を林寺

まつばらの末はるゝと寺みにて

木の間にひやく入相の鐘

輕沙漁火輕沙は、垂水

浪あらふおきの白洲は色くれて

ほのめきをむるあまのいさり火

遠帆連波

眞帆引ていそぐ千舟はおもふかたの  
風にいづくのみなと出けむ

居 處

造士館府城 坂本村に屬す、府城二之丸の前なり、本府の學校  
なり、外門には、仰高二字の額を掲ぐ、清人臨汾王宣望書なり  
安永二年、大信公創建す、初め 寛陽公府學を建んことを  
議す、果さずして薨ず、是に至て是舉ありといふ、本藩儒學の  
所傳を考に、圓室公の時、桂庵和尚聘ま應して本藩に來留  
り、始て程朱の學を唱ふ、桂庵和尚は、京師五山の徒にして、應  
仁中、幕府の命を奉して、明國に使し、程朱の學を傳て歸る者  
なり、程朱の學を皇國に傳ふは、師を權輿とす、桂庵の傳は、下  
條其墓の附は、錄  
なり詳桂庵が門に、月渚和尚あり、月渚の門に、一翁和尚あり、月渚  
及傳の一翁の概記す、桂一翁が門に、文之和尚あり、皆其學を傳ふ、

文之才學衆に過て、慈眼公の時、府下大龍寺の住持となり、  
常に朱説を講す、學徒多し、文之の傳は、大龍寺に載す、大文之の門に學之和  
尙あり、學之が弟子は一溪和尚あり、并に大龍寺の住持にし  
て、其學を承、經を講すること文之の時の如し、又文之の門人  
に、如竹上人あり、外に在て是を木鐸す、如竹の傳は、尾久島  
に、如竹學行あり、桂庵が學、文之如竹に至て大に興る、海内文之如  
竹と并べ稱す、四書周易傳義等に、文之點あり、寛永の初め、如  
竹上人板行す、是皇國四書等板行の始なりといふ、此等如竹  
詳島の卷に一溪和尚が後、他邦の僧不門和尚、大龍寺の住持と  
なり、舊式に仍て講義をなす、寛文二年 寛陽公菊池東勻を  
聘して、儒職とす、東勻は、藤助と稱す、林道春に學ぶ、明暦元年  
朝鮮來聘す、京師本國寺に館す、東勻朝鮮人と唱和す、學生李  
石湖、其才學を稱じ、大海以東人第一、紛々諸子莫之先の句あ

り、是に至て聘し、廩祿六十石を賜ひ、江戸邸に居る、其後世祿五百石を改賜ひ、鹿兒島に移して土著せしめ、宅一區を賜ふ、東与大龍寺に寓止して、諸生に經を授く、既にして東与遷て江戸邸に居る、其請に由て許さるなり、東与が父は、菊池元春と云、江州膳所城主本頼に繼頭康大龍寺は、文之以來相繼て儒經を説くを以て、世人儒寺と稱せりとゞ、其後兒玉圖南、志賀登龍等、江戸に赴き、朱學を室鳩巢に受く、山田君豹は、鳩巢の門人、河口子深に從遊す、於是室氏が學本藩に行はる、又府下組頭の宅に於て儒師經を講して、士人に聽かしむ、是を俗に組講釋といふ、其儒師は、大抵室氏の學徒なり、大信公府學を建るに及て、山本正誼を教授とす、正誼は君豹が門人なり、正誼又少き時江戸に遊て、一時の名家に從遊すといふ、凡府學に於る、師導を設け、典籍を聚め、紀律條科を制して、學政を整へ、以て國人子弟

に教ゆ、於是教化大に行はれ、風俗一變して、人才輩出し、政治を裨益すると多し、今や封境の内、遐陬僻邑といへども、文學を崇尚せざる者なし、是育英の效し、遠きに及ふを見るべし、  
○宣成殿 館内の西北にあり、仰高門に入れば、泮水池あり、朱欄橋を架す、池の左右に石龍を置く、一は水を吐き、一は水を呑む、泮水池は、即宣成殿の道とす、殿門に入徳の二字を扁す、中山王尙穆の書なり、此門外に石碑あり、林大學頭信言撰す、内門の扉に杏壇の二字を雕る、亦信言の書なり、杏壇門の内孔廟あり、即宣成殿なり、殿宇巍然たり、宣成殿三字の額を掲ぐ、伊賀國主藤堂高敦の書なり、殿内に聖像及ひ四配の像、十哲の神主、六從祀の畫像等を安す、古を考へ式に據り、毎歲春秋丁日を以て、釋菜を行ふ、殿の西は林木鬱然たり、孔林といふ、  
○石碑 所在前文に見ゆ、



薩州鹿兒島學記

古者先王設爲學校也。蓋長育人才以待國家他日之用也。其所以爲教則五典六德固上行而下効於是乎。成人有德小子有造。孝悌修於家而忠順可移於上。所謂其教不肅而成者矣。當是時俊人濟濟不可勝用也。後世學校之設雖或不異乎先王之時。人才日卑風俗日下者何哉。上之人徒誇壯觀而飾游聲苟應故事。視以爲文具其教亦不過乎試訓詰文詞之間。以誘聲名利祿之途。則學者往々于時取寵誇多鬪靡。是以其詞章雖麗議論雖高其德業事功之實無以逮乎古人。終歸卑污賤陋之域而已。夫民彝物則極天罔墜豈有古今人不相及者哉。但在上之人所以教之之術何如耳。今歲三月薩摩侯創建先聖之廟於本州鹿兒島。肖先聖及配位像畫先賢先儒像其餘百爾器備一視諸昌平國學而取法焉。於是春秋釋奠之禮具可以行也。又振其餘材爲師

生之舍以爲朝夕教養國之子弟之所歸藩之日使其臣兒玉實門來命信言作文記之此實盛舉固可書以告於後來也。故不敢辭敬叙古今人才之汚隆由教道使刻石以立廟門內君侯既尊儒崇道固以好古聞則其所以教之之術其又何待余言耶。特使國之子弟藏修於此者有觀以考焉則庶幾不負君侯興學之意哉。

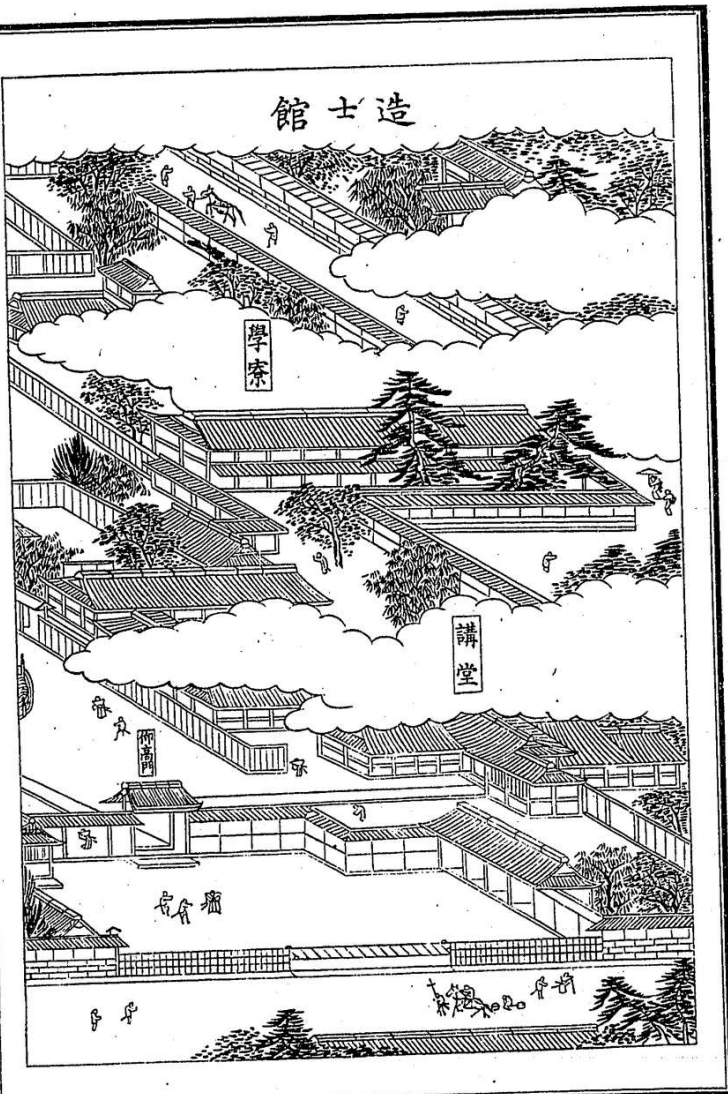
安永二年夏五月

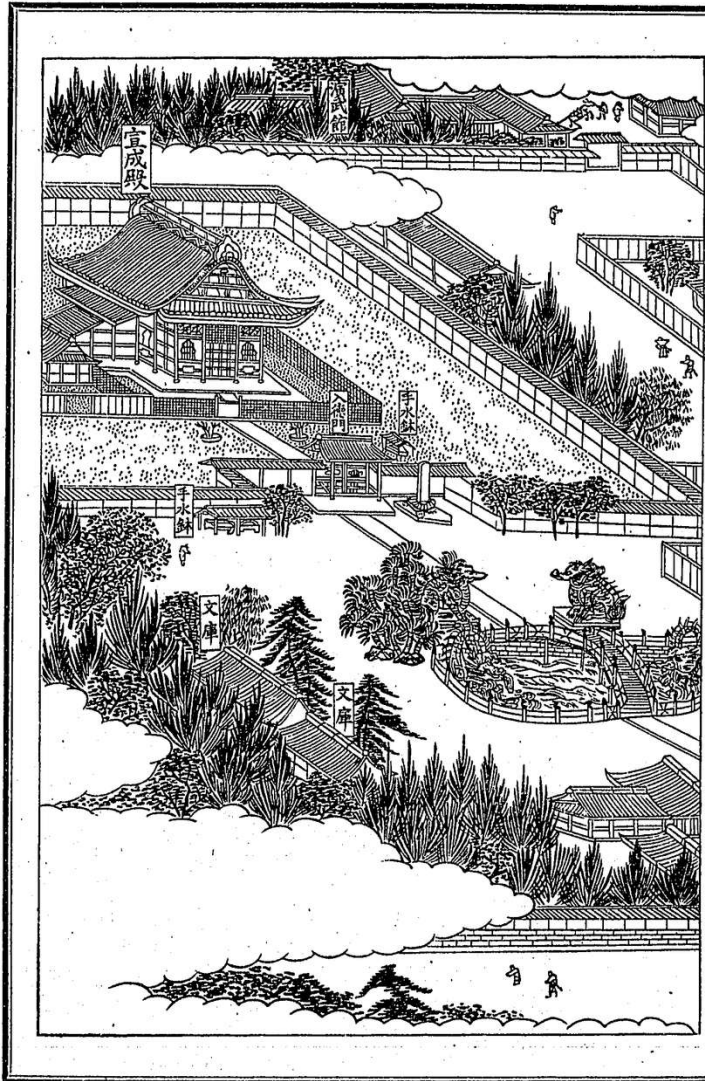
朝散大夫國子祭酒兼經筵講官林信言謹撰

○講堂 館内の東にあり國人子弟受業の處なり堂宇宏廣にして讀誦の聲斷へず教授の官署此中にあり  
○學寮 館内の東北にあり屋宇局を分ち樓を設て學徒留宿の處とす此中に直月寮あり儒官月を分て輪直し業を生徒に授く

○文庫 館内の西にあり、

演武館府城の南、坂本村造士館の北隣にあり、安永三年、大信公始てこれを起し、武を講し、兵を教ふるの所とす、夫れ吾大日本上古細カサ戈カサ千足チソク國と稱ず、武備の盛なること知るべし、能く獨り海中に立て、外夷を御し、數千萬年、この王を王とし、この人を人とす、各其道に據り、其徳を慎み、文武二柄の兼資を以てなり、夫吾薩藩能獨り九州に雄とし、威名四海に轟きて、外の侮を受ず、數十百年、この君を君とし、この臣を臣とす、亦各其道に據り、其徳を慎み、文武二柄の兼資を以てなり、夫れ大日本固より武を以て體とす、薩摩固より武國と號せらる、この武國に立ち、この武人として、この武を講せざらんや、治に亂を忘れず、文事あり、武備あり、或は劔を撃ち、或は鎗を刺し、射を習ふあり、馬を御するあり、諸家各流、日に此館に出





入して、互に其主とする所を操練し、國家萬一の用を待つ、其術多端にして、紙上空談に盡すべからず、官長時に臨視してこれを激し、これを按ず、亦其道を得たりと云べし、西遊記には、犬追物など云馬術射術の式あり、折々其物などは、極秘となり、他國には稀なる事にて、弓馬の家に、犬追物などは、極秘となり、時申次を勤し例には、其祖先島津家三郎兵衛尉忠義、鑑倉御將軍の津家より、犬追物を勤すに、則此館に、其に至り、傳來

明時館東府南城の坂本村造士館の東南、中福良にあり、治暦の館なり、鎌倉右大將源公、得佛公を本藩に封し、ぬふや、時に曆官を賜ひ、自ら歳曆を作ることを得せしめ給ふ、爾來曆官已れの家に於て、これを爲す、時に安永八年、大信公此館を建ぬ、其推歩、測候の器、及び露臺等具に備り、以て曆法を修明す、館庭に碑あり、其文左に出す、

薩州鹿島明時館記

安永八年、本府創建治曆之館、名之曰明時館、於是公命知學事山本正記之、謹按、先君得佛公者、錄倉右大將之側室子也、文治二年、封諸薩隅日之三州、號爲九筑、大國、然其地也、當時猶屬要荒之服、而領朔授時之政、未之及焉、則農桑多失其候、而歲功不得成矣、於是乎特賜之以曆官、世世使得自作歲曆、班之於境內焉、而其術則傳宣明曆法、云其後四百餘年、江府始議改曆、貞享元年曆成、名曰貞享曆、於是本藩遣曆官本田親真、受其法焉、而行之於境內如初、其後延享四年、江府復議改曆、因徵本藩曆官、於是磯永周英往焉、寶曆四年曆成、名曰寶曆曆、周英爲之佐、蓋十一年而歸、於是本藩傳寶曆曆法、其後明和二年、江府又修曆法、即徵曆官如寶曆例、於是水間良實往焉、而爲之佐者、蓋八年矣、及其歸也、則每歲使上其所算氣朔交食日躔月離五星四餘等、蓋本藩之置曆官也、且六百年矣、

以至於今日、則非特爲一國之私用也、然猶未開其署、而曆官自於其家爲之、且其推步測候之器、亦有未悉備者、今公襲封之十一年、乃命行人兼大史兒玉實門謀於水間良實爲簡天儀測午表、子午針、望遠鏡等若干、乃與舊所有渾天儀、樞星鏡、正方案等若干、并以附良實而藏焉、其後五年、迄乎是歲、遂命國老小松清香近侍掌務山田明議置治曆之館、二人咨諸兒玉實門、及水間良實相地于府城之東南四百七十步許、爰擇能吏鳩工、庀徒以畚、以築、以繩、以削、乃爲露臺、其高三丈、有三尺、其上方如高之數、而基址倍之、又爲府屋若干區、自秋八月甲子始事、至冬十月丙子卒功、於是水間良實爲正知館事、蓋本藩此官之設、雖尙矣、而其制之備、則自今日始、是宜記也、故良實稽其本末、而具書之、俾後之人有以考焉、抑良實聞諸良實曰、本藩之爲曆官者、委贄於陰陽頭、受其傳授、然後得以作曆、雖江府之曆



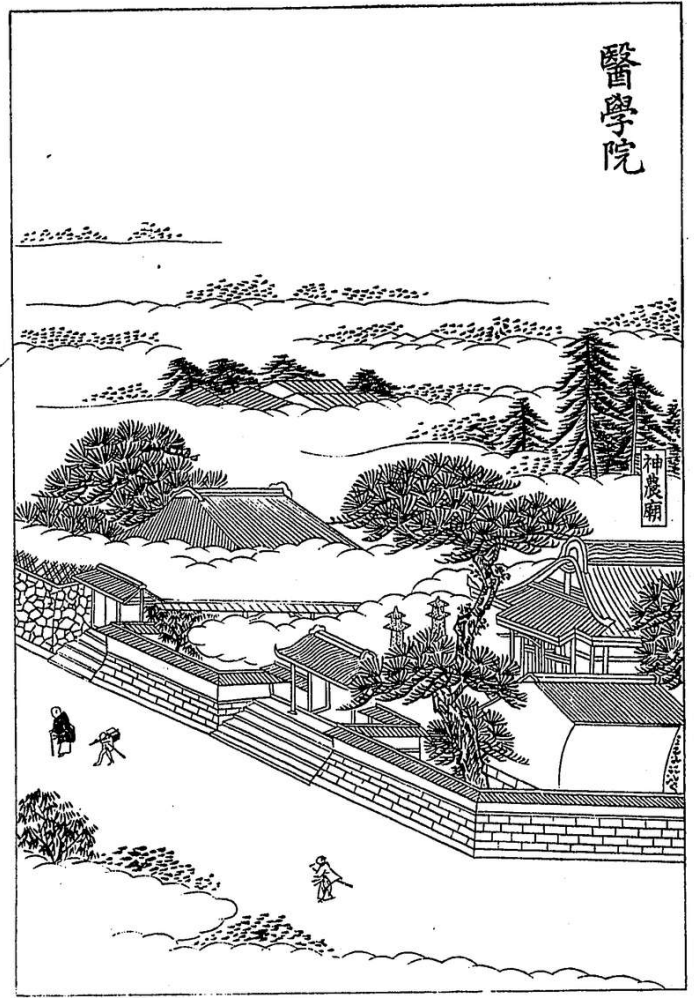
官亦然、而江府之議改曆也、必請命於陰陽寮、然後爲之、則頗有正朔一統之遺意焉、此亦不可以不書也、故附其說云爾、是歲冬十一月癸卯、本府知學事山本正誼謹書、

醫學院の府城 坂本村に屬す、造士館と斜めに相對せり、安永三年、大信公これを置ぬ、専ら民生を憐み、痾を救ひ、痿を起し、天札の患無らしむるの仁惠に出たり、日を定めて醫書の講あり、醫生席に到りて、人を醫するの事を討論す、石碑あり、左の如し、

本府創建醫學院記

世之論醫術者、以爲本於經者不諧於俗、根於古者不宜於今、予竊以爲規磨之說、蓋特因庸醫而爲此論者耳、非所以論於良醫之術也、夫良醫之處方、用藥也、詭怪絕出、或若無所取法者、而卒獲其驗、及問所以其然者、則亦未嘗不據經考古而化臭腐爲神

醫學院





奇也。由是觀之，本經者未必不諧於俗，根於古者未必不宜於今。但願其所以用之者何如。若夫刻舟求劍，膠柱鼓瑟，而自以爲實之於經，徵之於古者，則是庸醫之事，豈可以此而爲一概之論乎哉。安永二年歲在癸巳，本府創建醫學院，公命也。經始於是歲十月落成，於明年二月講堂寢廬凡若干楹，使直衡爲文以記之。古人有言曰：三折肱爲良醫，言爲醫之不易也。諺有之曰：學書者紙費，學醫者人費。言學醫之害人，也。然醫非學無以爲良醫，而所謂人費者，特其未能善學焉爾。苟使夫學醫者精於講業，而不急於售術，真積力久以待其成，則庶乎不以其所以救人者害人矣。而爲良醫之道亦將在於是也。嗚呼！醫學院之所以設者是已，竊謂斯舉固宜書者也。乃推其所以設者而爲之記，因又畧論醫學之所本附之而使來學者有以考焉，又以告世之不師古而自用者。院中又爲神農殿，蓋從當時醫家之所尸祀者耳。此固未

必爲深論云、

安永三年、歲在甲午、四月二十日、

本府副史兼知學事山本直衛謹撰并書、

○神農廟、醫學院の左側にあり、院と同時に建立す、唐土上古の君炎帝神農氏を奉祀す、木坐像此人百草を嘗め、醫療の神術を得たり、祭祀十一月八日、

琉球館府城北の

坂本村新橋の北口にあり、本藩の兼領琉球國

述職の第館なり、其國の官人、王に代り交番述職して、絶ることなし、門内に双旗を樹つ、其製奇にして、風に翩翻すれば、毒獸の飛動するが如く、人物の狀貌衣冠等皆異にして、これに過るもの、正に殊域に遊ぶに等し、

佐土原邸府城北の

坂本村蛭子社の東隣にあり、邦家の支裔

日州佐土原城主、島津侯の邸なり、侯及ひ使者來聘の時、舍る

の所とす、

吉野馬牧府城北

吉野村の内にありて、隣郷吉田重富帖佐の地

に係る、周匝七里許、是郊野にして、衆馬を放牧す、大抵馬數四百、能く其所を得、歲々蕃息す、牧司なるものありて、守養を掌る、毎年四月駒馬二歳を取る、俗に此式を馬追と云、其日や有司若干人、數郷始當郷、谷山、郡山、蒲生、吉田、帖佐、加治木、の民を促して、牧野に會し、各分合の法ありて、旌旗を靡し、海螺を吹て號をなし、稻麻竹葦の如く、牧野の四面を圍み、或は鬨を發し、或は竹木を揮ふて馬を逐ひ、加之騎馬數百、八方に駈馳して、これが先後をなし、號に従ひ隊伍を亂さず、整齊として漸次に圍みを締め、遂に群馬を驅りて笠と云に入らしむ、笠とは地を掘ること數尺、廣袤數十步、牧野の中これを設く、馬奔跳とも超逸事を得ず、合牧衆馬、五色の毛文斑斑として、皆この

豈に陥り、蠢々として互に蹂躪奮闘し、四蹄の外、亦尺寸の餘地なし、慄悍の馬首を奮ひ、尾を鼓し、騰驤狂動、相驛嗷譟、此時駒取の徒、身に柿澁染の衣を纏ひ、手に稻稈の繩を提げ、勢ひに乗して直ちに此豈に衝入り、沛艾半漢の間にして肩とせず、臂を攘げ、群馬を排け、縦横に廻馳り、躍るを抱きて繋き取るもあり、飛乗て搦め出るもあり、觀る者野に滿ち、眸を凝し、汗を流し、覺はずも聲を揚げ腕を扼ざるはなし、さて其駒悉く取て、衆馬はこれを放つなり、此馬追は、其狀勇壯にして、宛も軍陣の勢ひあり、故實ある事とかや、凡本藩馬を牧するの野、許多にして、其廣大且馬匹の多き、福山取たり、然れども其式の盛壯なる、此吉野馬追に亞くものなし、故に貴賤男女争ひ至り、常には寂寞たる曠野、忽ち變して都會となる、  
○巴爾齊亞牧 吉野牧の内、別に一圍を成し、異國の種を放

畜す、  
咬啣吧馬牧府北城 比志島村にあり、吉田郡當 及び郡山の二邑に係る、

藥園府北城 吉野村にあり、安永八年、大信公建つ、諸藥艸等を植ゆ、其藥品は、大略物産の部類に擧るか如し、

橋道

西田橋府南城 西田村に在り、神月川に跨す欄干橋なり、青銅の擬寶珠に、慶長十七年、壬子六月吉日と鐫銘す、城市接界の所にして、橋東に郭門あり、橋西に市坊あり、西田町と呼ぶ、出水の關門より、大道これに達し、都城の門口なれば、自他の往來絡繹として絶えず、市坊脩飾、兩行に鱗の如く列り、有を商ひ無を求め、縦横に蟻の如く集る、先つ此土に遊ぶもの、こゝに於て始めて物色の壯を仰ぎ、顔をあらためざることあたは



ず、  
 ○新上橋、高麗町橋、武之橋、新上橋は、西田橋より上流にあり、西田村に屬す、高麗町橋は、西田橋の下流、武之橋は、高麗町橋の下流に在りて、共に武村に屬す、此三橋も、皆神月川に架す、高麗町は、其橋南の地名なり、慶長の年、歸降の朝鮮人、鹿の島高麗町の海岸に著せし者、當時此地に居る、故に今に高麗町の名あり、伊集院苗代川の條を照して其詳を知るべし、

新橋府北城の 坂本村に屬す、府下潮浸の壕に架す、扶欄橋にして、褐銅の護朽に、慶長十七年壬子六月吉日と銘す、此橋と西田橋、府下南北の要口なり、

孝行橋府北城の 坂本村、府下濱町と向築地との間、運渠あり、凡そこれに四橋を架す、孝行橋其一なり、舊板橋なり、天保十一年石橋となし、下一圓洞を作る、此運渠、南は海に達し、北は精木川の下流に通ず、潮出入して、舟船運漕せり、此孝行橋は、孝

行正右衛門に由れる名なり、正右衛門母に事へて極めて孝狀あり、懈らざること三十年、一日のごとし、名を州里に著はす、事遂に官に聞して、寶永四年丁亥十月二日、特に錢三万と向築地に宅地一區を賜て、褒賞せらる、そのころ此橋を起さる、廻ち孝行橋の名あり、正右衛門、享保四年甲辰四月死す、法名孝譽養元居士と號す、不斷光院母の瑩側に葬り、題して孝行正右衛門墓と云、明和七年庚寅十一月、市來政公、正右衛門か遺行を記し、石に勒して、其宅地に立つ、其後に及んで、山本正誼別に橋の記を作り、更めて是を其地に立つ、事は記に具はる、其碑橋南十步許にあり、

重建孝行橋記

本府知學事、山本正誼撰、并書、

孝行橋在 府城之東北、寶永四年、本府市人、號曰孝行正右



固も千世本府傳孝子少、此碑を載す、孝子傳梓本あり、世に行はる、永安橋東府北城の坂本村、精木川の下流に架す、多賀山の麓、祇園

神社と、抱眞院との間にあり、舊製板を以てし、抱眞橋、或は俗に祇園橋と呼べり、天保十三年の春、改め作るに石を以し、永安橋と名く、下三洞を設け、毎洞水を通す、頗る雅なり、

鼓橋府北城 精木川の上流、吉野村實方方にあり、兩岸自然の巨岩より、石板を編み、柱なしの石橋なり、梅雨に於て水激流し、其勢ひ常の橋にて堪かたし、故にかゝる巧みをなして、万代不壞の慮をなせり、其形鼓の如し、

鳥越東府北城の吉野村にあり、本府總廟諏方神社の左、後迫よりこれに至る、山徑絶險の坂道にて、鬱々たる古木松柏の間、或は九天に沖り、或は無底に陥るが如く、升降屈曲して大磯に出つ、大磯、石碑所謂鳥越故道是なり、

三國名勝圖會卷之三目錄

薩摩國鹿兒島郡

鹿兒島之二

神社

諏方神社 宗源殿

稻荷神社 稻荷市

諏方神社

若宮 俊寛池

萩原天神社 梅林寺

久富貴宮

荒田八幡宮 鏡蛇符

聖之宮

春日神社

祇園神社 國為社石

春日神社

神明宮 神馬廐

辨才天廟

天神池 蛙園

船魂廟 紫藤架

一條宮

宇治瀬神社

天滿宮

祇園濱 市坊旋次内祇

若宮八幡宮

小城權現社

曾根天神社

山王社

大門口辨天廟 稻葉荷廟社

年之宮

愛宕社



神社合記 蛭子神社 荒高神社 住吉神社 滿宮諏訪神社 兒社 宮 大白田山神社 權社  
現社

三國名勝圖會卷之三

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島之二

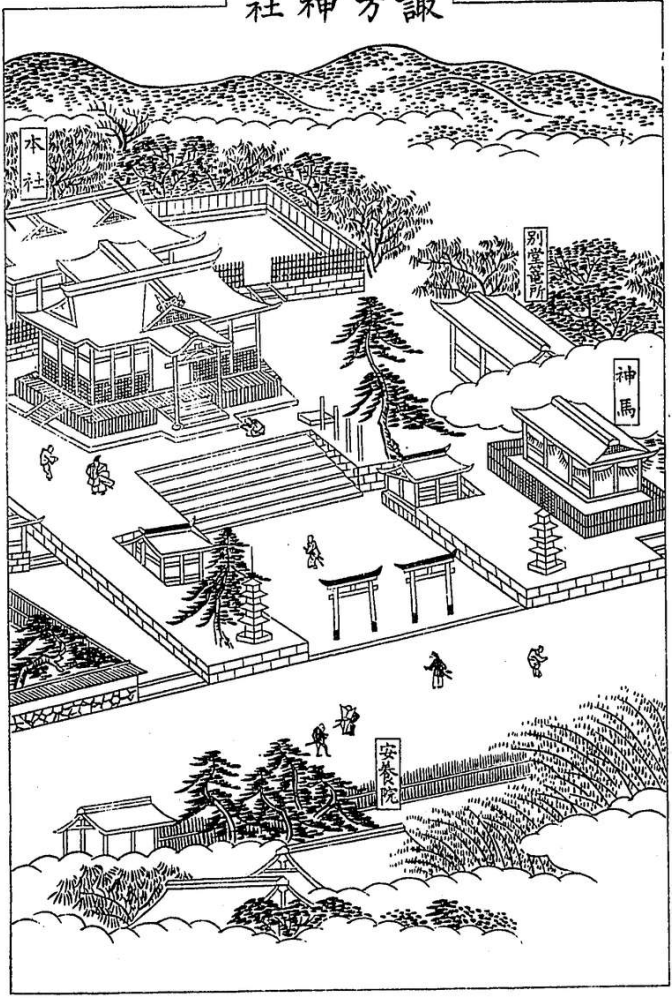
神社

正一位諷方大明神社東北城の坂本村にあり、祭神二坐、其一坐は、建御名方命、是を上社と稱し、一坐は事代主命、是を下社と稱し、奉り、各鏡櫃を殊にす、上社を左位に崇め、下社を右位に崇め、左右これを合殿に安す、例祭毎年五月五日、是を五月祭と云、七月廿八日、此日大祭也、當社は、鹿兒島の總廟にして、鹿兒島五社の第一也、社外、春日社を、祇園神社、稻荷社とす信濃國諷方大明神を迎へて勸請す、今其來由を釋るに、文治二年丙午正月八日、鎌倉右大將源公、我大祖得佛公を、信濃國鹽田莊地頭

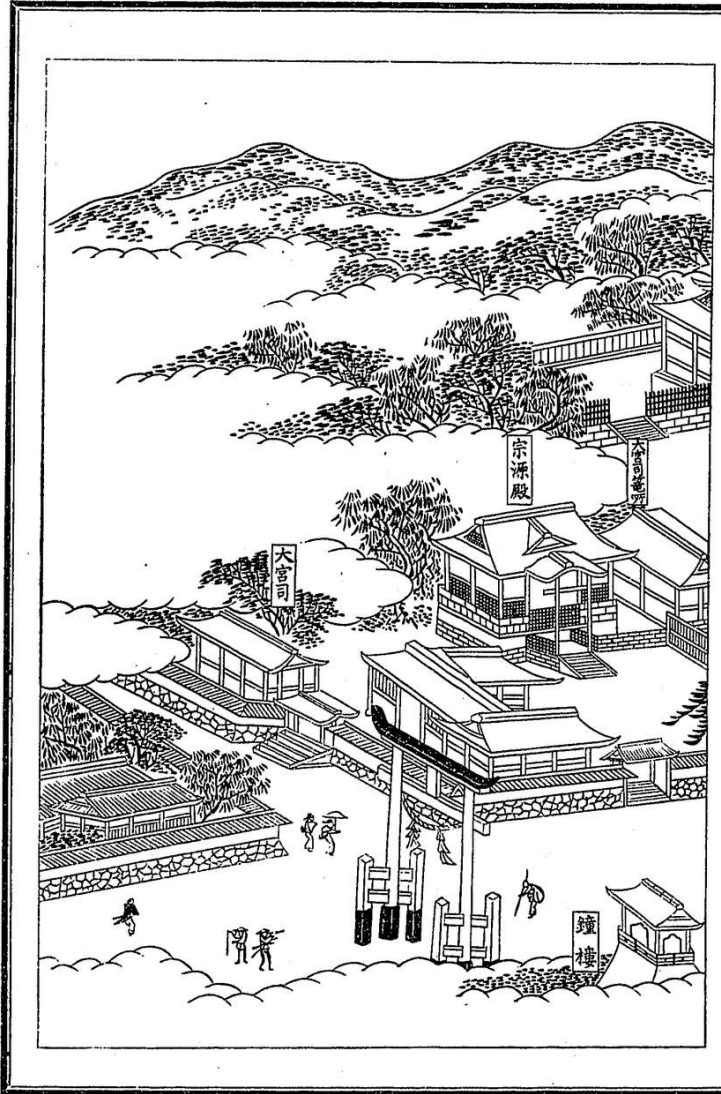
職に補せられ、斯年、又島津御莊薩摩大隅、日向三箇國の總地頭職に補任せらる、五年己酉、右大將源公陸奥國押領使泰衡を征伐し給ひし時、得佛公御年十一歳、命を蒙りて副將軍となり、前軍に都督たり、此時深く信濃國諏方大明神に齋禱し給ひて軍利あり、功成りて凱旋し給ひけり、承久三年、辛巳、五月八日、公又信濃國大田莊地頭職に補せられ給ふ、是より、道鑑公に至り傳領し給ひ、公遙に神恩を仰ぎ、祖徳を追ひ、信濃の本社諏方の神靈を、薩摩國山門院に勸請し、尊んて總社となし給へり、聖榮自記、亦、道鑑公當神を山門院に迎鎮し給へると記す、當社別當院安養院の記には、得佛公の時、山門院に勸請たり、邦家の鎮護しと給ひ、小社なりしを、道鑑公に及んで新たに造營おほしと云のたり、説、其後曆應四年、辛巳、四月、肝屬兼重、中村秀純が據れる鹿兒島東福寺城を抜き、康永二年、壬午、十一月、矢上高純が催馬樂城を陥れ、鹿兒島の地を、御子、齡岳公に與へ給ふ、於

是、齡岳公山門院木牟禮城此城、今出水より東福寺城に移り、鹿兒島を府城の地と定給ひ、當社を山門院より茲に遷坐し、永く本府の總廟と敬重し、神領若干を附せらる、今當社に、正平十一年、丙申、十二月十八日、公田地を寄進し給へる書を藏む、正平は、南朝の年號にて、其十一年は、北朝の延文元年に當る、此年の遷坐ならんと云、山田聖榮自記に、義天公は、鹿兒島に生れ給ふゆゑ、特に當廟を崇敬し給ふと見ゆ、都城蒲生某藏舊記に、是より先一社なりしを、義天公の時、上下二社に奉祀ありしを記す、信州社、訪下社、祭神、木曾社、名所、建御名方命、和漢三才圖會には、下社、八坂入姫命とす、知らす、命の是なるや、かくて當所は、薩州神社考に、事代主命と、本國攝州長田神社と注す、是に由らざる、按れを初め、社なりしを、主命を奉祀し、上下二社に崇め給ふの歟、さて、其七月廿八日の祭事は、神事奉行頭奉行等の職掌多し、信濃

諏方神社



諏方御佐山神事の式とて、尾花ふき、穗屋の廻りの、一村に、し  
 ばし里ある、秋の御佐山、と作る歌の如く、當國に於ても、新た  
 に茅茨を構へ、頭屋と云ひ、諏訪社より通路の南、精木川を隔  
 兒童二人を簡み、頭殿と號し、左右に冊き尊む、是勅使奉幣の  
 式にて、頭殿は、藏人頭の義なりとす、永亨十年の祭禮法様記  
 に詳なり、其頭殿、先六月朔日より別火齋居し、七月朔日に及  
 び、修禊し、頭屋に上る、其これに在るの間、凡百の儀式、或は本  
 府諸村、及び谷山櫻島の農夫、數日代る、鉦鼓踊りをなし、  
 又市躍散樂等を興行し、人皆興を催す、既にして七月廿八日  
 に至り、左右の頭殿此廟に詣ふて、奉幣祭祀の盛禮を行はれ、  
 世々の 邦君詣謁し給ふ、元祿九年、丙子、六月、神祇道管領勾  
 當長上正三位卜部兼連啓狀を以て、當社に神位を晉め、正一  
 位とし、十三年、庚辰、四月、近衛右大臣家熙、諏方大明神五字の



扁額を書して、當社の兩華表に掲らる、されば 大祖公の御時より、かくゆゑある明神にて奕世厚く敬禮し給ひ、數多の神領を附らる、又 淨國公の時、寶殿、舞殿、拜殿、本地堂、籠所の類、悉く儼飾を盡され、誠に人の敬によつて神亦益々運を添ふが如し、大宮司職、正五位下本田出羽守親徳なり、社人三十家、皆これに副ふて祀事を助く、安養院別當たり、本地堂は別本即ち寺なり、

○御鎧一領、大玄公奉納し給ふ、甲斐武田家の楯無の鎧を摸せられしと云、

○宗源殿 本社の右に在り、我 皇國の諸神を奉祀す、天保十年、今邦君參議公此殿宇を修し給ひ、輪奐の美前に過るゝとあり、且 公の御眞影を安し給ひ、更に詣人多し、公御徳の盛なる、大乘院鎮國殿の條に詳なり、



○神事の頭屋、前文に見ゆ、

祇園神社東北城の坂本村、多賀山の麓に在り、祭神素盞鳴尊、稻

田姫、八王子、並に坐像、八王子とは、田心姫、湍津姫、市杵島姫、天

を椽三女五男と云れ、例祭六月十五日、本社は山城國愛宕郡八坂

郷祇園社にして、鹿兒島五社の第二とす、當社の邊を戸柱と

云、世祿記に、大永七年、忠良發船於加治木、着之於鹿島戸柱と

見ゆ、即ち此地なり、祭神合て十柱なるに因て、此名あり、十を

戸に作るは、和訓の音通するが故なり、諏方大宮司をして、當

社の事を領せしむ、文殊院を別當とす、粵に府内上下の市坊

輪次奉祀の祇園神あり、其次に値る所の市坊、新に社を建、六

月十五日神輿を迎へて是を齋ひ、來歲六月十五日、又次の坊

に遷し、年々歲々輪次轉致し、一輪終りて始の坊に還り、循環

端なし、每歲六月十五日、祇園會の例祭とし、市民舉て是に會

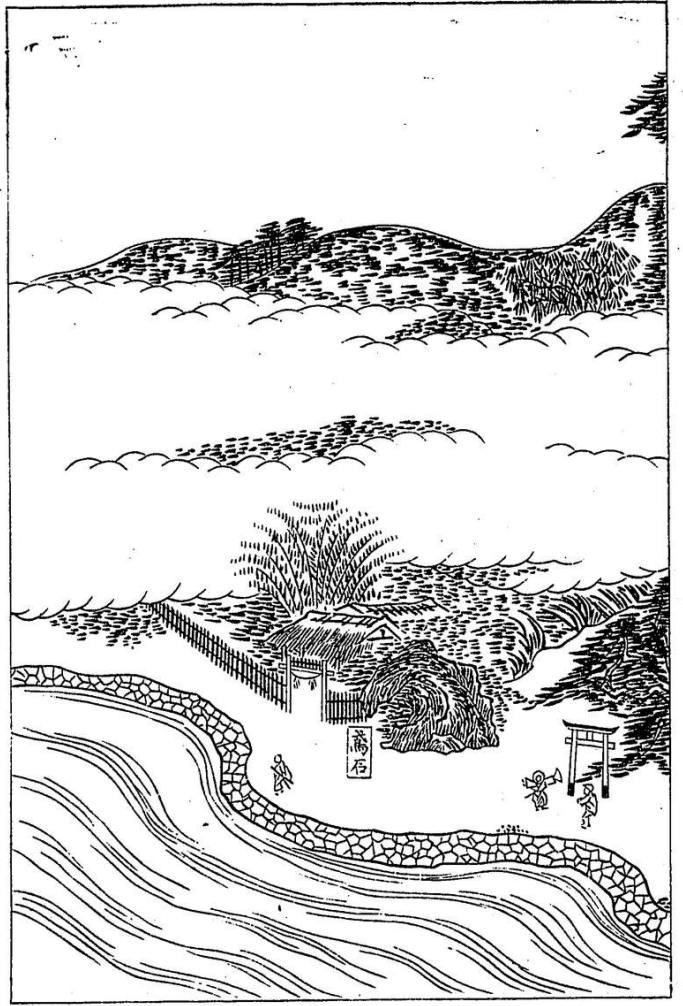
し、恭しく神輿を捧げ、當社に護り奉りて、社内に安し、神官祭典をなし、社前に於て市女の歌舞あり、かくて又前の如くに護り歸る、其儀衛、神官は神樂を奏し、弓鉞太刀傘十二戴、女等列を整へ、且市坊より數種の山棚を出し、笛鼓鉦太鼓琴三絃鼓弓等の音曲を載せ、以て歌謠を和し、其中祇園囃といへる山棚あり、少女これに乗り、一種風流の歌曲をなす、凡山棚を謂ふもの、祇園囃を以て稱首とす、すべて行粧華麗を盡し、艶々たる一盛事なり、觀衆陸續して是に赴き、其群集隘闊言の及ぶべきにあらず、誠に府内の繁華、太平の氣象、偏に今日に在るが如し、

○薦石 當社の前、華表の右に一奇石あり、大さ屋のごとし、勢ひ啄むに似たり、山本正誼嘗て此石の銘を作る、左に載す、

薦石銘

祇園神社

多賀



覺府祇園洲口有石其形頗類鳶之爰止號稱鳶石肩高一丈五尺八寸頭垂向西嘴去地六尺六寸尾附於地盤踞占地周六丈二尺亦城下之一奇觀也而在於斯蓋幾千萬年矣府學教授山本正誼始爲之銘于時文化改元歲也銘曰奇哉此石初隕自天削成何巧形狀類鳶大如淫預出在江邊迎來送往幾世幾年文化甲子銘辭雕鐫不磨不滅終古是傳

○祇園の濱 當社の左側大磯道を隔て斥澤の海濱なり即ち田之浦に係る精木川是に灌く世にはゆる瀟乎無美なり瀟乎無美の事は年山記聞に詳なり

○市坊旋次の祇園社 前文に見ゆ此旋次祇園の濫觴いまだ聞かず其社に天正五年丁丑二月田地寄附の書を藏む戸柱大明神寄進鹿兒島之内云々又慶長十九年甲寅八月廿日の知行名寄帳を藏む末に右之知行祇園殿年中祭爲入目新

地被成寄附畢と書す是等を以て其久しきは思ふべし寛永九年神輿を作られ其年の五月廿二日和泉屋坊へ授られ六月十六日六日坊へ交領せし事有村某か古日記に誌して正保元年祇園の山始り高砂の翁焼を飾りしを載す和泉屋坊は上市に六日坊は下市に在り

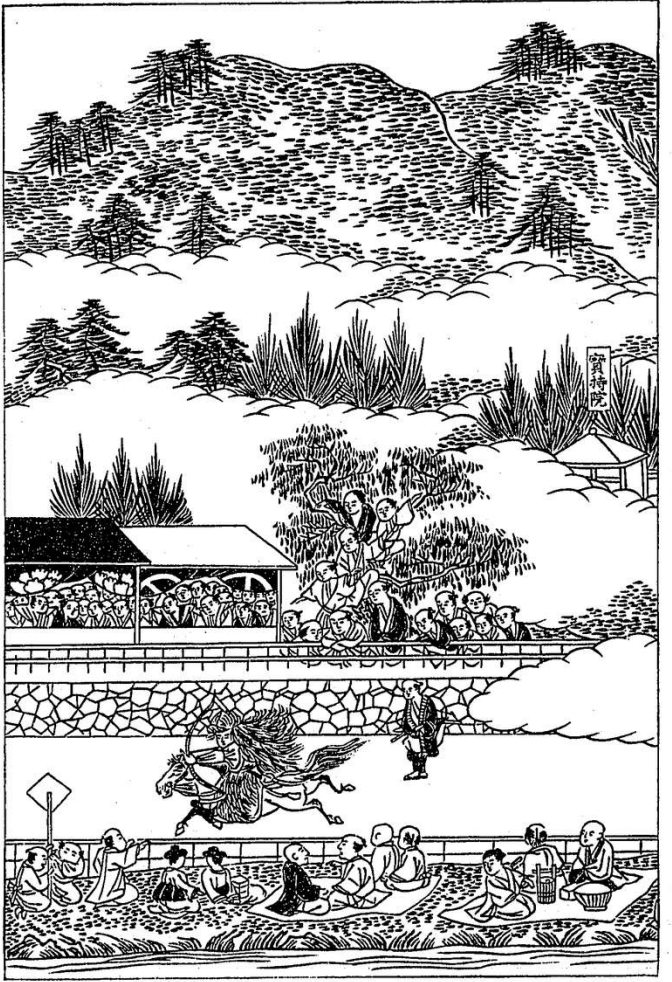
正一位稻荷大明神社府北城 坂本村大乘院の東北壹町許にあり後は山に倚り前は川に臨む精木川と俗に云所祀三坐正位倉稻魂神左位瓊々杵尊右位伊弉册尊後に十禪師客神住吉四大神大田神を加て七坐とす正祭十一月三日鹿兒島五社の第三なり初め得佛公薩隅日三州の封を受給ひ入國の時薩州山門院に祭給ふ立野田邑に稻荷社あり是公攝州住吉社地にて誕生し給ふ時末社稻荷明神の擁護あり故に封に就の始め其神靈を勸請し給ふなり公住吉にて御誕生の事は通庶祝田中氏に記文にも見ゆ

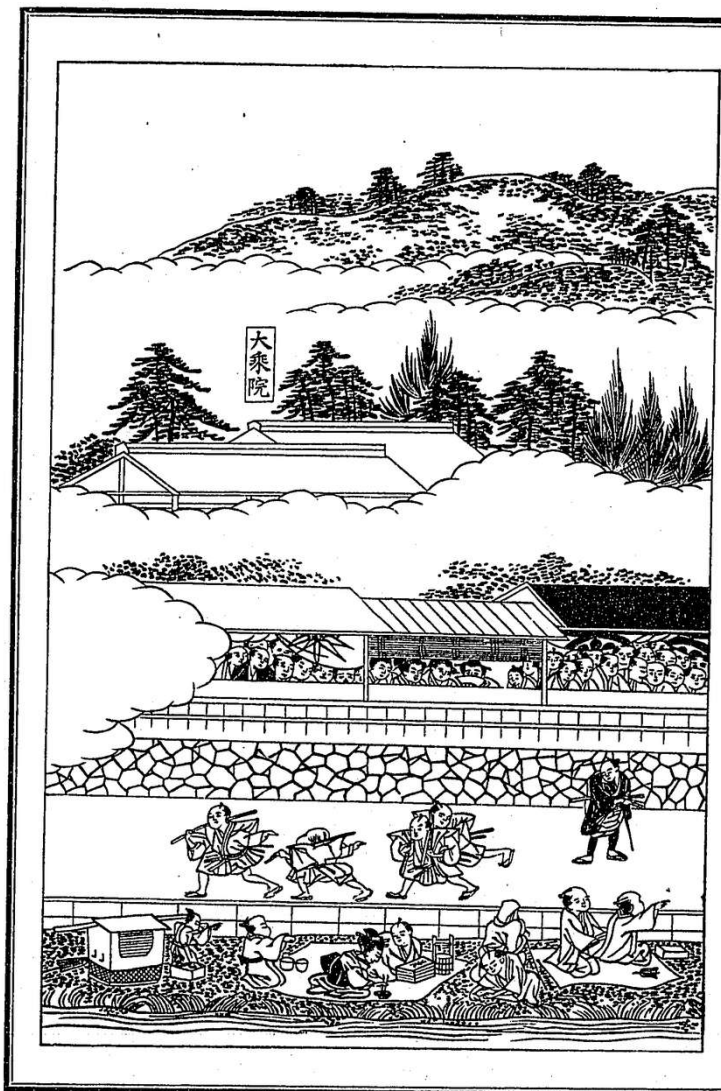
住ち吉是曰と島津忠久稻荷と稱す、和漢三才圖會離州既にして、公日  
 州方島津に移り、建久八年、丁巳、九月十九日、彼地に稻荷神社  
 を建立して、邦家の擁護神と崇め給ふ、稻荷と號して、今に島津  
 其後承久三年、辛己の歲、薩州市來院に奉祀し給ひ、田村來に湯  
稻荷社あり、大岳公の時、市來より鹿兒島に迎祀し給ふとぞ、  
 一説に天文申遷坐と云、天文は、大中公の時に當る、別當寶  
 持院舊記云、初め後迫稻荷尾に鎮坐、其後炎上に依り、天文七  
 年、二月、再興す、導師如意山住權少僧都賴盛、坐主寶持院快信  
 天正中、今の地に遷坐云々と、如意山は、伊作海藏院の號、稻荷  
 尾は、當社より精木川を隔たる南の高阜、其地なり、然は承久  
 三年、市來より迎祀の處は、稻荷尾と見ゆ、又天文中、遷坐の説  
 は、其七年、稻荷尾にて再興せし時の事を云なるべし、毎年正  
 祭には、流鏑馬二騎を施行せられ、本府壯觀の一なり、此流鏑

馬の事、芸窓日抄には、得佛公の御時より始るとしるし、鎌  
 倉流犬追物方傳書には、松齡公朝鮮の役、歸朝の祈に依る  
 とあり、西遊記曰、薩州日州の邊は、都遠ければ、却て古代には  
稀なる事なるに、此邊に、元祿九年、丙子、六月、神祇道管領卜部  
 兼連、神位を正一位に進め、宣命啓狀を納む、十三年、庚辰、四月、  
 近衛右大臣家熙、神號五字を書して華表に掲る、寶曆十四年、  
 甲申、正月、大信公の祀文に、伏まも、以明神之於我邦家、降鑑其德、  
 荐錫其祉、現祥瑞於大祖、以創洪業於三州、借威靈於相公、而建  
 奇勳於八道、崇奉是由、百世欽祭祀之典、覆載斯均、萬民仰感、通  
 之靈、と記され、稻荷大明神は邦家に於て、當初より永く擁護  
 の眸まなこを垂れ、泗川新寨の戦を首として、其か被力の尤ゆき、一々  
 登載に堪ず、是を以て、祭奠愈盛に、神徳愈明なり、諏方大宮司  
 當社の祀事を主り、寶持院別當をなす、



稻荷神社





○和歌

大慈公、飛鳥井大納言雅威に詠歌を請ひ、當社に奉納し給ふ、

初聞鶯

咲出し、この神垣の、梅かたに、

けさ鶯の、はつねを、ぞ聞、

社頭朝

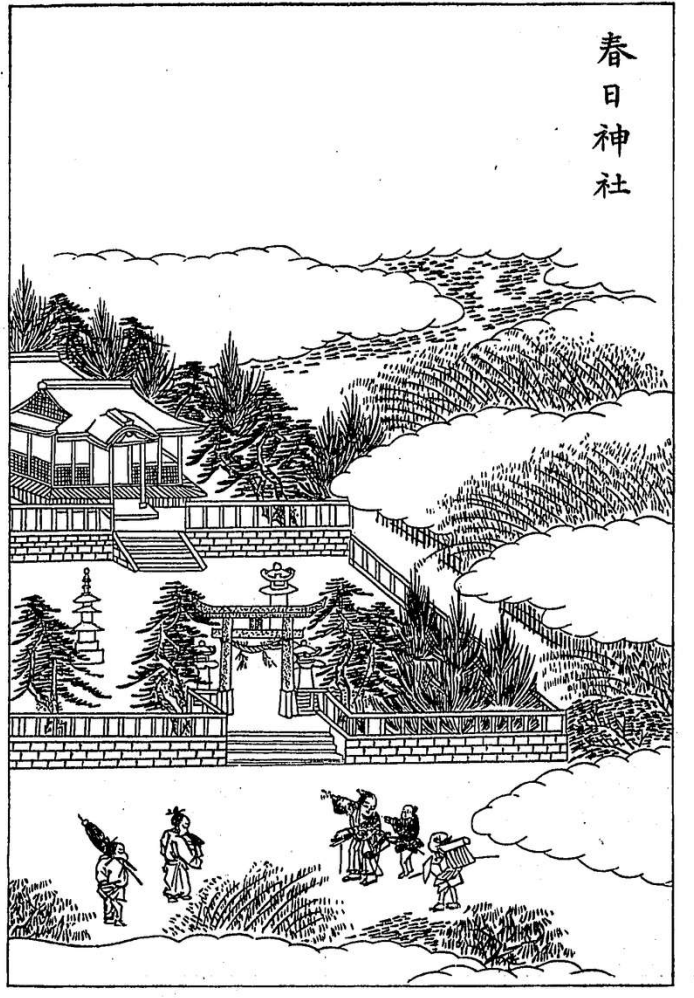
あきらけき、神の御前に、はふり子か、

朝日まちにて、ぬさ手向なり、

○稻荷の市、毎年十一月、當社祭日より連旬の間、近地通衢數町に亘り、浮鋪を出す、是を稻荷の市といふ、都鄙の男女、日に集り、求るに有らざるものなし、他國に於て、此市と、豊後國府内の濱之市と、肥後國天草の本戸之市とを以て、九州三、の

大市と稱ずるとかや、かくて此稻荷の市最も大なりとす、春日大明神社東府北城の坂本村にあり、建甕槌命、經津主命、天兒屋根命、姫大神の四坐を奉祀す、正祭十一月廿八日、本社大和國添上郡春日郷春日神社にして、鹿兒島五社の第四とす、神區清麗にして、和光を耀かす、諏方大宮司當社の祭祀を兼ぬ、西壽院別當たり、元祿五年壬申十二月大乗院覺慧誌せる當々、彼院絶後、蒙々君命、西壽院兼社職とあり、大興の寺に弘治二年頃々、春日領云々、又元龜二年寄進春日領云々、其年云々、寺は、當社の事、大興

若宮八幡宮府北城坂本村にあり、祭神四坐、應神天皇、神功皇后、玉依姫、仁德天皇とす、正祭九月九日、聖榮自記を案ずるに、齡岳公、前條諏方神を山門院より迎祀して、本府の宗廟とし、且大隅正八幡三の神輿を以て、若宮八幡と號し、勸請し給ふといへり、即ち當社にて、鹿兒島五社の第五なり、又



春日神社

永祿四年辛酉の歳、面高看泉坊英俊、大中公の命に依て、俊英  
 者には高岡修賢明善哉坊の命と見え、今たる善哉坊自記に據る、相州鎌倉鶴  
 ケ岡に參詣し、歸路京師に過り、佛工をして、神體三坐を制し、  
 六年清水に勸請すといふ、是に於て鶴岡八幡を會祭ありし  
 と見にたり、大隅正八幡は、國分正八幡に、舊鹿合兒神、其  
 三幡は、神與應神、帝、一説に仲哀帝、仲哀帝を功除きの三坐に、仁に帝、之  
 は、廿二社、其詳式、曰、鶴岡八幡本社者、伊豫守源朝臣義鶴、岡平六  
 年、八月、源朝臣義鶴、家加修、復、今、瑞、於、當、國、由、比、郷、倉、志、保、元、委、年、二、月、陸  
 奥守、源朝臣、義鶴、家加修、復、今、瑞、於、當、國、由、比、郷、倉、志、保、元、委、年、二、月、陸  
 閑、す、其、勤、請、石、應、清、水、帝、玉、は、依、城、姫、州、神、男、山、后、の、八、幡、坐、宮、な、り、て、想、ふ、社、に、啓、蒙、社、を  
 は、國、分、八、幡、哀、帝、一、を、説、の、祭、す、神、を、以、て、德、帝、の、勤、請、し、給、る、を、見、も、の、ば、に、啓、蒙、社、を  
 公、國、分、八、幡、哀、帝、一、を、説、の、祭、す、神、を、以、て、德、帝、の、勤、請、し、給、る、を、見、も、の、ば、に、啓、蒙、社、を  
 當、社、を、清、水、前、に、路、勤、請、行、す、と、い、ふ、東、北、此、地、半、許、に、し、聞、て、か、大、乘、と、院、い、又、鑑  
 ど、門、の、傍、に、余、清、水、大、路、勤、請、行、す、と、い、ふ、東、北、此、地、半、許、に、し、聞、て、か、大、乘、と、院、い、又、鑑  
 王、門、の、傍、に、余、清、水、大、路、勤、請、行、す、と、い、ふ、東、北、此、地、半、許、に、し、聞、て、か、大、乘、と、院、い、又、鑑  
 よ、り、北、の、二、町、に、余、清、水、大、路、勤、請、行、す、と、い、ふ、東、北、此、地、半、許、に、し、聞、て、か、大、乘、と、院、い、又、鑑  
 保、清、水、の、名、を、知、る、べ、し、く、諷、方、社、の、大、宮、司、當、社、の、祭、事、を、掌、る、代、宮、司

有川某

諷方大明神社西北城の坂本村、福ヶ迫に在り、奉祀建御名方命、

鏡神體正祭七月廿六日、本社は近江國滋賀郡坂本、日吉山王廿  
 一社の中、王子宮にして、庶號異なりといへども、其神は同し、  
 鎮座記曰、近州坂本、日吉山王廿一社、中、王子之宮、自信州宮、  
 方郡鎮座、神社啓蒙、曰、日吉山王廿一社、中、王子之宮、自信州宮、  
 建御名當社の傳へに、得佛公相州鎌倉を發し、本藩に御下  
 向の時、江州伊吹山に淹留し給ふ、かくて王子宮は、固より守  
 護神なるゆゑ、當時坂本某、王子宮の神を奉し來て、此地に勸  
 請し、王子宮は、本社信州諷方神社なるを以て、當社は諷方大  
 明神の號を用ひ、是より當所も、亦坂本村の名ありといふ、今  
 に至り、坂本氏が後胤、當社の神事に御贄を掛け、以て故事と  
 す、當初は上下二社あり、大翁公の時、下社を末吉に移さる  
 と、薩州神社考に記せり、王子宮は、上下兩社と見たり、其、本社、信



三國名所圖會 卷之三  
佛公伊吹山に淹留の事、舊記には所見なし、其守護神といふものは、公夙に諏方神を信仰し給ふ事、前の宗廟諏方社の條に考ふべし、此神城府城の北嶺に續き、即ち當村の生土神なれば、専ら君公の命運を守るの神靈故に、世々の邦君如在の崇敬を盡し給ふ、恭しく惟ふに君公は、臣民萬歳の父母、當社は君公萬歳の倚頼なり、抑神の徳たる盛んにして、古今に充滿し、物に體して遺すべからず、其これを敬しこれを崇ひ、これを請しこれを祭るもの、我心を盡す時は、千歳一日四海一家何れの處か神の靈なからん、何れの處か神の誠なからん、其感してこゝに格り、こゝに享るもの、從て知ぬべし、乃ち邦家の福祚、これを前蹤に鑑みて、又これを將來に祝ふべし、天和二年、壬戌、十一月、寬陽公神號を染筆して、額を掲

らる、神主井上遠江守、別當社前の普賢院なり、神鏡の背に、當住福壽院、慶長五年、庚子、坐主盛瑜、云々の字あり、此福壽院は、普賢院の舊名にて、慶長十一年に至り、改號ありしとぞ、

神明宮

東府北城の

坂本村、向築地にあり、奉祀七坐、左、正位は伊勢

内宮、天照皇大神、右、正位は、外宮、豐受大神、左位の相殿、左は手力雄神、右は萬幡豐秋津姬、右位の相殿、左は天津彦々火瓊々杵尊、右は天兒屋根命、太玉命、正中に神鏡一面を掛く、神名秘書曰、内宮外宮之宗靈、尊無二、天地精明之本源、無想無爲之大祖也、故以無想之鏡、表無想之妙體、皇大神者、奧坐、故號内宮、度相宮者、外坐、故申外宮、始自村上天皇、御宇也、本社は、武州江戸芝神明宮なり、淨國公新に當社を結構せられて、安養院前住法印盛壽を導師とし、勸請し給ふ、寶永三年、丙戌、九月十六日の遷宮なり、同六年、祭田三十石を附らる、例祭九月十六日、

神主井上遠江守鳥居の右傍に別當寺あり、抱眞院と云、  
○神馬厩 社庭の左にあり、木偶鞍馬を置く、神采生るが如く、將に奔逸せんとするの象あり、

小城權現社の府北城 坂本村後迫の林丘に在り、例祭正月廿日、明

應六年十月廿七日、圓室公當社を創建して、大岳公の靈

を崇め給ふ、刀神體衣冠佩此時 圓室公、本府安養院に社事を

掌らしめ給ふところの御書に、藤原忠昌新造、一字之社壇、以

眞勝院殿大岳譽公居士、奉崇、小城殿之神、云々、安養院連續之

院主、可被執務者也、云々の文見たり、慶長中大乘院の坊中

善聚院を建られしに及んで、善聚院を以て長く當社の別當

となす、或云、尾頭小城舊記に見ゆ、此地ならん、地名を以てて尾頭

頭小城とす、社領五十石、

若宮の府南城 坂本村、有島にあり、 譽田天皇、玉依姬、神功皇后、

仁德天皇の四坐を奉祀す、本社鶴岡八幡宮と云、例祭九月十

九日、

○俊寛池 社前にあり、府下の南市に隣る、唐の港とも唱ふ、

往古船岸の港にて、平家の盛なる時、俊寛僧都が硫黄島に流

さる、や、船を是より發せしといひ傳ふ、池の岸涯に、舊は老

柳樹ありて、俊寛柳といへり、安永の年枯れて、栽繼の柳あり

しに、寛政五年、癸丑八月、閩市大火、火勢是に及び又枯る、此邊

或は有島と呼ぶ、或は王の港と呼ぶ、俊寛の從者有王に係り、

故ある歟、又口碑に、府下神月川、昔此池を過て海に入りしと、

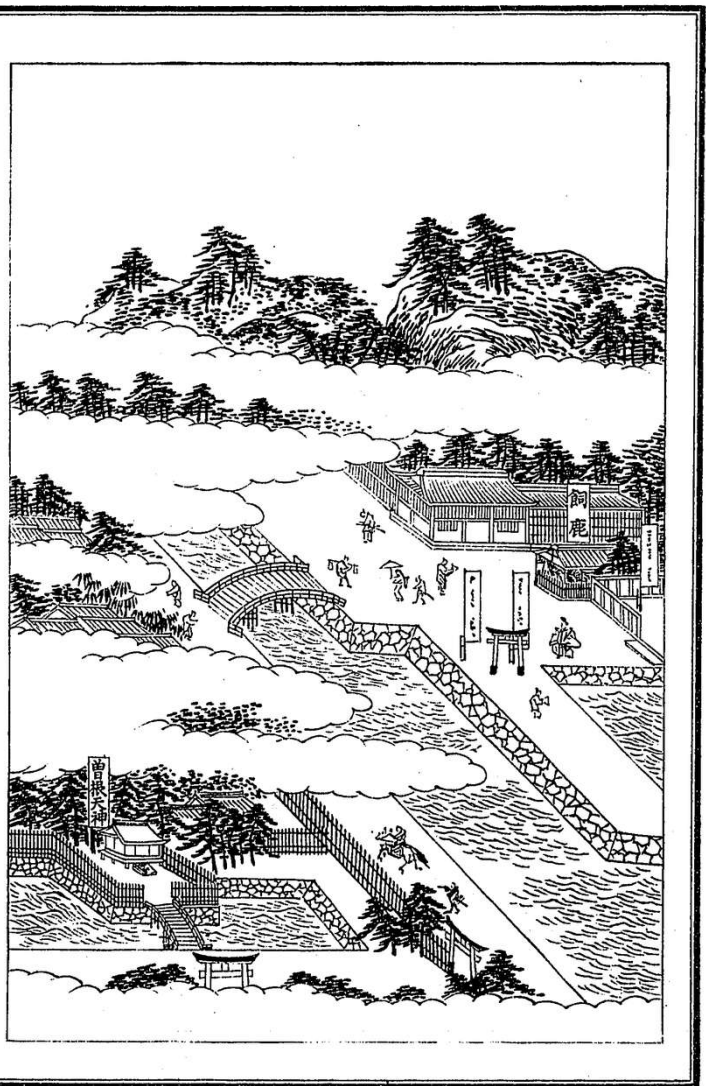
然は此所川口の港なりしを知る、

辨才天廟府北城の 坂本村、向築地神明宮の南三町餘、海岸の上

にあり、琉球國、波上山護國寺、辨才天女を奉祀す、大乗院十七

院に、中山國、波上山護國寺三光院者、薩陽矣、大乗當初の神體は、樟

辨才天廟



板尺許一に梵文一字あり、其樟板は、今本府文珠院に安置し、當廟には鏡を安す、例祭六月十七日、此辨才天の來由、文珠院に傳へて曰、慶長十四年、樺山久高、慈眼公の命を奉し、琉球を伐つ、時に辨才天女海上に出現して云、我は琉球波上の辨才天なり、我を供養せば、汝を擁護すべしと、久高片板を海中に投して云、神の言果て信あらば、此の板に乗て我邦に至れ、我邦君に請て尊崇すべしと、天女其板に乗り、飛が如にして去る、琉球平ひて後、久高是を邦君に啓す、彼片板を尋しに、府下戸柱の海渚に得たり、因て小島を其水中に築き、廟を建て、天女を祭り、池之王辨才天と呼べり、其後多賀山下に遷り、又築地に遷る、是當廟なりと、所謂文珠院に所安の樟板、即天女乗り來れる板にて、文珠院第五世覺譽琉球の役に渡海せし故に、其片板彼に安すと云、寶永三年十二月、此天女廟を濱崎

城の南に移建の梁文あり、文珠院第十世覺翁が撰にて、亦天女渡り來るの事蹟を載す、其說前に述ると同し、其文中云、久高擒琉球王尙寧、慶長十四年五月、歸軍之後、尋彼片板、果着戸柱之邊矣、今當橋之西、彼所本是河濱沼、而依潮之滿干、有池之深淺、其中築小島爲宮地、而安天女、故呼言池之王宮、其後移濱崎城之北麓、今茲寶永三年、臘月相攸于濱崎城之南、聳金閣於海岸、架華表於巖頭、此文に據れば、初め戸柱橋此橋下流、精木道川の架の西、池中に小嶋を築き、宮を建て、池の王宮と稱せしと見ゆ、今は陸地にて、其處審ならず、昔は橋の邊潮浸の灣曲にて、中葉或は池となりしとす、又濱崎城之北麓とは、其城址多賀山にて、慶安元祿等の古圖、多賀山の北麓に池の王と記し、一區の地を畫す、今僅に空地あり、六地藏塔を建つ、又濱崎城之南とは、寶永四年の古圖、多賀山の南麓、祇園神社の後、海岸の



所辨才天と記す、安永二年、八月、今の地に移す、古來文珠院の  
所管なりしに、今の地に移せるより、諏方社大宮司本田氏管  
轄す、

曾根天神社東府北城の 坂本村、向築地に在り、辨天祠の西にあた

る、菅神の靈を奉祀す、神體坐像にて、播州曾根の松枝を以て  
彫刻せるといふ、天明六年、二月廿四日の勸請なり、社司を井

上志摩守とす、曾根天築根天神は、播州、印、南、郡、曾根村にあり、菅

笠、神笠神と號す、曾根の松は、因て、殿、祠、より、巽、の、方、近、地、海、邊、に、亦、檜

通、躬、神、の、書、づ、か、ら、綠、起、松、枝、を、折、り、挿、た、ま、ひ、し、と、い、甘、菜、事、の、由、は、院

ち、を、さ、り、四、方、へ、垂、れ、に、三、尺、南、北、に、流、れ、東、西、に、互、り、周、一、丈、八

尺、高、さ、一、丈、惜、れ、る、か、と、い、ふ、枯

萩原天神社東府北城の 西田村に屬す、奉祀菅丞相、中將殿吉祥女、

三座、本社、筑前宰府、菅丞相一府坐と神は、和漢三才圖會等に、吉祥

女據を附なして三坐とす、啓蒙社此二將殿、菅三品嫡子、北野府志例に  
中將殿、説是菅神之家也、吉祥女、平安城西南吉祥院、里故、爲、何、家、  
例祭八月廿五日、むかし武村萩原門の農夫負ひ來り、安置す  
といひ傳ふ、仍て祭り毎に、彼門の者、神酒を備へて、其式を始  
るの例ありしが、今は其事絶はしとす、

○萩原山梅林寺 社の左にあり、本府時衆宗淨光明寺に屬

す、慈眼公の御時、この僧房を創建せられて、當社の事を司

らしめらる、慶安の古圖に、當寺を社の右側に出して、これを

會所とするす、雅州府志曰、北野宮、凡年中、自正月廿五 其後に

至りて、左に移されしや、元祿の古圖に及んで、則ち左に見ゆ、

藥王寺藏、延寶三年の古簿に、これを天神庵と記せり、毎月廿

五日、此寺に於て、笠着連歌を興行す、

○天神池蛙闘 社前に池あり、寶曆の頃、南泉院の池より、數

千の蛙來て、此池の蛙と鬪ふ、窪田諏方池の蛙、此池の蛙を援く、互に陣列を成し、鳴噪囂然、共に進んで相咬、死に及ふもの多し、既にして翌日、此池の蛙、南泉院の池に至り、又鬪ふこと前日に異ならず、斯の如くなること凡四日、其赴き鬪ふ各兩度、遂に和平の狀ありて、互に屍を負ひ、己の池に運べり、今に傳へて奇談とす、南泉院の池は、是より北六町許に在り、諏方の池は、是より南一町余に在り、和語連珠集に、蛙軍見、七月、又續曆三年、五月、蝦蟇陣列の事あり、唐土類にて、漢武帝元鼎五年、延熹三年、五月、類聚後集に出づ、是等類なるべし、然れは、例年、蛙も、實には、希有の奇事なり、

山王大權現社府西城 西田村に在り、祭神大國主神、大物主神、大己貴命、葦原醜男、八千戈神、大國玉神、顯國玉神、七坐、以上同神異名なり、正祭十一月初申日、本社は、近江國滋賀郡坂本日吉社なり、神書曰、大己貴命有七名、此七神以勸請山王七社、是を

り、社社を加蒙に近江國滋賀郡坂本日吉社本宮七社所屬二十四一社社と眷屬百八社と一社社と七社社と中社社と下社社と一社社と坐大宮に所祀祀なり、元文五年十月、大權現の宣命を納む、社司を中馬和泉といふ、

久富貴宮府西城 西田村新照院地名にあり、奉祀三坐、郡山邑花尾大權現に同し、例祭九月九日、天文廿四年、乙卯、九月四日、大中公當社を建て、花尾社の別宮となし給ふ、棟札に導師は權大僧都俊盛と見たり、社司西郷伊豫、

船魂廟府東 武村船手にあり、奉祀伊弉諾尊、伊弉册尊、猿田彦命、例祭五月二日、貞享五年、戊辰、二月十八日、寛陽公海上往來擁護のため勸請し給ふ、本田某社事を主る、船手は一團をなし、官船を置くの所にして、船子亦これに居る、初め船手は、府城の東北、春日神社の下より稍北の方にありといひ傳

ふ、慶安以前の地圖を檢するに、即ち其邊に加子町と記す、明曆三年、此處に移す、

○紫藤架 社の右にあり、毎年累々として花を垂れ、賞遊の者あり、

大門口辨才天廟府城の南城

武村の海邊大門口南林寺大門前、其通

海口を大門口と呼ぶにあり、初め妙心君慈徳公の御生母の府城二之丸の内、山下御第に建立せられ、安永四年乙未、十二月十一日、こゝに移

さる、此地沙清くして白玉の如く、海淨ふして明鏡に似たり、

○稻荷社 辨天窟の後に並らへり、妙心君原良の御第より、此所に遷祀せらる、時に安永五年丙申、二月三日といへり、

○秋葉廟 辨天廟と、稻荷社の間にあり、小廟なり、安永五年、五月十八日、山下御第より遷祀、

荒田八幡宮府城の南城

荒田村にあり、奉祀三坐、正位

應神天皇

左位玉依姫、右位 神功皇后並に木立に體立、正祭九月二十三日、閏

村生土神とす、勸請年月久遠にして詳ならず、社傳に往古鹿

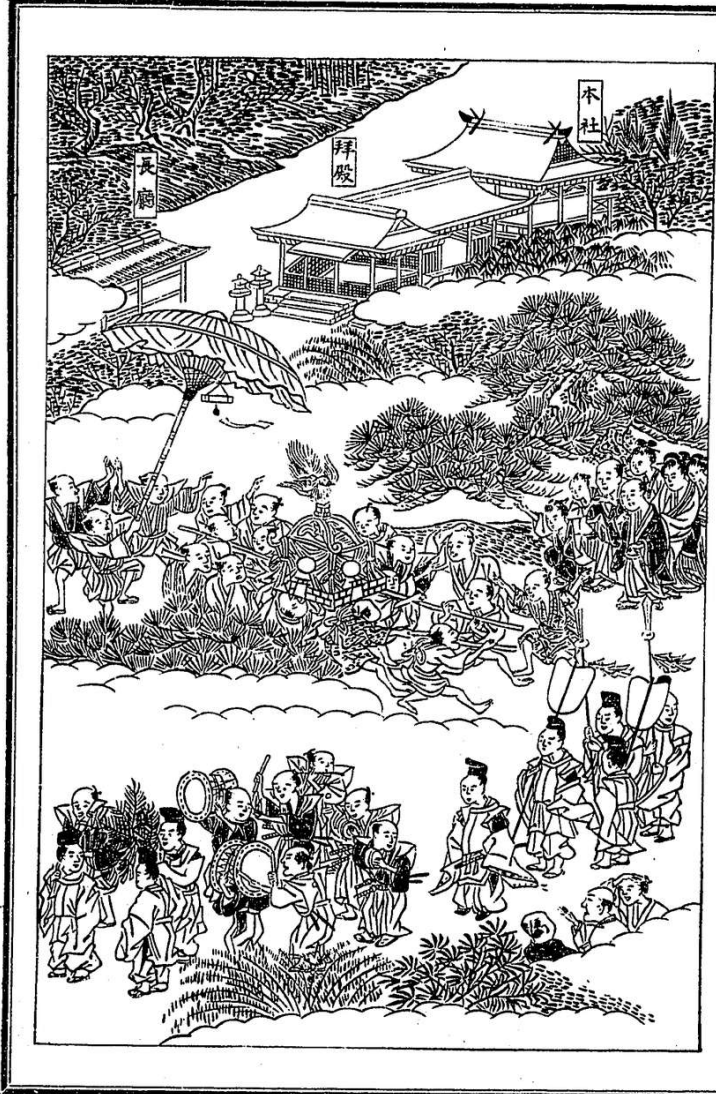
兒島の總廟にて、祭祀には流鏑馬等ありしといふ、建久八年、薩摩國圖田帳に、大隅正八幡宮御領、鹿兒島郡荒田莊八十町

地頭掃部頭と記す、東鑑曰、元久元年十月十七日、大隅正八幡宮寺訴、申、故右幕下御時、掃部頭入道寂忍、爲正宮地頭之處、宮

寺依、申子細、被停止、其儀、訖、其後又三箇所被補、三人、地頭之間、造營之功難、成由云々、仍、今日所止、彼地頭職等也、帖佐郷地頭

肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得名地頭馬部入道淨賢、この大隅正八幡は、國分正八幡にて、國分の卷には、鹿兒

島神社と標題す、掃部頭は、親能法師、法名寂忍を指して言へり、古へ神領ある地、其神を崇る俗あり、東鑑、壽永三年五月三日、御厨壹處、在武藏國飯倉、此呼ぶ、是等江戸芝神明の本、つ、荒田





村は、正八幡の神領たるのゆゑ、こゝに八幡を勸請せしと見  
 たり、元龜二年、四月、下大隅大隅國の南邊を、賊徒武村に襲  
 ひ來て合戦あり、當社を亂妨し、神寶を奪ひ、舟に乘り歸りし  
 が、暴風發りて舟危く、寶物皆海に投しけるとなん、武村は此青木  
 賊徒の首塚といふの説あり、正祭には、荒田の海濱に行宮を構  
 へ、神輿を護りて、其行宮に至る、これを濱殿下濱殿下と稱す、諷方大  
 宮司及ひ當社の社司等、多く陪從し、大傘鉾等種々の神器を  
 携へ、神樂を奏す、かくて其往來の途中、神輿を奉ずるの徒、一  
 齊に聲を發し、或は前に進み、或は後へに向つて神輿を馳す、  
 此の如くすること數回、是神の喜び給ふところとす、又荒田  
 村四方の境ひに、隨神祠あり、東は武村、鹽屋の境、南は中村の  
 境、西は田上村の境、北は武村の  
 小祠を各隨神す、三年に一度、春の彼岸、神輿を昇ひて其四境を  
 巡り、神輿を隨神祠に駐む、これを八幡境廻りといふ、儀衛大

畧濱下りの式の如し、古昔荒田村社領たるの遺事なるにや、  
 社司中馬和泉、別當福藏院、大興寺に、弘治二年、二月、八幡領、且  
 當社所藏、天正二年、甲戌、十二月廿六日、武内殿、一書、再第、四世  
 文に、當坐、主權、大僧、法印、賴宜、とあり、賴宜は、大興寺、第、四世  
 殿の名と見ゆ、境たり、弘治、天正、か、何、れ、の、世、に、や、廢、せ、し、り、と、し、て、今、武、内、  
 殿は、當社、の、境、地、に、あり、し、か、何、れ、の、世、に、や、廢、せ、し、り、と、し、て、今、武、内、

○蝮蛇の鎮符、當社は、蝮蛇を惡み給ふとて、荒田一村、其虫  
 絶てなし、人皆社下の砂を拜請し、以て鎮符とす、是を身に帶  
 れば、他所に於ても、其害に遇ふことなし、若其虫を見る時、此  
 砂を撒は、則ち瘥傷みて、働くことあたはず、

一條宮府南城 郡元村にあり、奉祀九坐、これを三横に安す、中宮  
 猿田彦太神、豊玉彦命、日月神、鹽土老翁、玉依姫の五座、各坐、東  
 宮、彦火々出見尊、豊玉姫の二坐、各立、西宮大已貴命、天智  
 天皇の二坐、各立、例祭九月九日、十月朔日、是額娃開聞神を勸

請す、祭神の事は、猶類開開傳ふ、建久八年、六月薩摩國圖田帳、郡本社、七町五段、鹿兒島郡内と載す、其郡本の社とは、當社を指す歟、初は一之宮大明神と稱す、貞享五年、二月の棟札書すところ亦然り、其神號薩摩國一之宮類を薩摩一宮とす、今本文所謂薩摩一宮は、開新を指せるなに混淆す、故に卜部吉田兼連今の號に改しとなり、元祿十四年の記、一條宮大明神とす、其頃の改號にや、寶永八年、辛卯二月六日の古簿に、一宮大明神と唱へ候處、近年は一條三社大明神と唱へ候とあり、十月朔日の祭祀、神輿濱下りあり、當社より巽方三町許の海邊、谷山街道の傍、古松樹あり、其處を柴立と呼ぶ、神輿をこれに駐む、故事なり、

聖ミコト之宮の西城 小野村烏帽子形にあり、園田氏宅地なり、祭神詳ならず、例祭十一月廿一日、同社に稻荷を祀る、稻荷は、園田永の氏神なり、應永の



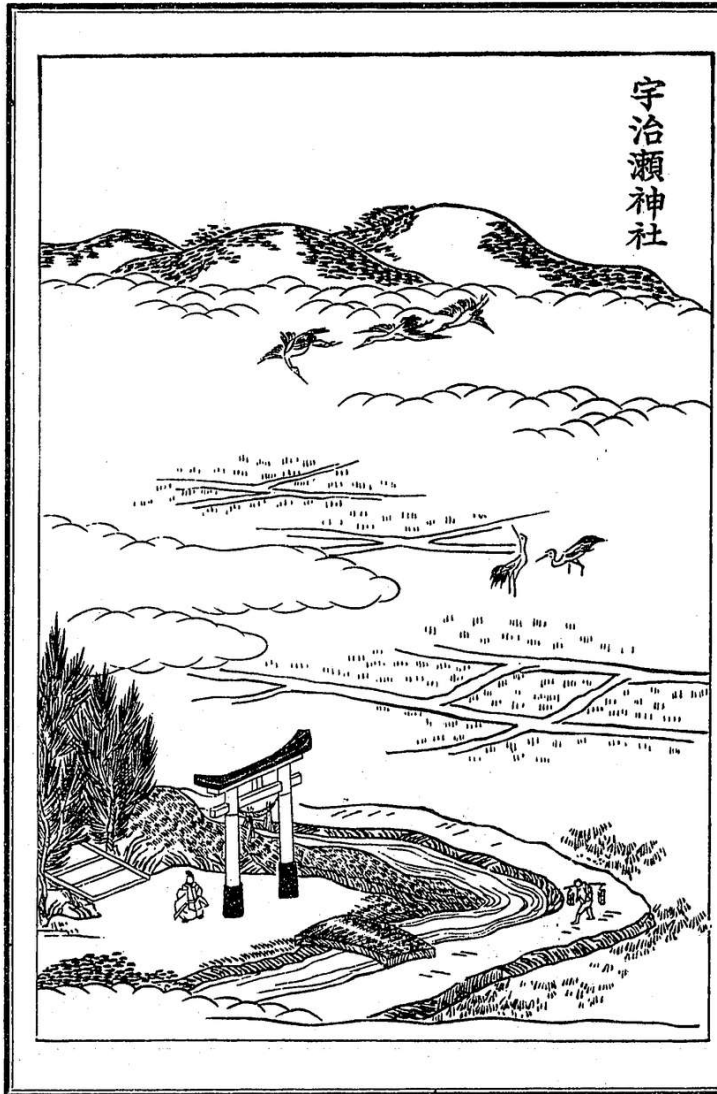
十二年八月、其以前天公當地を園田に賜ふ、大永六年、島津八郎左衛門尉實久の實久は、薩州家五世薩州家叛し、七年實久が黨鹿兒島に充つ、六月十五日の夜、大中公從臣と議し、清水城を出て、園田が家に入る、賊追至る、時に園田清左衛門實明、謀を以て、公を聖宮に匿し奉り、此神に祈り、危難を遁れ給ふ、故に、邦君世々敬禮し、屢これに詣謁し給ふ、今の社は、大玄公再興といふ、

宇治瀨神社 西北城の 草牟田村にあり、宇治瀨、或は宇津佐 應永十五年

立年、寛正三年、明神云々、に奉造、或は氏瀨に作れり、奉祀二坐、左位、豊玉彦命、右位、玉豊姫、並に立像、薩州神社考に記す、例祭二月十八日、十月十八日、三代實錄曰、貞觀二年、三月廿日、庚午、薩摩國從五位下鹿兒島神、授從五位上傳へ稱ず、此神は鹿兒島の地主神なりと、按ずるに、豊玉彦は、海神にて、彦火々出見尊、海

宮に至るや、尊を翼戴し、尊再ひ本郷に還ることを得て、鴻業を墜さるもの、豊玉彦の誠忠偉勳の功に頼れり、しかのみならず、葺不合尊の國舅たるを以て、鹿兒島の神となせるなるべし、俚諺に、二月十月の十七日の夜、櫻島小池村穗尾崎の海を過れば、船膠て進まず、且この夜、宇治瀨川、波浪逆流す、海童宇治瀨に詣るの故なりといひ傳ふ、是其海神たること明らかし、其宇治瀨川といふは、神月川を指す、今社前を距ること四町許に在り、凡そ國語所謂宇治とは、水の蟠渦するの名にて、山城宇治川の稱、此義に出つ、瀨とは、水の激流するの名なり、想ふに、當社を宇治瀨と號するは、蓋し神月川に緣る歟、又宇津は宇治と同じ、佐は瀨と音相通す、氏瀨亦宇治瀨なるのみ、舊當社の祭式、二月、十月、並に朔日より十八日に至り、祀場中と稱し、萬事慎みて、他國に出行を禁むるの俗あり、承

宇治瀨神社





應四年、二月、神祇管領卜部兼起に請ひて、外出の禁罷しと見  
にたり、口碑に、初め當社今の社山の巔に鎮坐ありしといふ、  
社司森右膳、

年之宮府北の

坐石立傳へて上古より此伊敷村に就て由ある神と稱ず、按

ずるに三代實錄曰、貞觀二年、三月廿日、庚午、薩摩國正六位上

伊爾色神授、從五位下、是當社の神にして、古事記所謂印色入

彦命書紀所謂五十瓊敷入彦命なるべし、其然りとする所以

は、則ち當所を伊敷といふもの、蓋し此神に縁て出るの名に

て、伊爾色の轉なるのみ、固より、垂仁帝の時、池を諸國に

鑿り、以て吠澹に灌く、即ち印色命は、帝第二の皇子にて、專

らこれを掌り、書紀垂仁帝三十五年、曰、秋九月、遣五十瓊敷命

及迹見池是歲命諸國多開池溝數八百之、以農爲事、因古事記姓

富寬、天下太平也、幾内志曰、河内郡、日下村、御所池、古事記姓

印色入彦命、造日高津池、即、又和泉池、又同國、日根郡、珍勢池、  
莊、廣、五、百、三、十、餘、畝、垂仁紀曰、作高石池、又同國、日根郡、珍勢池、  
相傳、印色入彦命所鑿、新墾を勤めて大に功を年穀に著はす、  
今此地左右皆水田あり、亦當時の開荒に係れる故、命を祭り  
て之を地名に存じ、其有年の德澤を以て、年の宮と稱ぜし、推  
して知るべし、名なり、祝詞式に、奥津御年くと成る故に、  
傳り、同は田寄の中なり、先つと晩をぬくは、穀の事なり、其は神の御靈も  
奉て賜ふゆゑ、天皇に寄、夫れ天下の農事は、古先賢哲、知力を竭  
し、蒼生を救ふの術にして、今數千百歳の後に至り、世々粒食  
の賜を受ざるはなし、於戲其誼るべからず、例祭九月廿八日、  
社司前田幸磨、水、天、武、及、稻、荷、を、祭、命、油、灌、の、功、覺、以、色、水、天、動、  
徳にへり、其水擬天及稻荷を祭命油灌の功覺以色水天動  
こと稱し、熊野豐祭、或は小應と稱す、  
州や神別、に考、本、つ、後、く、此、と、神、こ、號、ろ、を、り、得、故、ず、一、誤、説、に、認、大、年、て、混、を、合、せ、し、祀、に、あ、ら、

士、平田氏所著の成文及ひ此を按ずるに、大國引坐神あり、八島  
か、岳公、我敷伊敷村内、國引登町を以て、諏方神領と名し給ふ、安  
養國引藏書に見ゆ、是なり、此に據れば、大國引田のみ名をわらす、其  
なれん、亦謂はるに似たり、然し、神常社は、奉祀は正明しかなり、坐  
又、或説に、近衛關白信長、年坊津宮に講居づの時、こゝに遊  
春日神社西府北城の、下伊敷村、年之宮の西壹町餘にあり、奉祀建

夔槌命、經津主命、天兒屋根命、姫大神の四坐なり、正祭十一月  
廿八日、當社は、近衛關白信輔文祿三年坊津に謫せられ、其此  
國に在し時、勸請し給ふ、又三十六歌仙を親書し、以て社頭に  
奉納し、室に收め、當社には青緋を喜捨し給ふ、且社側に精  
舎を建て、智惠光院と號し、別當寺とせらる、歸京の祈りとい  
ふ、坊津公御建立末寺、報之、別當と見たり、光院、此院は、享保元年、  
坂本村撻葵々に移し、今當社に別當寺なし、社下地にお坐り、是智唱

惠光院の當社の下に、關白宅地の跡を傳ふ、關白本藩に、  
詳なり、社司前田幸磨、

天満宮西府北城の、下伊敷村の田間にあり、春日社の西三町許に  
當る、所祀菅丞相、是亦關白信輔の勸請にて、由緒前條春日社  
に同じ、後ち星霜を経て、社殿廢せり、於是新に廟を西田村了  
性寺に建て、神體板面を遷祀す、今此處には別に神體像木を安  
す、例祭十一月廿五日、社司森右膳、

愛宕社東府北城の、坂本村後迫の山上にあり、弘治二年、大中公  
の創建にして、山伏南照坊これを安置すといひ傳ふ、般若院  
これを管す、

神社合記、蛭子社、坂本村妙顯寺の南、三町許にあり、攝州西  
宮を奉祀す、按ずるに、西宮は、攝津國武庫郡西宮に在り、例祭  
九月十九日、△荒神社、坂本村、後迫にあり、奉祀土祖神、澳

宮之年



春日社

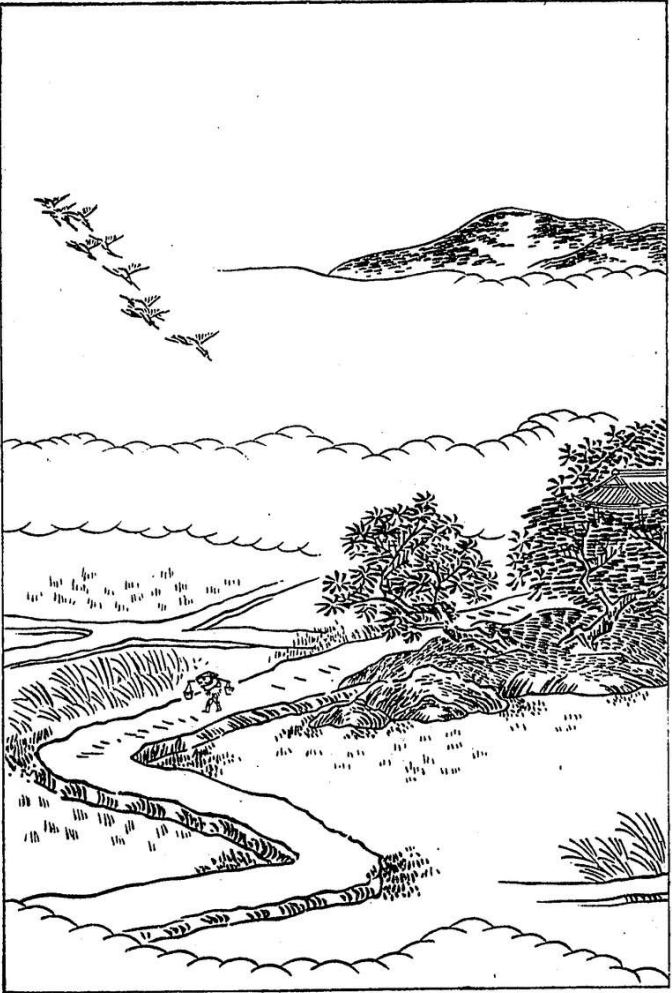
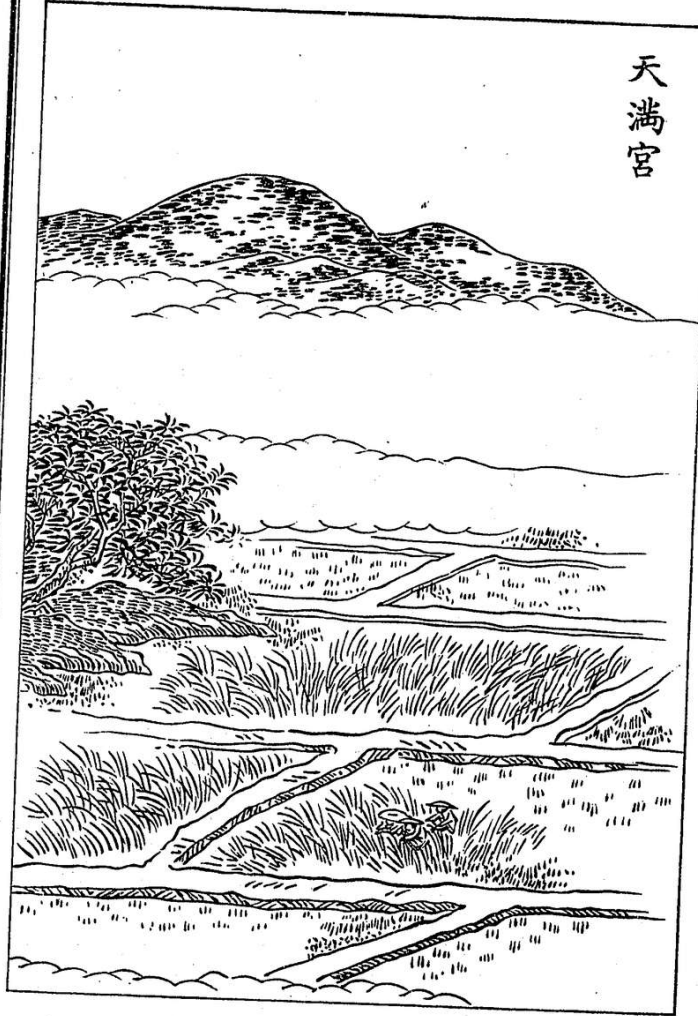


ふたきとるおのた  
岩のあけり  
とすひうらや  
管そやん

信輔

近衛宅地

天満宮





津彦命、渙津姬命、俗に所謂竈神なり、神靈體毎月廿九日祭あり、  
 寬陽公の御時、神祇道上吉田兼起に憑りて、請神の法を行ひ、  
 承應四年、二月鳥越荒神山三本杉の前に崇めらる、貞享三年  
 十二月この處に遷されしなり、本社大和國笠山荒神社と云、  
 △住吉社 坂本村南林寺大門前、通路の傍にあり、奉祀三  
 坐、正位中筒之男命、左位底筒之男命、右位上筒之男命、例祭三  
 月二十九日、本社は、帖佐郷住吉村住吉社なり、天明六年、丙午、  
 十二月、建立、抑當社は、歌神なり、之神祇拾遺曰、住吉玉津島和歌  
の神事、住吉三神、表軍神なり、曰、天慶年中、住吉明神、託宜  
簡男、中筒男、底筒男、表軍山王爲、大將軍、我爲、副朝博風片割は、宮殿の上に聳へて、神  
靈の威を見し、朱の鳥居、朱の玉垣は、青松白櫻の間に輝きて、  
 丹心の誠を表するが如し、純一清淨の神地なり、社の左に山  
 伏あり、これを護る、△諏方神社 西田村窪田にあり、祭神

建御名方命、事代主命、例祭八月廿八日、伊集院忠棟建立なり、  
或曰、忠棟の祖 △大田大明神山 武村岡阜の半腹にして、  
 田野山海一眸の下に屬す、社司言く、祭神大己貴命一坐、本社  
 は近江國栗本郡建部神社近江國建部神社、祭神大己貴命、或  
社註、にて初め是より東十町許、當村今の上之園の内にあり、  
 後此處に遷祀す、皆其年歲詳ならず、社號の大田は、今の處の  
 地名なりと云、鱒口に奉寄進大田大明神云々、于時永正十七  
 年、十一月云々と記す、當社武村にあるを以て世に専ら武大  
 明神と稱す、本社の號、建部多郡といふに、讀む、是健字の偏を省ける  
換るに、武字を用ゆるの例多し、當村の生土神故に詣  
名と本社、武字を用ゆるの例多し、當村の生土神故に詣  
 人絶はず、神素より社を錫ふ、例祭九月十九日、社司中馬某、  
 △鹽竈大明神祠 武村の内、鹽屋の里にあり、寬永五年、勸請  
 といふ、延寶八年、九月、棟札に薩州慶府鹽屋村鎮坐、鹽竈明神

則神代鹽土老化現、而當村守護之靈也と記す、此里の海濱鹽田あり、閩里専ら鹽を煉るを以て業とす、因て里人の信仰他に異なり、毎歲二月廿五日、九月廿五日、祭祀をなす、△高加木權現廟、附瀑布、小野村にあり、奉祀伊弉册命、速玉男神、事解男神の三坐、例祭九月九日、これ木村時勝崇る所と云、系圖を按ずるに、時勝は鎌倉北條高時が弟、泰家三世の孫なり、泰家熊野三社の神を護し、薩州祁答院に來り、其孫即ち時勝、祁答院を去て、此高加木山に移居し、木村を以て氏とす、額に高加木大權現、棟札には高鍵、或は高賀木に作る、當社は世に威靈顯著と稱じ、齋禱の者多し、又此地山嶺廻合、楓樹茂密して、錦屏の中に在が如し、後山より飛泉二流、社を挾んで瀉き下る、社の左なるを男瀑といひ、右なるを女瀑とす、遊人も必ず盤旋して、風雅の興を添ふ、社司芦谷主税、紀州に修驗者か唱法

を修する地なり、堂あり、深 △天満宮 吉野村大磯、松ヶ平の内、櫻谷と龍洞院の間にあり、碧瓦朱甍、松杉に隠映す、奉祀菅丞相神體網の一坐、正祭八月廿五日、貞享三年、八月 寛陽公創建し給へり、本社筑前國博多綱場天神なり、神社啓蒙に、博多綱場天仍令神里諺曰、昔菅家左遷之日、先懸此地也、海濱無廟、社司西郷伊豫、△蛭兒宮、吉野村大磯にあり、奉祀蛭兒、事代主神、大穴牟遲命、三坐、例祭十月にして、日定まらず、薩州神社考に言く、往古蛭兒宇津穗船に乗り、大磯に着給ふ、因て此所に崇め、蛭兒宮と號す、當宮にて累年浦々漁利繁榮の祈願をなす、妙なる哉、毎歲飛魚自ら飛んで、社前の海邊に上る、傳へ稱ず、屋久島益救神社、此神を祭る、彼島の漁師、網して飛魚を得れば、必ず大磯に向て獻ず、即ち此濱に上るの魚是なりと、按ずるに國分邑奈毛、木神叢、蛭兒の船漂到し、其船生活して大木とな

れるといふ、然れば諸所に漂着して、遂に國分に止まりし歟、  
 出ノ被記流劔巻シ曰、蛭子は、天石椽椽寄船に乘せ奉り、大海カ原に推、  
 夷三郎殿、流ト願をレ給テ、西宮ニ御座り、其海を啓領す、曰、西宮い、  
 子御前者、蛭子神也、俗號夷三郎、非也、夷者別一氣神、其在釣磯、  
 則號夷相殿、事八十神、大穴牟遲命、拾玉集、慈鎮の哥、西の海に、  
 の風、哥、れ、ろ、へ、せ、た、よ、だ、西、神、の、宮、東、の、み、ら、の、み、だ、に、見、る、な、る、も、の、歌、を、合、も、の、政、  
 い、哀、れ、も、は、む、か、兒、し、を、さ、り、し、て、こ、恵、と、比、須、な、り、と、△白山權現社 吉野村、  
 大磯山下川の北岸にあり、祭神伊弉册尊、菊理媛、本社は加賀  
 國石川郡にあり、當社は 淨國公此所に移して、再興し給ふ  
 といふ、初め鎮坐の地審ならず、此他神廟無數にして、或は某  
 の病を愈し給ひ、或は某の願に應ありと稱じ、世に仰信する  
 の叢祠、殫く擧るに遑あらず、

三國名勝圖會卷之三終

昭和八年三月七日 小教實録